

第4章 津久見市の文化財の保存・活用に向けた基本理念・基本方針

第1節 文化財の保存・活用に向けた基本理念

「津久見らしさ」を創り出してきた文化財

本市には、尾崎小ミカン先祖木や大友宗麟公墓等地域の歴史文化を物語る多様な文化財が数多く残っており、地域の人たちにとって身近なものとして暮らしの中に根付き、地域への誇りや愛着を醸成してきた。そして、これらの文化財は時代を超えて「津久見らしさ」を創り出し、地域が守り継いできた歴史や文化の証として常に私たちの身の回りにあり、大切な役割を果たし、その源となってきた。

文化財はまちづくりに欠かせない貴重な地域の資源

これらの文化財は、市民共通の貴重な宝であり、本市のまちづくりにとって重要な地域の資源である。これまで守り継がれてきた地域の歴史や文化を学び、文化財にふれ、大切に守っていくことは、ふるさとを大切に想う心を育てることにつながる。地域の魅力を再確認し、地域が主体となって誇りを持って文化財を次世代に継承していく。そのためには本市に残る文化財の価値を共有し、市民や専門家、まちづくり団体等、それぞれが主体的に活動しながら、暮らしの中で文化財に親しみ、保存・活用に取り組んでいくことが必要である。

文化財を「知る・守る・活かす」

文化財の保存・活用に向けて、まず、市民一人一人が身近に残る文化財の価値を再認識することが大切で、文化財の価値を知ることによって初めて文化財を守ること、まちづくりや教育といった様々な場面で活用することが可能になる。

「知る・守る・活かす」という文化財の保存・活用に向けた基本的な流れを円滑に機能させることで、地域での存在価値をさらに高め、文化財を次世代へ継承していく。

これらを踏まえ、本市の文化財の保存・活用に向けた基本理念は、

**自然豊かな津久見市で生まれ「津久見らしさ」を創り出してきた文化財を
「知る」、「守る」、「活かす」**

と設定する。

第2節 文化財の保存・活用に関する基本方針

前節で挙げた基本理念のもと、本市の歴史文化の特性を構成する文化財の保存・活用を計画的に推進するにあたり、次のとおり基本方針を設定する。

基本方針1 「津久見らしさ」を創り出してきた文化財を「知る」

文化財の保存・活用は、そのものの本質的価値を「知る」ことから始まる。本市域に所在・分布する多様な文化財の把握と専門的な調査・研究を推進し、その本質的な価値を明らかにする。

また、多種多様な方法による情報発信を通して、市民や来訪者が学ぶ機会を創り出し、文化財の本質的な価値や魅力を共有する。

基本方針2 「津久見らしさ」を創り出してきた文化財を「守る」

文化財に関連する法律や条例に基づき文化財の指定や保護施策を進め、未指定文化財について、詳細調査や研究の結果、本市にとって貴重で価値が認められる場合は、文化財調査委員会に諮り、指定等の措置を講ずるなど、保存に努める。

文化財の所有者や地域と連携し、適切な管理・保存に努める。また、様々な理由によって存続が危ぶまれる文化財について、担い手の確保と育成を図ると同時に理解を得るための機会を創出していく。特に、未来の担い手づくりのため、学校教育と連携するなど、子どもたちの地域学習等地域の歴史文化にふれる機会を創出する。

基本方針3 「津久見らしさ」を創り出してきた文化財を「活かす」

文化財及び周辺環境の整備を行う上で、文化財そのものの価値や魅力を引き出すための整備を実施するとともに、市民はじめ来訪者が活用しやすい環境づくりに努める。

多様な文化財の活用を推進し、市民等が文化財に親しむ機会の創出に努め、まちづくりと地域の活性化につなげるなど、活用が保存・継承と一体となった施策を展開する。

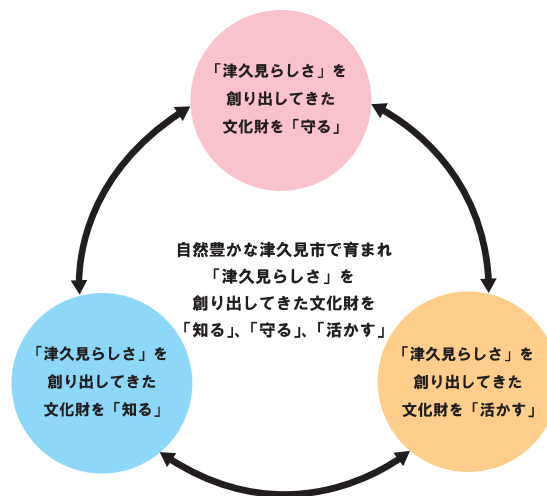


図23 文化財の保存・活用に向けた基本理念を支える3つの基本方針とその循環

第5章 津久見市の文化財の把握状況と保存・活用に関する課題・方針

第1節 文化財に関する既往の把握調査と把握状況

本市は、これまで津久見市文化財調査委員会が中心になって津久見市文化財実態調査（昭和53年度（1978））を開始し、引き続き並行して市誌編さんに係る調査（昭和54～59年度（1979～1984））、さらに巨樹・巨木林フォローアップ調査（平成12年度（2000））や、歴史文化等の地域資源の掘り起こしのため平成27年度（2015）から地域資源発掘調査として独自に進める等、市内全域を対象とした総合的な把握調査を継続的に実施し、多くの情報を蓄積してきた。

（1）大分県による把握調査等

大分県は昭和28年度（1953）から『大分県文化財報告書』等を刊行しており、本市で把握調査等を行う際も、県から発行された報告書を数多く活用してきた。

活用した主な資料は下表のとおりである。

表10 津久見市関係の大分県調査報告書一覧

書籍名	編著者	刊行年
『大分県の民謡』	大分県教育委員会	1985
『歴史の道調査報告書 臼杵城路』	大分県教育委員会	1986
『近世社寺建築緊急調査報告書 大分県の近世社寺建築』	大分県教育委員会	1987
『大分県の文化財』	大分県教育委員会	1991
『大分県の近代化遺産－近代化遺産総合調査報告』	大分県教育委員会	1994
『大分の中世城館』第1集～第4集	大分県教育委員会	2002 ～2004
『大分県の天然記念物（地質鉱物）天然記念物緊急調査報告書』	大分県教育委員会	2010
『大分県の近代和風建築 一大分県近代和風建築総合調査報告書一』	大分県教育委員会	2013
『大分県の諸職 大分県諸職関係民俗文化財調査報告書第5集』	大分県立宇佐風土記の丘歴史民俗資料館	1987
『大分県の祭礼行事 大分県祭礼行事民俗調査報告書』	大分県立宇佐風土記の丘歴史民俗資料館	1995
『大分県教育庁埋蔵文化財センター調査報告書第3集 津久見門前遺跡 瀬戸遺跡 佐伯門前遺跡』	大分県教育庁埋蔵文化財センター	2005
『西南戦争戦跡分布調査報告書』	大分県教育庁埋蔵文化財センター	2009
『大分の中世石造遺物』第1集～第5集、第5集別冊	大分県教育庁埋蔵文化財センター	2013 ～2017
『大分県立埋蔵文化財センター調査報告書第12集 志手町遺跡』	大分県立埋蔵文化財センター	2020
『収蔵史料目録3』	大分県立先哲史料館	2005
『大分県の天然記念物（地質鉱物）天然記念物緊急調査（地質鉱物）報告書 増補改訂版』	大分県生活環境部	2021

(2) 文化財の現況把握調査

地域計画を作成するにあたり、指定等文化財と未指定文化財の現況把握調査を実施した。

本市は、前述のとおり継続的に総合調査を実施してきた経緯から、地域計画作成に際してはその補完調査として、令和5年(2023)7月から令和6年(2024)6月までの1年間で実施した。現地調査員(文化財調査委員会委員、郷土史研究者)6名を中心に文化財専門員も加わり現況把握のための調査を実施した。

調査区は、明治時代の旧町村を基本とし、現在設置されている行政区30区を津久見地域・青江地域・下浦地域・日代地域・四浦地域・保戸島地域の6地域に設定し、それぞれの地域に所在する文化財について、過去の調査記録から作成した所在リストをもとに、区長をはじめ地域の事情に詳しい地元の方に協力いただきながら現地確認を行った。

実施した調査件数は、6地域合わせると801件になり、各地域ともに特徴ある文化財が残っていることが確認できた。

調査件数と主な内容は、以下のとおりである。

津久見地域 272件

千怒鍛冶屋石幢・同鍛冶屋塔ノ本宝篋印塔、大友氏別館跡ほか、宮本赤八幡神社豊明殿・神楽殿、彦ノ内寺屋敷跡石塔群、中田衛門三郎之碑・拝高天満社周辺ヤブツバキ群、西ノ内誠心寺観音像等

青江地域 238件

警固屋井無田周辺の石塔群、田平五輪塔群、川上門前石灰焼き発祥の地跡、川内辯治谷^{べんじだに}五輪塔群、畑村上神社周辺の石塔群等

下浦地域 123件

徳浦御寅御前の墓・徳浦神社獅子舞、堅浦海岸寺境内の文化財群、長目浦代観音堂五輪塔群、長目地区みかん小屋、楠屋蛇紋岩採掘場跡、無垢島の二枚貝化石等

日代地域 56件

日見天満社境内社及び周辺の巨木林、網代島チャートほか、佐伯藩御茶屋跡、網代幸月寺跡五輪塔群、赤崎天満社境内社等

四浦地域 81件

四浦半島の浦々に残るえびす像、久保泊城跡、落ノ浦権現洞窟及び周辺文化財群、間元の砂岩岩脈、高浜海岸の褶曲等

保戸島地域 31件

海徳寺石幢、景行天皇の腰掛石、保戸島盆踊り・精霊流し等盆行事、遠見山旧海軍防空監視所跡等

今回の調査で、新たに多くの未指定文化財を確認することができた。特に、南部四国八十八か所札所、庚申塔やその他記念碑等の石造物、巨樹・巨木林の分布、民俗芸能の存続状況等は、所在地域での聞き取りによって、その概要が把握できた。

(3) アンケートによる調査状況

地域計画を作成するにあたり、令和6年度（2024）に市民を対象にアンケート調査を実施した。ここでは、その調査結果の概要について報告する。

名 称	津久見市の文化財の保存・活用に関するアンケート
目 的	①文化財に対する市民の意識調査による課題の把握 ②総合的な文化財リストの作成に向けた未指定を含む文化財の状況確認
期 間	令和6年（2024）5月31日～7月2日
対 象	津久見市民1,000人 中学3年生以上の市内在住者1,000人を無作為抽出
回答数	225人（回答率 22.5%）

目的①に設定した意識調査による課題の把握では、「文化財を地域のまちづくり等に活用していくためのアイデア」や「文化財の保存・活用等についての意見・要望」についての問いに対して、SNS等を含めた文化財の情報発信やイベントの開催、学習機会の提供、学校教育との連携等を行うことで、本市の文化財を知る機会を増やし、津久見の魅力を発信してほしいとの意見があった。

一方、「津久見の歴史や文化財を知らない」、「文化財を知る機会がない」という回答も複数見られた。これらのことから、文化財について学ぶ機会の提供や文化財の情報発信等に課題があり、本市の文化財の価値や魅力を共有するための取組を行う必要があることが分かった。

目的②に設定した未指定を含む文化財の状況確認では、市民が思う「津久見らしい」文化財や、地域で大切にされている文化財を中心に確認を行った。具体的な設問として、「地域で大切にされている文化財や、将来に残したいと思う文化財」を尋ねたところ、回答者は58人とどまった。指定等文化財に加えて未指定の無形の民俗文化財、植物、神社等が多く挙げられた。地域の祭りや民俗芸能、自然、神社は市民にとって身近な文化財であることが分かる。

また、あなたが思う「津久見らしい」文化財に関する問いでは、回答者の10代から80代以上のいずれの年代でも「地域に伝わる祭りや芸能」が最も多く、回答者全体の約50%が選択した。「文化財の保存や活用について、市が力を入れるべきもの」の設問でも同様に、いずれの年代でも「地域の祭りや伝統芸能の継承」が最も多かった。このことから、地域の祭りや民俗芸能を継承していくことの重要性を、全ての世代が認識していることが分かる。

アンケートの設問内容と回答（一部抜粋）

問：あなたが思う「津久見らしい文化財」とは、何ですか。（複数回答可） **【必須】**

【選択肢と回答数】

- | | |
|-----------------------------------|----------------------------|
| 1. 地域に伝わる祭りや芸能…………… 112 | 7. 仏像や彫刻・絵画…………… 8 |
| 2. 天然記念物
（樹木・動植物・化石・地質鉱物） ……62 | 8. 古文書や古絵図…………… 8 |
| 3. 神社や仏閣の建物・石造物……………41 | 9. 土木建造物（石橋・石垣・水路） ……7 |
| 4. 出来事（伝説、言い伝え、地名） ……30 | 10. 土器や石器、金属器などの出土品…………… 6 |
| 5. 史跡（城跡、戦跡）・名勝（奇岩） …… 28 | 11. 特にない……………60 |
| 6. 文化的な景観・伝統的な町並み……………23 | 12. その他（ ） ……10 |

問：文化財の保存や活用について、市が力を入れるべきものはどれだと思いますか。 **【必須】**

次の中から該当するものを三つまでお選びください。

【選択肢と回答数】

- | | |
|-----------------------------------|------------------------------------|
| 1. 地域の祭りや伝統芸能の継承…………… 121 | 8. 文化財の防犯、防火、防災の取り組み……………26 |
| 2. 文化財を活用した観光……………52 | 9. 建物や仏像、美術品などの保存修理……………24 |
| 3. 文化財の情報発信の充実・強化……………50 | 10. 文化財の講座・催しの実施
（社会教育の充実） ……19 |
| 4. 学校教育と連携した郷土を学ぶ機会
の創出……………49 | 11. ガイド育成等の人材育成……………17 |
| 5. 文化財を活用したまちづくり……………32 | 12. 文化財を活用した健康づくり……………10 |
| 6. 史跡（城跡ほか）・名勝の整備…………… 27 | 13. その他（ ） ……14 |
| 7. 文化財に関わる収蔵・展示施設の充実…27 | |

問：あなたのお住まいの地域で大切にされている文化財や、将来に残したいと思う文化財は何ですか。

該当する種類の欄に、名称や場所等について分かる範囲でご記入ください。 **【任意】**

【回答】

アンケート結果を、未指定文化財の種別ごとに再分類して下記のとおり整理した。

種 別		回答数	回答のキーワード（一部抜粋）	
有形文化財	美術工芸品（絵画）	2	神社の天井絵	
	石造物	4	川内の石幢 ほか	
民俗文化財	有形の民俗文化財	6	地藏様 ほか	
	無形の民俗文化財	民俗芸能	26	扇子踊り、堅浦の棒術や長刀、獅子舞、御神楽、ジョウヤラ、堅浦霜月祭り、赤八幡神社の大祭、盆踊り ほか
		説話・伝説	2	
		歌謡	3	
		郷土食	4	
年中行事	1			
記念物	遺跡（その他）	2		
	名勝地（その他）	3		
	動物、植物、地質鉱物	13	ウバメガシ、アコウ、みかん ほか	
文化的景観		5	石灰石鉱山 ほか	
由緒地	神社	17	赤八幡神社 ほか	
その他		6	納涼花火大会 ほか	

(4) 本市における調査の実施状況

本市がこれまでに行ってきた類型別の文化財の調査状況は表11のとおりである。

表11 文化財の調査状況（地域別）

種別		津久見	青江	下浦	日代	四浦	保戸島	調査状況	
有形文化財	建造物	△	△	△	△	△	△	<ul style="list-style-type: none"> ・木造建築物は年代がはっきりしていないものが多い。 ・絵画、彫刻、工芸品、書跡・典籍、歴史資料の一部を除いては、市誌編さんに伴う調査のみである。 ・古文書については、県の記録史料所在調査でおおむね把握できている。 ・考古資料については、発掘調査の出土遺物以外の考古資料の把握は行っていない。 	
	美術	絵画	△	△	△	△	△		△
		彫刻	△	△	△	△	△		△
	工芸品	工芸品	△	△	△	△	△		△
		書跡・典籍	△	△	△	△	△		△
	品	古文書	△	△	△	△	△		△
		考古資料	△	△	△	△	△		△
		歴史資料	△	△	△	△	△		△
石造物	△	△	△	△	△	△	・石造物は市と県の所在調査によりおおむね把握できている。		
無形文化財		×	×	×	×	×	×	・把握調査は、ほとんど実施していない。	
民俗文化財	有形の民俗文化財	△	△	△	△	△	△	・おおまかな所在把握はできている。	
	無形の民俗文化財	△	△	△	△	△	△	<ul style="list-style-type: none"> ・市独自で実施した祭り・行事調査で民俗芸能はおおむね把握できている。 ・祭礼、食文化、年中行事、説話・伝説については、市誌や既存の資料でおおむね把握できている。 	
記念物	遺跡	△	△	△	△	△	△	・県等の調査により、中世城館や主要街道についておおむね把握はできている。	
	名勝地	△	△	△	△	△	△	・市誌はじめ自然分野の調査報告書等でおおむね把握は可能である。	
	動物、植物、地質鉱物	△	△	△	△	△	△	<ul style="list-style-type: none"> ・地質鉱物の分野においては、一部を除いておおむね把握できている。 ・動植物については、市誌等、自然分野の調査報告やレッドデータブック、出版物等でおおむね把握できる。 	
文化的景観		△	△	△	△	△	△	・独自の調査で把握できている。	
伝統的建造物群		×	×	×	×	×	×	・把握調査は実施していない。	
文化財の保存技術		×	×	×	×	×	×	・把握調査は実施していない。	
埋蔵文化財		○	○	○	○	○	○	・県等の調査で周知遺跡としておおむね把握できている。	
由緒地	寺院	△	△	△	△	△	△	・おおむね把握できている。	
	神社	△	△	△	△	△	△	・それぞれに格付けされた神社はおおむね把握できている。	
	堂宇・小祠	△	△	△	△	△	△	・地域に所在する堂宇や小祠等、すべては把握していない。	

※○：おおむね調査済 △：調査途中 ×：未調査

第2節 文化財の保存・活用に関する現状と課題

第4章で設定した3つの基本方針をもとに下記のとおり取組を区分し、現状と課題を整理した。

基本方針	取組区分 1	取組区分 2
1 「津久見らしさ」を創り出してきた文化財を「知る」	(1) 文化財の調査・研究の推進	ア 把握調査等の実施 イ 専門的な研究活動の実施
	(2) 情報発信と価値の共有	ア 調査・研究成果の公開と共有 イ インターネットを活用した情報発信
2 「津久見らしさ」を創り出してきた文化財を「守る」	(1) 文化財の適切な保存	ア 守る体制づくり イ 指定等による保護施策の実施 ウ 資料収集と保存施設の整備 エ 民俗芸能の継承と支援 オ 市民参加の保全活動の推進 カ 社会教育との連携
	(2) 未来の担い手の育成	ア 学校教育との連携
3 「津久見らしさ」を創り出してきた文化財を「活かす」	(1) 文化財を活用した交流と賑わいの創出	ア 文化財の整備の展開 イ デジタル技術による文化財活用の推進 ウ 回遊性の向上とガイダンス機能の整備 エ 文化財を活用した取組 オ 地域と大学及び研究機関との連携事業の展開

(1) 「津久見らしさ」を創り出してきた文化財を「知る」に関する現状と課題

【1 文化財の調査・研究の推進】

1- (1) -ア 把握調査等の実施

調査は文化財の価値を明らかにする作業であり、文化財を保存・活用していくための第一歩である。前節で述べたとおり、これまで市内全域を対象とした総合的な把握調査を継続的に実施し、多くの情報を蓄積してきた。今後もこうした一連の調査を引き続き実施していくとともに、蓄積された情報を整理し市民への情報発信に向けた取組につなげ、文化財の価値や魅力について情報共有を図っていく必要がある。

【課題】

①指定等文化財の現況確認調査、基本情報の整備が必要である。

- ・特に指定年が古く、基本情報が不足している指定等文化財については、現況を確認し写真撮影等や必要に応じて追加調査を実施するなど、文化財としての価値の再確認と新たな価値付けをする必要がある。

②これまで市内の文化財の把握調査を実施してきたが、今後も継続的な把握調査が必要である。

- ・寺院や神社が所有・管理する有形文化財等の把握調査が不十分である。表11で由緒地として挙げた寺院、神社、堂宇・小祠や路傍の石仏、寺院・神社に所在する建造物や所有・管理する美術工芸品（絵画、彫刻（仏像や狛犬））等の把握調査が不足している。
- ・未指定文化財の維持管理については、所有者・管理者に任せたまの文化財がほとんどのため、現状の把握ができていないものが多い。

- ・本市の歴史文化の特性の一つに、近世の市域が臼杵藩と佐伯藩の二つの藩に統治されたことを挙げたが、それぞれの藩に関係する史料が臼杵市・佐伯市と市外にあるため十分な調査ができていない。市内に残る古文書記録等の把握調査と併せて、近世の臼杵・佐伯藩史料の調査を実施していく必要がある。
 - ・無形の民俗文化財の詳細調査や追跡調査が不十分である。把握調査で確認した民俗芸能の詳細調査と、文献資料等で確認した祭礼や食文化、年中行事、説話・伝説の分布状況、継続状況等の追跡調査が必要である。
 - ・記念物（特に、名勝地や動物、植物、地質鉱物）等の把握調査と文化財のリストが作成されていない。レッドデータブック等自然分野の調査報告書に基づき把握調査を実施し、文化財としてリスト化する必要がある。
- ③把握調査等に携わる担い手や専任職員の配置ができていないため、その人材の確保含め体制の整備が必要である。

1－（1）－イ 専門的な研究活動の実施

本市は、キリシタン大名大友宗麟の終焉の地であることから、昭和61年度（1986）に宗麟公没後400年記念事業として「宗麟ユートピア構想」を策定し、宗麟と大友氏とその一族に関する資料や、宗麟の生きた時代に栄えた南蛮文化に関連する資料の調査及び関連資料の収集事業を全国規模で実施した。収集した資料は72件にのぼり、その成果を平成8年（1996）に『宗麟と南蛮文化－津久見市収集10年の精華－』と題して図録にまとめ、大分県立芸術会館（現大分県立埋蔵文化財センター）において全点を公開した。

収集資料の中心は南蛮関係資料（53件）で、中でも南蛮漆器や南蛮美術等は九州国立博物館等をはじめ全国の関連博物館及び長崎純心大学や東京文化財研究所等に所属する研究者、さらに県内においても大分県立歴史博物館・大分県立埋蔵文化財センター等と連携し、文化財科学分野において蛍光X線分析法を用いた金属組成や彩色材料の分析、画像研究等の調査を行い、その研究成果等の情報共有を図ってきた。

令和6年度（2024）に、本市は所蔵・管理する南蛮関係資料53件のうち特に貴重なもの38件を市有形文化財に指定し、新たな視点に立った公開・活用等に向けた取組の検討を進めている。

また、平成27年度（2015）からは地域資源発掘事業として、地域に所在する文化財の掘り起こしにも努めてきた。特に掘り起こしを進めてきたのが、石灰石に代表される地質鉱物資源であり、特に網代島の地層等は今後さらなる研究が進められていくことが予想され、その調査の成果を市内外の人々に知ってもらうため、情報発信を行っていく必要がある。また、今後は、既存の情報を整理し、文化財としての位置付けを明確にし、市文化財調査委員会等で調査・研究、活用の方向性について協議を進めていく必要がある。

【課題】

- ①大学や研究機関さらに国・県等の博物館等と情報共有・連携を図り、個別の文化財の専門的な調査・研究を進める必要がある。
 - ・文化財の本質的な価値付けや来歴・伝承・先行研究の検証作業に不十分な部分が見られる。
- ②研究活動に携わる専門職員の配置等、調査・研究のための体制の整備ができていない。
 - ・専任職員の配置と将来的な専門職員の確保等、文化財の研究活動に携わる体制を整備する必要がある。
- ③本市所蔵南蛮資料や地質鉱物についてはさらに専門的な調査・研究を進め、その成果を報告書等にまとめ、その価値や魅力を市民に伝えていく必要がある。

【2 情報発信と価値の共有】

1－(2)－ア 調査・研究成果の公開と共有

調査・研究の成果に基づき、『津久見市誌』（昭和60年（1985））や『宗麟と南蛮文化』（平成8年（1996））、地質鉱物に関する副読本等を発行してきた。また、指定等文化財の調査・研究の成果を『津久見市の文化財』（平成5年（1993））に掲載した。さらに、津久見市民図書館において年2回企画展を開催し、本市の歴史文化や自然について紹介してきた。

また、本市の代表的な民俗芸能や本市収集資料等、文化財のデジタル化を進め、市の公式ホームページに公開するなど市民への情報提供に努めている。

民間主体の取組は津久見史談会の活動が顕著で、定期的な学習会に加え、史跡探訪時のガイドブックや会誌の発行等精力的に活動している。

【課題】

- ①『津久見市誌』『宗麟と南蛮文化』等の既刊本に、最新の調査・研究の成果に基づいた学術的な情報等を加え再編するなど、文化財全般について市民に新たな情報を提供していく必要がある。
- ②市民向けの文化財等ガイドブックを発行し、広く市民と情報を共有する必要がある。
- ③本市の自然や歴史文化を見て学ぶことができる博物館等施設の設置に向けた検討が必要であり、施設の確保までは引き続き、本市の歴史・文化・自然等の調査成果の報告や資料の公開と活用を図ることを目的とした企画展を市民図書館で開催する必要がある。また、新たな文化財の発見や最新の情報を紹介する「文化財トピックス展」等も適宜開催する必要がある。
- ④これまでに収集した古文書・写真等記録資料をデジタル化するなど資料の保存に努めるとともに市民や研究者が利用できるようにする必要がある。
- ⑤幅広い年齢層を対象とした地域資源に関する研究成果の報告等の講演会や講座の開催等、学習機会を提供していく必要がある。
 - ・参加者は高齢者が多く、固定化されている。そのため幅広い年齢層を対象とした親しみやすいテーマを選定し、開催方法についても工夫する必要がある。

1－(2)－イ インターネットを活用した情報発信

市の公式ホームページや SNS 等を活用しながら文化財の情報発信に努めている。さらに、津久見市観光協会のホームページでも文化財等の地域の資源を観光資源として、その魅力等の情報発信を行っている。

【課題】

- ①市報つくみや市公式ホームページ、SNS 等を通じた文化財の情報発信が十分でない。
- ②本市所蔵南蛮資料や地質鉱物の展示公開施設の設置が財源的に難しい状況にあることから、インターネット等を活用した公開等を検討する必要がある。
- ③庁内関係課で指定等・未指定文化財のデータベース共有を行い、行政情報の公開の一環としてインターネットを活用した情報公開に向けた検討を進めていく必要がある。

(2)「津久見らしさ」を創り出してきた文化財を「守る」に関する現状と課題

【1 文化財の適切な保存】

2－(1)－ア 守る体制づくり

本市には貴重な文化財が数多く残っているが、未指定文化財の中には保存が難しく放置され、見過ごされたままのものが多くある。

【課題】

- ①未指定を含む文化財の保存を進めていくため、担い手となる専任職員の育成や、文化財保護推進員（仮称）の委嘱、定期的なパトロールや災害時の対応を明確にするなど、文化財を守るための体制づくりが必要である。
- ②文化財の保存・継承・活用等に関しては、多額の財源負担が伴い市だけでは賅えないため、国や県その他の財源の確保に努めていく必要がある。

2－(1)－イ 指定等による保護施策の実施

本市は、これまで文化財 42 件（令和 7 年（2025）8 月末時点）を国・県・市の指定等文化財に指定している。これらの指定等文化財は定期的にパトロールを実施し、現状を確認しながら、維持管理に努めている。特に記念物や無形の民俗文化財（民俗芸能等）は、所有者並びに保存団体と連携しながら保存や継承に向けた取組を進めている。

財源不足により市単独での保存・継承に向けた支援が難しいものは、国・県の補助金及び民間の助成制度を活用しながら、保存・継承に向けた事業を実施している。

【課題】

- ①現状、未指定文化財への保護策はないため、保護が必要な貴重な文化財は詳細調査を進め、その価値が認められるものは適宜文化財調査委員会に諮り指定等を行い、保存に努めていく必要

がある。

- ②指定等文化財は周辺環境を含めた一体的な保存に努める必要があり、景観を阻害し文化財に影響を及ぼす支障木は除去等の整備が必要である。
- ③文化財の保全や美術工芸品等の保存修理に関して、関係機関や団体との連携を図る等、協力体制を構築する必要がある。
- ④緑の保全活動を推進する必要がある。
 - ・巨樹・巨木林がほぼ市内全域に分布することから、詳細調査を行うと同時に、地域ごとの保全や地域のシンボルツリー、名木・名樹指定等の制度についても検討するなど、保護に努めていく必要がある。
- ⑤土木工事や開発行為等に関して、文化財を守るための体制づくりや発掘調査等を実施する必要がある。
 - ・砂防事業、区画整理事業等による土木工事や開発行為等が文化財に影響を及ぼすことを防ぐため、関係機関や団体、庁内の関係部署との調整を図っていく必要がある。
 - ・開発行為等に伴う発掘調査等を実施する必要がある。

2-（1）-ウ 資料収集と保存施設の整備

本市には南蛮資料や個人及び地区所有の古文書等、貴重な資料が数多く残るが、保存施設がないため大分県立歴史博物館や大分県立先哲史料館、大分県公文書館に寄託している。

【課題】

- ①文化財を適切に保存管理するための収蔵施設を確保し、整備する必要がある。
 - ・文化財の保存・活用や、資料の散逸、市外への流失を防ぐためにも、早急な収蔵施設等の確保、整備が必要である。
- ②文化財の受け入れ体制の整備と資料の安全管理の徹底が必要である。
 - ・資料の市への寄贈が増加する中、保存施設の整備と併せて貴重資料の確実な受け入れ体制の整備と安全管理の徹底が必要である。

2-（1）-エ 民俗芸能の継承と支援

市内の民俗芸能は、県指定の2件、市指定の6件を中心に継承に向けた取組を行っている。しかし、活動を続ける保存団体等は、担い手が不足し、祭りや行事のための用具類の調達が難しい状況にある。そこで、文化財担当課は、そうした保存会の活動を見守りながら、国・県・民間助成団体の補助金や助成金の制度を活用して、用具の新調や修繕に対する支援を続けてきたが、近年は地域の人口減少や住民の祭礼行事への関心が薄れてきたことにより、参加者が少なくなり、祭りそのものの縮小が続くなど衰退する傾向にある。

そこで、本市は、令和7年（2025）2月、津久見市伝統芸能等保存団体連絡協議会を立ち上げ、行政と地域と保存団体が連携し、担い手となる後継者の育成や指導者の確保、用具類等の調達等

の保存継承に向けた課題について情報交換を行うなど、継承に向けた取組を進めているが、いずれも厳しい状況にある。

【課題】

- ①伝統芸能等保存団体連絡協議会の活動の推進と強化を図る必要がある。
- ②伝統芸能等保存団体の衣装や太鼓等用具類の整備等への支援が必要である。
- ③民俗芸能の担い手の確保に向けた取組が十分でない。
 - ・保存団体だけでは担い手の確保が難しいため、行政も加わって地域・学校との連携を図りながら進める必要がある。

2－（1）－オ 市民参加の保全活動の推進

現在、地域住民の手で、地域に残る自然や文化財の維持管理を含めた保全活動を実施しているが、高齢化・過疎化が進行する中、活動の継続が難しくなっている。

平成31年（2019）3月に策定した『第2次津久見市環境基本計画』の基本目標の一つに「豊かな自然資源としての半島、海岸、山林の保全と維持」を挙げている。そして、自然環境の保全に向け、市民ボランティア等による森林保全活動への支援、青江ダム公園及び周辺の森林や保戸島にある遠見山等での自然遊歩道の整備、高浜海岸に訪れるウミガメ等の希少動物の保護等を行ってきたことを報告している。そのほかにも、「日本風景街道おおいた海への道」推進協議会によって、海岸線の清掃活動等が地域住民の手で行われるなど、市民参加の保全活動を報告している。

【課題】

- ①市民とともに行う文化財及び周辺環境の保全活動を推進していく必要がある。
- ②自然体験学習会の開催等、実際に自然を体験し、自然環境を保全することの重要性を学ぶ機会を提供する必要がある。
- ③市内で活動している団体やその活動内容、また地域で実際に行われている活動の把握に努める必要がある。
- ④地域で行われている自然の保全活動の推進に向け、連携と支援を行う必要がある。

2－（1）－カ 社会教育との連携

文化財の日常的な維持管理と保存を担うのは所有者であり身近に暮らす地域住民である。そのため、維持管理と保存の担い手である地域住民の理解と協力を得ることが重要であるが、本市では社会教育、公民館事業の中で普及活動に向けた取組はできていない。

また、地区公民館に地域の歴史を伝える古文書等記録や絵図等の文化財を保存している地区もあるが、そうした状況を知る人が少なくなっている。

【課題】

①地域に残る文化財の維持管理と保存の担い手の確保に向け、公民館活動と連携した取組を展開していく必要がある。

- ・地区公民館や地域に出向いて講座を開き、公民館活動の一環として地域の文化財マップ等を作成する中で、地域に所在する文化財の公開等歴史を学ぶ学習会を開催する。公民館での教育プログラムに文化財の維持管理等を組み込み、公民館活動と連携した多様な普及活動の展開を図る必要がある。

【2 未来の担い手の育成】

2-（2）-ア 学校教育との連携

本市は、令和3年度（2021）に策定した『第2期津久見市教育大綱』において、学校教育の充実とその推進を図る中で、子どもたちが文化財等の地域の資源とふれあえる機会を増やし、郷土に誇りを持ち大切に想う心の醸成に努めてきた。「健やかな体を育む教育の推進」で、本市に伝わる食文化に関する学習の機会を提供し、食事の大切さや楽しさを学ぶとともに、豊かな心の形成と食育の推進を行っている。また、「豊かな心を育む教育の推進」として、本市の豊かな自然環境での体験学習、第一次産業をはじめ各産業と連携した職業体験等に努めている。さらに「地域とともにある学校づくり」として、市内関係者の協力のもと「ふるさと教育」を位置付け、鉾山見学、扇子踊りの継承、海事産業見学、石灰石を利用した理科実験教室の開催等にも取り組み、「ふるさとに誇りと愛着を持ち、グローバルな視点で社会に参画する津久見っ子」の育成を目指すなど、地域に根付いた取組を進めている。

こうした取組の一環として、子どもたちの地域学習（「総合的な学習の時間」を活用した郷土学習の推進等）を支援してきた。

【課題】

①学校教育との積極的な連携が必要である。

- ・学校現場のニーズを確認しながら、本市独自のプログラムの検討を進め、提案していく必要がある。
- ・子ども向けのガイドブックの作成、タブレット型情報端末の活用等、本市の歴史や自然の地域資源について子どもたちが楽しく学べる教材を用意する必要がある。
- ・自然観察会や史跡・文化財巡り等、子どもたちが校区内の身近にある文化財に直接ふれ、文化財を大切にする意識を高めていくための活動を支援する必要がある。

（3）「津久見らしさ」を創り出してきた文化財を「活かす」に関する現状と課題

【1 文化財を活用した交流と賑わいの創出】

3-（1）-ア 文化財の整備の展開

本市は、指定等文化財について、指定文化財等維持管理費を一定額予算化しており、国指定の尾崎小ミカン先祖木をはじめ県・市指定の8件の天然記念物や、市指定史跡の大友宗麟公墓等経

常的な管理を必要とするものは、定期的なパトロールを行うなど維持管理に努めている。

また、活用面では、市内の代表的な文化財に案内板（説明板・標柱、一部誘導標識）を設置し、地域住民をはじめ現地を訪れる人たちへの情報提供に努めている。

平成27年度（2015）から実施している地域資源発掘事業で、四浦展望台に案内板を設置しているほか、「高浜の自然と文化」、「畑・松川地区文化財・史跡ガイドマップ」、「青江川流域の自然と歴史～上青江地域の文化財・史跡ガイドマップ～」、「青江川流域の自然と歴史～下青江地域の文化財・史跡ガイドマップ～」、「中田地域の自然と歴史～文化財・史跡ガイドマップ～」、「千怒地域の自然と歴史～文化財・史跡ガイドマップ～」等、地域の歴史や自然、代表的な文化財を紹介したガイドマップを兼ねた総合案内板を設置している。そのガイドマップで地域の文化財の所在を確認でき、現地を訪れば、さらに細かい案内が見れる。未指定の文化財についても、指定の対象として検討しているものをはじめ代表的なものは同様に総合案内板に掲示もしくは独自に案内板を作成している。

こうした総合案内板等は今後も計画的に設置することにしており、このような作業を通して、市民をはじめ市外からの来訪者に本市の文化財の周知を図ると同時に、これらの文化財の周辺環境を見直し、必要に応じて整備も進めている。

【課題】

- ①指定等文化財の周辺環境の見直しと計画的な整備の実施が必要である。
 - ・文化財の保存については、緊急を要するものから優先的に整備を行ってきたことから、活用に関する整備ができていないものもあり、計画的に整備を行う必要がある。
- ②新たに設置する案内板は、デザインを統一していくと同時に、代表的な指定等文化財の案内板には多言語による表記や、二次元コード等デジタル技術の活用等も検討していく必要がある。

3-（1）-イ デジタル技術による文化財活用の推進

現在、津久見市観光協会のホームページにWeb社会見学「石灰石・セメントのまち津久見」等を公開しており、本市の魅力の一端を分かりやすく紹介している。

今後は、地域資源の紹介についてもデジタル技術を活用してスマートフォン向け無料アプリを使って、画像や音声ガイド等必要な情報が入手できるように検討を進めていく。

【課題】

- ①文化財等の活用を推進していくためにも、ガイドアプリ等のデジタル技術を用いた活用を検討していく必要がある。

3-（1）-ウ 回遊性の向上とガイダンス機能の整備

観光客は市街地を中心に訪れており、そのほかの場所を周遊する人は少なく、市内観光の回遊性の向上はまちなかの活性化・再編において急務となっている。市街地以外の場所への移動を促

し、滞在時間を長くし、消費活動を活発化させるなど、まちの賑わいの創出につながる取組を検討しているが具体化されていない。

初春の豊後水道河津桜、青江ダム周辺の山桜や夏の花火大会と扇子踊り、秋から冬にかけての津久見ひゅうが井キャンペーン、津久見モイカフェスタ等での地元の食材を使った郷土料理を求めて、一年を通して多くの観光客が訪れている。こうした観光客はマスコミやインターネット等を通じて情報を得て訪れており、リピーターも年々増えているが、一部の観光客を除いて、大半は本市に滞在することなく帰ってしまう。

こうしたことから市内中心部や立ち寄りやすい場所にガイダンス機能を持たせ、各種情報が発信できる情報センターの設置や、本市の魅力を来訪者に紹介するボランティアガイドの育成等が検討されてきたが、実現に至っていない。

【課題】

①情報センターの設置が必要である。

- ・本市を訪れた人に本市の魅力を紹介していくための拠点施設としてガイダンス機能を持たせた情報センターを設置し、周遊観光の促進を図る必要がある。

②本市に所在する多彩な地域資源の回遊性を高める仕掛けの一つとして、観光のモデルコース等を設定し、周知に努めていく必要がある。

③ボランティアガイドの確保と、育成に向けた取組に文化財行政も積極的に関わっていくなど、連携が必要である。

- ・かつて観光ガイドとして、ボランティアによる活動が行われていたが、近年その活動が滞っている。ボランティアグループの再編のため、ガイドの募集と育成に向けた取組に文化財担当課も積極的に関わっていく必要がある。

3-（1）-エ 文化財を活用した取組

山と海に囲まれた豊かな自然は本市最大の魅力である。特に典型的なリアス海岸として知られる豊後水道は、海岸線の美しさ、懸崖の壮大さ、岩礁の複雑さ等が見せる地形が魅力である。また、四浦半島にある豊後水道河津桜およそ5,000本は県内最大の河津桜の名所として知られる。さらに日本一の採掘量を誇る石灰石産業は、大規模な採掘跡や石灰・セメント工場を作りだし、本市ならではの自然・産業景観を見せており、貴重な観光資源の一つである。

そのほか、水産庁が行う「未来に残したい漁業漁村の歴史文化財産百選」に選ばれた保戸島をはじめ、豊かな自然に育まれた文化財が各地域に数多く残っている。また、津久見扇子踊り・堅浦霜月祭りの芸能・保戸島加茂神社神幸祭・赤八幡神社神幸祭・高浜のとんど等民俗芸能や年中行事が地域をあげて行われており、こうした文化財は祭りやイベントの大切さを伝える観光資源として地域振興に活用されている。

【課題】

①文化財を貴重な観光資源として、保存と両立させながら活用していく必要がある。

- ②文化財の中には観光資源として十分な魅力を持つにも関わらず、活用されていないものがある。
- ③地域の自然環境や地理的特性を活かした観光拠点の整備が進んでおらず、観光資源としてのポテンシャルを十分に引き出せていない。
- ④地域の歴史や文化財についての情報発信が不足し、観光資源として十分に活用されていない。
- ⑤観光資源としての活用が先行し、文化財の本質的な価値に基づいた保存整備ができていない文化財がある。
- ⑥財源不足等により、観光資源等としての活用に必要な整備等ができていない文化財がある。
- ⑦津久見扇子踊り大会やふるさと振興祭等民俗芸能・行事を交えた催しやイベントを継続していく必要がある。
 - ・様々な活動の担い手の高齢化や担い手不足により、祭りは規模が縮小するなど、存続が難しくなっている。継続的な活動が実施できるよう支援していく必要がある。
 - ・イベント等の継続的な実施に向けた各種団体や庁内関連部署の体制づくりが必要である。
- ⑧様々な文化財を地域資源として見直し、新たな産品開発を行うなど、商品化に向けた取組の検討を進める必要がある。
 - ・地域資源を活用した商品化が十分に展開されておらず、地域資源を効果的に活用した経済活動に結びついていない。

3-（1）-オ 地域と大学及び研究機関との連携事業の展開

本市は、地域と大学が連携し、神輿担ぎ等祭礼行事への参加・協力や、ボランティア活動を通じた文化財保護、文化的景観の形成・継承や文化財を活用した地域・社会貢献等を目的とした事業展開を図るなど、地域と大学の交流による地域づくりを進めている。

【課題】

- ①大学との連携内容の選定と継続的な実施に向けた取組が必要である。
- ②地域と大学との連携を図りながら事業を展開することで、地域と大学の交流による地域づくりを検討していく必要がある。
 - ・市内の地質鉱物の観察会や各種民俗芸能の実施に際して、県内の大学との連携事業を行うなど地域と大学との交流による地域づくりを検討していく必要がある。

第3節 文化財の保存・活用に関する方針

(1) 「津久見らしさ」を創り出してきた文化財を「知る」に関する方針

【1 文化財の調査・研究の推進】

<方針1> 1-(1)-ア 把握調査等の実施

地域の歴史や文化を見直し「津久見らしさ」を再確認する。

- ①指定等文化財の現況確認を行い、基本情報の更新作業と保存状態の把握を行う。
- ②未指定文化財の継続的な把握調査を行う。また、未指定文化財の詳細調査や現状を把握するための追跡調査を行う。
- ③把握調査を実施するにあたり、調査に携る担い手を確保するなど、把握調査等を行うための体制を整備する。

<方針2> 1-(1)-イ 専門的な研究活動の実施

文化財の調査・研究活動を行い、文化財そのものの本質的価値を明らかにする。

- ①大学や研究機関さらに国・県等の博物館等と情報を共有し、連携を図りながら、専門的な調査・研究活動を展開し、文化財としての本質的な価値を明らかにする。
- ②研究活動に携わる専任職員の配置、専門職員の確保等、研究活動の推進に向けた体制づくりを進める。
- ③本市所蔵南蛮資料や地質鉱物について専門的な調査・研究を進め、報告書等にまとめた後、その価値や魅力を市民に発信していく。

【2 情報発信と価値の共有】

<方針3> 1-(2)-ア 調査・研究成果の公開と共有

展示・刊行物・講演会等を通して、調査・研究の成果を広く公開し、市民の文化財への関心を高める。

- ①市誌等文化財全般についてまとめている刊行本は、最新の調査や研究成果に基づいた学術的な情報等を加えた再編を検討し、さらに、分野ごとの報告書や資料集等の情報を市民に提供していく。
- ②市民向けの文化財等ガイドブックを発行、周知するなど情報提供に努める。
- ③博物館等展示・公開施設の設置に向けた検討を進める。また施設の確保までは引き続き、調査成果の報告や資料の公開と活用を図ることを目的とした企画展や新たな文化財の発見や最新の情報を公開する「文化財トピックス展」を市民図書館で開催する。
- ④保管している古文書や写真等記録資料をデジタル化し、市民や研究者たちが利用しやすい環境を整備する。
- ⑤幅広い年齢層を対象とした地域資源に関する講演会や講座等を開催する。

<方針4> 1-(2)-イ インターネットを活用した情報発信

ホームページやSNS等インターネットを有効活用した情報発信を展開し、広く周知する。

- ①市報つくりみや市公式ホームページ、SNS等を通じた文化財の情報発信に向け、市民が興味・関心を持てるように、質の高い情報提供ができるよう努める。
- ②本市所蔵南蛮資料や地質資源の公開方法の一つとして独自のホームページの開設を検討し、インターネット等を活用して公開する。また、文化財情報や資料画像、PDF化した刊行物をインターネット上で公開する。
- ③庁内関係課で指定等・未指定文化財のデータベースの共有を行い、行政情報の公開の一環としてインターネットを活用した情報公開を検討する。

(2)「津久見らしさ」を創り出してきた文化財を「守る」に関する方針

【1 文化財の適切な保存】

<方針5> 2-(1)-ア 守る体制づくり

保存・継承に向けた担い手の育成に努める。

- ①未指定を含む文化財の保護を進める専任職員の育成や文化財保護推進員の委嘱による定期的なパトロール、災害時の対応の明確化等文化財を守るための体制づくりを進める。
- ②文化財の保存・継承・活用に関して、国や県その他の財源確保に努める。

<方針6> 2-(1)-イ 指定等による保護施策の実施

文化財の特性に応じた保存・管理を行い、後世へ確実に継承する。

- ①未指定文化財については、保存・継承のための支援策がないため保護施策の検討を進める。
・未指定の文化財の保護施策を検討し、保存・継承に努める。そのため未指定文化財の中から、貴重なものは詳細調査を行い、指定等文化財と同等の価値があると判断されるものは、適宜文化財調査委員会に諮り指定等を行い保護に努める。
- ②指定等文化財の保護に向け、周辺環境を含めた一体的な保存に努めていくため、景観を阻害し文化財に影響を及ぼす支障木等を除去し周辺環境の改善に努める。
- ③文化財の保全や保存修理等に関して、関係機関・団体との連携や協力体制の整備を行う。
- ④ほぼ市内全域に分布する巨樹・巨木林を保護するための緑の保全活動を推進する。
- ⑤土木工事や開発工事等に関して、文化財を守るための関係機関や部局等との調整や、発掘調査等を実施する。

<方針7> 2-(1)-ウ 資料収集と保存施設の整備

文化財の市外流出・散逸の防止と適切な保存施設の整備を推進する。

- ①目的を持って収集した資料と市民から寄付された資料を大切に保存管理し、後世に継承していくための収蔵施設を確保し、保存のための環境を整備する。
- ②文化財の市外への流出や散逸を防ぐための収蔵施設の確保と文化財の受け入れ体制を整備する。

＜方針8＞ 2－（1）－エ 民俗芸能の継承と支援

市内の祭りや行事の調査の継続と民俗芸能の継承を推進する。

- ①伝統芸能等保存団体連絡協議会の活動を積極的に推進する。
- ②国・県・民間助成団体の補助金・助成金や、クラウドファンディング等の新たな手法を活用し、祭りや行事の用具類の新調または修繕のための財源確保に努め、支援を行う。
- ③民俗芸能の継承に向けた担い手の確保と育成に向けた取組を支援する。

＜方針9＞ 2－（1）－オ 市民参加の保全活動の推進

市民参加の保全活動の推進と活動に向けた支援を行う。

- ①市民とともに行う文化財及び周辺環境の保全活動を推進する。
- ②自然体験学習会の開催等、市民が実際に自然を体験し、自然環境を保全することの重要性を学ぶ機会を提供する。
- ③市内で活動している団体及び各地域で行われている活動の把握に努め、継続して行われている活動についてはその活動主体と連携を図るなど支援する。
- ④地域で行われている自然の保全活動の一つであるウミガメ等の希少動物の保護活動等を地域住民と情報を共有しながら行う。

＜方針10＞ 2－（1）－カ 社会教育との連携

公民館や地域と連携した取組から文化財を守る意識を育てる。

- ①地域の文化財マップ等の作成や、歴史を学ぶ学習会の開催、文化財の維持管理等を公民館活動と連携して行う。

【2 未来の担い手の育成】

＜方針11＞ 2－（2）－ア 学校教育との連携

愛郷心につながる教育プログラムを行い、文化財の保存・継承を担う子どもたちを育成する。

- ①学校現場のニーズを確認しながら、子どもたちが楽しく学べる教育プログラムや教材づくりを目指すとともに、身近な文化財に直接ふれるためのフィールドワークの機会を設ける。

（3）「津久見らしさ」を創り出してきた文化財を「活かす」に関する方針

【1 文化財を活用した交流と賑わいの創出】

＜方針12＞ 3－（1）－ア 文化財の整備の展開

文化財の魅力を引き出した親しみやすい地域環境の創出を推進する。

- ①指定等文化財を中心に、案内板の設置や駐車できるスペースの確保等、活用を見据えた周辺環境の整備を計画的に進める。
- ②案内板等の設置を計画的に進めていく。新たに設置する案内板はデザインを統一していくと同時に、多言語化や二次元コード等デジタル技術の活用も検討する。

<方針13> 3-(1)-イ デジタル技術による文化財活用の推進

デジタル技術を活かした文化財の活用を推進する。

①文化財活用を推進していく上で、AR・VRやガイドアプリ等デジタル技術を活かした新たな展開を図る。

<方針14> 3-(1)-ウ 回遊性の向上とガイダンス機能の整備

情報センターを起点にまちなかから周辺地域へ新たな観光ルートを設定する。

①ガイダンス機能を持たせた情報センターを市内中心部に設置し、その情報センターを拠点にして、市内中心部から四浦半島へ、さらに大友宗麟公墓等へ人の流れを作っていくなど圏域としての周遊観光の促進を図る。

②伝統行事、イベント等多彩な地域資源を盛り込んだ市観光のモデルコース等の設定とその周知に努める。

③来訪者に地域の魅力を紹介するボランティアガイドの確保と育成に積極的に関わる取組を行う。

<方針15> 3-(1)-エ 文化財を活用した取組

文化財がまちや地域にとけこみ、身近に感じられるような取組を行う。

①文化財の保存と活用を両立させた新たな観光振興を図る。

②文化財を地域の魅力を伝える観光資源と捉え、活用するための周辺環境の整備等について検討を進め、有効活用を図っていく。また、数少ない歴史的建造物を活用したイベントの開催等にも努める。

③地域の自然環境や地理的特性を最大限に活かした観光拠点の整備を進め、自然を基盤とした観光振興を推進する。

④デジタル技術を活用し、地域の歴史や文化財の魅力を広く発信することで、来訪者を招き入れるなど地域の活性化を図る。

⑤観光資源の活用と並行して、文化財の保存整備を進め、保存と活用との両立を図ることで、文化財の価値を持続的に守りながら地域振興を図る。

⑥文化財の活用に関する財源確保に向けた仕組みづくりを進めていく。

⑦文化財を活用しやすい環境づくりに努め、継続的に民俗芸能・行事による催しや文化財を活用したイベントが実施できるように関係団体・協力団体と連携を図っていく。また活動支援を行うため、庁内関係課との連携体制を整備する。

⑧地域資源を活かした産品開発を行い、商品化に向けた検討を進める。

<方針16> 3-(1)-オ 地域と大学及び研究機関との連携事業の展開

地域と大学との連携事業を推進し、ボランティア活動を活かした文化財保護を行う。

①大学と地域が連携する活動について、連携内容を選定し、継続的な実施に向けた取組を行う。

②地域と大学との連携を図りながら効果的に事業を展開することで、地域と大学の交流による地域づくりを検討する。

第6章 津久見市の文化財の保存・活用に関する措置

地域計画の計画期間中に優先的に実施する措置の内容並びに実施期間を、Ⅰ期（令和8年度（2026）から令和12年度（2030））、Ⅱ期（令和13年度（2031）から令和17年度（2035））と設定して、計画的に文化財の保存と活用を進める。また進捗状況を確認しながら、内容の見直しを適宜実施する。

事業の実施にあたっての財源は、市費以外に文化庁の補助金、関係省庁の補助金（地域未来交付金等）、大分県の補助金のほか、財団の助成金をはじめ民間資金等の活用も積極的に図る。

（1）「津久見らしさ」を創り出してきた文化財を「知る」に関する措置

【1 文化財の調査・研究の推進】

1－（1）－ア 把握調査等の実施

No.	措置の内容	取組主体			財源			実施時期		備考
		市文	市他	民間等	市費	国・県補助金等	民間等	Ⅰ期 R8 -12	Ⅱ期 R13 -17	
1	指定等文化財の現況確認調査・基本情報の整備 指定等文化財の現況を確認し、基本情報の更新や保存状況の記録を行い、調査票を作成する。	◎		○	○					
2	寺院所蔵文化財の把握調査 寺院が所蔵・管理する有形文化財（建造物・絵画・工芸品等）の把握調査を行う。	◎		○	○					
3	神社所蔵文化財の把握調査 建造物・社叢・工芸品・記録資料等の把握調査を行う。	◎		○	○					
4	未指定文化財の継続的な把握調査 未指定文化財の継続的な把握調査を行い、未指定文化財リストを更新する。	◎		○	○					
5	近世の白杵・佐伯藩史料及び市内の古文書記録等の計画的・継続的な把握調査 近世の白杵・佐伯藩史料の把握調査や市内の古文書記録についても県立先哲史料館が実施する記録史料所在調査と連携した調査を行う。	◎		○	○					
6	無形の民俗文化財の詳細調査や追跡調査による現状把握 調査や文献資料で把握している民俗芸能、祭礼や食文化、年中行事、説話・伝説等の分布、継続状況等の追跡調査を行う。	◎		○	○					
7	記念物（動物・植物・地質鉱物）等の把握調査と文化財のリスト化 環境の変化が顕著な中で、動物・植物の把握調査、レッドデータブック等自然分野の報告書による野生生物保護のための文化財リストの作成を行う。地質鉱物についても、既存の調査等を参考に文化財リストを作成する。	◎	○環	○	○					

No.	措置の内容	取組主体			財源			実施時期		備考
		市文	市他	民間等	市費	国・県補助金等	民間等	I期 R8 -12	II期 R13 -17	
8	把握調査等に携わる担い手の確保と専門職員の計画的な配置 把握調査等に携わる専門職員の配置と体制づくりを行う。	◎	○ 総		○					

※取組主体…市文=生涯学習課、市他=市の他部局、民間等=所有者等、地域、関係団体、関係機関等 / ◎=主体、○=連携・協力、総=総務、経=経営政策、環=環境保全、健=健康推進、商=商工観光・定住推進、ま=まちづくり、会=会計財務、防=防災危機管理室、管=管理、学=学校教育
 ※財源…市費=市の一般財源、国・県補助金等=国の補助金・交付金、県の補助金、民間等=所有者、民間資金、財団助成金等

1 - (1) - イ 専門的な研究活動の実施

No.	措置の内容	取組主体			財源			実施時期		備考
		市文	市他	民間等	市費	国・県補助金等	民間等	I期 R8 -12	II期 R13 -17	
9	文化財の個々の調査・研究活動の推進 文化財の価値付けや、個々の文化財の来歴・伝承、先行研究の検証作業を行う。	◎		○	○	○				
10	調査・研究に携わる専門的な人材の確保 学芸員や文化財専門職員の確保と配置を進めるなど体制の整備を図る。	◎	○ 総		○					
11	大学や研究機関と連携した調査・研究活動の推進とその成果の発信 本市が所蔵する各種歴史資料及び網代島の地層を中心とする地質鉱物等を、大学や研究機関との積極的な連携を図りながら調査・研究活動を展開し、文化財としての価値を明らかにし、報告書等にまとめると同時に、適宜報告会を開催する。	◎		○	○					

※取組主体…市文=生涯学習課、市他=市の他部局、民間等=所有者等、地域、関係団体、関係機関等 / ◎=主体、○=連携・協力、総=総務、経=経営政策、環=環境保全、健=健康推進、商=商工観光・定住推進、ま=まちづくり、会=会計財務、防=防災危機管理室、管=管理、学=学校教育
 ※財源…市費=市の一般財源、国・県補助金等=国の補助金・交付金、県の補助金、民間等=所有者、民間資金、財団助成金等

【2 情報発信と価値の共有】

1 - (2) - ア 調査・研究成果の公開と共有

No.	措置の内容	取組主体			財源			実施時期		備考
		市文	市他	民間等	市費	国・県補助金等	民間等	I期 R8 -12	II期 R13 -17	
12	既刊本の内容確認等の再編等に向けた取組の検討 『津久見市誌』等の既刊本に最新の調査・研究成果に基づいた学術的な情報を加えた再編を検討し、文化財全般についても市民に新たな情報提供を行う。	◎	○ 総	○	○					
13	市民向けの文化財等ガイドブックの発行 市民向けの文化財等ガイドブックを発行、周知するなど情報提供に努める。	◎		○	○					
14	展示公開スペースの確保と博物館等の設置に向けた検討 本市の歴史・文化・自然等の調査成果の報告や、収集した資料公開のため、活用可能な展示スペースの確保、博物館等の設置に向けた検討を行う。	◎	○	○	○	○				
15	古文書等記録資料のデジタル化と提供する環境の整備 現在、保管している古文書や写真等記録資料のデジタル化を実施し、市民や研究者が利用しやすい環境の整備を行う。	◎		○	○	○				
16	地域資源に関する講演会や講座等の開催 幅広い年齢層を対象とした地域資源に関する講演会や講座を開催する。	◎		○	○		○			

※取組主体…市文=生涯学習課、市他=市の他部局、民間等=所有者等、地域、関係団体、関係機関等 / ◎=主体、○=連携・協力、総=総務、経=経営政策、環=環境保全、健=健康推進、商=商工観光・定住推進、ま=まちづくり、会=会計財務、防=防災危機管理室、管=管理、学=学校教育

※財源…市費=市の一般財源、国・県補助金等=国の補助金・交付金、県の補助金、民間等=所有者、民間資金、財団助成金等

1 - (2) - イ インターネットを活用した情報発信

No.	措置の内容	取組主体			財源			実施時期		備考
		市文	市他	民間等	市費	国・県補助金等	民間等	I期 R8 -12	II期 R13 -17	
17	津久見市公式ホームページ等を活用した情報発信 市報つくみや市公式ホームページ、SNS等を通じた文化財情報の発信に向け、市民が興味関心を持てるような、質の高い情報提供ができるように努める。	◎	○ 総・商		○					
18	バーチャルミュージアムの開設に向けた検討と文化財デジタルアーカイブの整備 本市所蔵南蛮資料や地質資源の公開方法の一つとしてバーチャルミュージアムの開設に向けた検討を行う。そのため文化財の基本情報、資料画像、PDF化した資料等の整備を行う。	◎	○ 会	○	○	○				
19	指定等・未指定文化財のデータベースの構築と運用に向けた取組 庁内関係課で指定等・未指定文化財のデータベースを共有し、行政情報の公開の一環としてインターネットを活用した情報公開に向けた検討を進める。	◎	○		○					

※取組主体…市文=生涯学習課、市他=市の他部局、民間等=所有者等、地域、関係団体、関係機関等 / ◎=主体、○=連携・協力、総=総務、経=経営政策、環=環境保全、健=健康推進、商=商工観光・定住推進、ま=まちづくり、会=会計財務、防=防災危機管理室、管=管理、学=学校教育

※財源…市費=市の一般財源、国・県補助金等=国の補助金・交付金、県の補助金、民間等=所有者、民間資金、財団助成金等

(2) 「津久見らしさ」を創り出してきた文化財を「守る」に関する措置

【1 文化財の適切な保存】

2- (1) -ア 守る体制づくり

No.	措置の内容	取組主体			財源			実施時期		備考
		市文	市他	民間等	市費	国・県補助金等	民間等	I期 R8 -12	II期 R13 -17	
20	文化財保護の担い手となる専任職員の育成と、文化財パトロールや災害時の対応に向けた体制づくり 文化財の現況調査や保護のための担い手や専任職員の育成を行う。また、文化財保護推進員を委嘱して定期的なパトロールを実施し、併せて災害時に対応できる体制づくりを行う。	◎	○	○	○					
21	文化財全般の保護対策に関する財源確保に向けた仕組みづくり 財源確保が難しい現状の中、事業の推進に必要な財源をふるさと納税やクラウドファンディング等新たな手法で確保するなど、財源確保の取組強化を図る。	◎	○ 商		○	○	○			

※取組主体…市文=生涯学習課、市他=市の他部局、民間等=所有者等、地域、関係団体、関係機関等 / ◎=主体、○=連携・協力、総=総務、経=経営政策、環=環境保全、健=健康推進、商=商工観光・定住推進、ま=まちづくり、会=会計財務、防=防災危機管理室、管=管理、学=学校教育
※財源…市費=市の一般財源、国・県補助金等=国の補助金・交付金、県の補助金、民間等=所有者、民間資金、財団助成金等

2- (1) -イ 指定等による保護施策の実施

No.	措置の内容	取組主体			財源			実施時期		備考
		市文	市他	民間等	市費	国・県補助金等	民間等	I期 R8 -12	II期 R13 -17	
22	未指定文化財に対する保護施策の検討 把握調査で明らかになった未指定文化財の保護施策を検討する。	◎		○	○					
23	指定等対象候補リストの作成と指定の推進 未指定文化財の中から指定等対象候補文化財としてリストアップし、適宜文化財調査委員会に諮り指定等を行う。また、現在市指定となっている文化財の価値を明らかにする調査を行う。	◎		○	○					
24	支障木の伐採等環境の整備 景観の阻害や、文化財への影響を及ぼす支障木の除去と周辺環境の整備を行う。	◎	○	○	○	○				
25	指定等文化財の保存修理 指定等文化財の保護や保存修理に際して、関係機関・団体との連携や協体制の整備を行う。	◎		○	○	○	○			
26	緑の保全活動の推進 巨樹・巨木林がほぼ市内全域に分布することから、詳細調査を行うと同時に、保全に努めていく。地域のシンボルツリー、名木・名樹指定等の制度化についても検討を進める。	◎	○ 環・ま	○	○	○	○			
27	土木工事や開発行為等に関わる関係機関や団体、庁内関係部署等との情報共有を図る 砂防事業、区画整理事業等による土木事業・開発行為等から文化財を守るため、庁内関係部署等と情報共有を行う。	◎	○	○	○					
28	周知の埋蔵文化財包蔵地に係る発掘調査 開発行為等に伴う発掘調査等を実施する。	◎	○	○	○	○	○			

※取組主体…市文=生涯学習課、市他=市の他部局、民間等=所有者等、地域、関係団体、関係機関等 / ◎=主体、○=連携・協力、総=総務、経=経営政策、環=環境保全、健=健康推進、商=商工観光・定住推進、ま=まちづくり、会=会計財務、防=防災危機管理室、管=管理、学=学校教育
※財源…市費=市の一般財源、国・県補助金等=国の補助金・交付金、県の補助金、民間等=所有者、民間資金、財団助成金等

2-(1)-ウ 資料収集と保存施設の整備

No.	措置の内容	取組主体			財源			実施時期		備考
		市文	市他	民間等	市費	国・県補助金等	民間等	I期 R8 -12	II期 R13 -17	
29	文化財収蔵施設としての市有施設の利用の検討 本市が所有する各種文化財資料等を収蔵するスペースを確保するため、公共施設再編によって生じた遊休施設を再利用し、文化財の収蔵施設とすることを検討する。	◎	○ 会・管		○	○				
30	文化財等の受け入れ体制の整備と適切な管理 文化財の市外への流出を未然に防ぐため、受け入れ体制を整備し、適切な管理に努める。	◎		○	○					

※取組主体…市文=生涯学習課、市他=市の他部局、民間等=所有者等、地域、関係団体、関係機関等 / ◎=主体、○=連携・協力、総=総務、経=経営政策、環=環境保全、健=健康推進、商=商工観光・定住推進、ま=まちづくり、会=会計財務、防=防災危機管理室、管=管理、学=学校教育
 ※財源…市費=市の一般財源、国・県補助金等=国の補助金・交付金、県の補助金、民間等=所有者、民間資金、財団助成金等

2-(1)-エ 民俗芸能の継承と支援

No.	措置の内容	取組主体			財源			実施時期		備考
		市文	市他	民間等	市費	国・県補助金等	民間等	I期 R8 -12	II期 R13 -17	
31	民俗芸能・行事等の継承に向けた活動の推進 市内民俗芸能・行事等の保存団体及び団体が所属する地域の代表者等で構成する「津久見市伝統芸能等保存団体連絡協議会」の活動を積極的に推進する。	◎	○ 商	◎	○					
32	民俗芸能・行事等保存団体への支援 民俗芸能用具の新調や修繕に対して、国・県等の補助金や民間団体からの助成金、クラウドファンディング等新たな手法を活用して各種支援を行う。	◎	○ 商	○		○	○			
33	民俗芸能・行事等の後継者（担い手）の確保に向けた取組支援 保持団体・地域・文化財担当課・学校と連携を図りながら後継者（担い手）の確保に努める。	◎	○ 商・学	◎		○				

※取組主体…市文=生涯学習課、市他=市の他部局、民間等=所有者等、地域、関係団体、関係機関等 / ◎=主体、○=連携・協力、総=総務、経=経営政策、環=環境保全、健=健康推進、商=商工観光・定住推進、ま=まちづくり、会=会計財務、防=防災危機管理室、管=管理、学=学校教育
 ※財源…市費=市の一般財源、国・県補助金等=国の補助金・交付金、県の補助金、民間等=所有者、民間資金、財団助成金等

2-(1)-オ 市民参加の保全活動の推進

No.	措置の内容	取組主体			財源			実施時期		備考
		市文	市他	民間等	市費	国・県補助金等	民間等	I期 R8 -12	II期 R13 -17	
34	文化財及びその周辺環境の保全活動の推進 市民とともに文化財および周辺環境の保全活動を推進する。	◎	○ 総・環・ま	○	○					
35	自然体験学習会の定期的な開催 自然観察適地を選定する。また、自然体験学習会を定期的に開催することにより、環境保全活動へとつなげる。	◎	○ 環・ま	○	○					
36	市内の保全活動団体及び活動内容の把握と活動主体との連携 市内で活動している団体及びその活動内容や地域で行われている活動の把握に努め、活動主体との連携を図る。	◎	○ 経・ま	○	○					
37	動植物の保護活動の実施と支援 団体・関係機関・専門家と連携し、ウミガメ等の希少動植物の保護活動を実施するとともに、地域住民主体の活動についても支援を行う。	◎	○ 環	◎	○					

※取組主体…市文＝生涯学習課、市他＝市の他部局、民間等＝所有者等、地域、関係団体、関係機関等 / ◎＝主体、○＝連携・協力、総＝総務、経＝経営政策、環＝環境保全、健＝健康推進、商＝商工観光・定住推進、ま＝まちづくり、会＝会計財務、防＝防災危機管理室、管＝管理、学＝学校教育
 ※財源…市費＝市の一般財源、国・県補助金等＝国の補助金・交付金、県の補助金、民間等＝所有者、民間資金、財団助成金等

2-(1)-カ 社会教育との連携

No.	措置の内容	取組主体			財源			実施時期		備考
		市文	市他	民間等	市費	国・県補助金等	民間等	I期 R8 -12	II期 R13 -17	
38	公民館を活用したアウトリーチ事業の導入 公民館や地域と連携したアウトリーチ事業を導入し、地域に向き、講座や調査を実施する。	◎		○	○					
39	地域に所在する文化財等の公開・活用を通じた担い手の育成 地区公民館を活用して、地域や公民館所蔵の文化財資料の公開・活用に向けた仕組みを整え、地域の人が地元に残る文化財にふれる機会を創出する。さらに取組を通じて、文化財の維持管理や保存のための担い手を育成する。	◎		○	○					

※取組主体…市文＝生涯学習課、市他＝市の他部局、民間等＝所有者等、地域、関係団体、関係機関等 / ◎＝主体、○＝連携・協力、総＝総務、経＝経営政策、環＝環境保全、健＝健康推進、商＝商工観光・定住推進、ま＝まちづくり、会＝会計財務、防＝防災危機管理室、管＝管理、学＝学校教育
 ※財源…市費＝市の一般財源、国・県補助金等＝国の補助金・交付金、県の補助金、民間等＝所有者、民間資金、財団助成金等

【2 未来の担い手の育成】

2-(2)-ア 学校教育との連携

No.	措置の内容	取組主体			財源			実施時期		備考
		市文	市他	民間等	市費	国・県補助金等	民間等	I期 R8 -12	II期 R13 -17	
40	教育プログラムの作成と「ふるさと教育」の推進 「総合的な学習の時間」を活用し、子どもたちが地域の歴史文化や自然を学べる教育プログラムを充実させ、推進する。	○	◎	○	○					
41	学習教材の作成と活用 市内全体や校区内に残る特徴的な歴史や文化について、楽しく学ぶことができる子ども向けのガイドブック等を作成し、配布する。	○	◎学	○	○					
42	子ども文化財探検事業の実施 調べ学習の一環として、子どもたちが校区内に所在する文化財を現地に赴き見学するなど、実物から様々なことを学ぶ機会を設けるための「子ども文化財探検事業」を実施する。	○	◎学		○					
43	伝統文化を体験する機会の創出 子どもたちが民俗芸能や郷土食等の伝統文化を知り、体験するプログラムを検討し、実施する。	◎	○健・学	◎	○	○	○			

※取組主体…市文=生涯学習課、市他=市の他部局、民間等=所有者等、地域、関係団体、関係機関等 / ◎=主体、○=連携・協力、総=総務、経=経営政策、環=環境保全、健=健康推進、商=商工観光・定住推進、ま=まちづくり、会=会計財務、防=防災危機管理室、管=管理、学=学校教育
 ※財源…市費=市の一般財源、国・県補助金等=国の補助金・交付金、県の補助金、民間等=所有者、民間資金、財団助成金等

(3) 「津久見らしさ」を創り出してきた文化財を「活かす」に関する措置

【1 文化財を活用した交流と賑わいの創出】

3-(1)-ア 文化財の整備の展開

No.	措置の内容	取組主体			財源			実施時期		備考
		市文	市他	民間等	市費	国・県補助金等	民間等	I期 R8 -12	II期 R13 -17	
44	指定等文化財の活用整備の実施 指定等文化財の活用のため、見学者等に配慮した環境整備等、適切な整備を行う。個人所有の指定等文化財については、所有者との連携のもと適切な整備を行う。	◎	○商・ま	○	○	○	○			
45	総合案内板・説明板・誘導標等の整備と更新 総合案内板の計画的な設置や説明板等の整備・更新を行う。今後作成する場合はデザインの統一や二次元コードによる関連情報の追加、多言語の表記についても検討する。	◎	○商・ま	○	○		○			

※取組主体…市文=生涯学習課、市他=市の他部局、民間等=所有者等、地域、関係団体、関係機関等 / ◎=主体、○=連携・協力、総=総務、経=経営政策、環=環境保全、健=健康推進、商=商工観光・定住推進、ま=まちづくり、会=会計財務、防=防災危機管理室、管=管理、学=学校教育
 ※財源…市費=市の一般財源、国・県補助金等=国の補助金・交付金、県の補助金、民間等=所有者、民間資金、財団助成金等

3- (1) -イ デジタル技術による文化財活用の推進

No.	措置の内容	取組主体			財源			実施時期		備考
		市文	市他	民間等	市費	国・県補助金等	民間等	I期 R8 -12	II期 R13 -17	
46	デジタル技術を用いた活用事業の推進 近年、VR・ARといった先端技術を観光やまちづくり、文化財に活用することが進められていることから、本市でも文化財での活用方法について検討する。	◎	◎商・ま ○会	○	○	○	○			

※取組主体…市文=生涯学習課、市他=市の他部局、民間等=所有者等、地域、関係団体、関係機関等 / ◎=主体、○=連携・協力、総=総務、経=経営政策、環=環境保全、健=健康推進、商=商工観光・定住推進、ま=まちづくり、会=会計財務、防=防災危機管理室、管=管理、学=学校教育
 ※財源…市費=市の一般財源、国・県補助金等=国の補助金・交付金、県の補助金、民間等=所有者、民間資金、財団助成金等

3- (1) -ウ 回遊性の向上とガイド機能の整備

No.	措置の内容	取組主体			財源			実施時期		備考
		市文	市他	民間等	市費	国・県補助金等	民間等	I期 R8 -12	II期 R13 -17	
47	情報センターの設置とガイド機能の整備 市役所庁舎等を活用して情報センターを設け、市内観光に役立つような様々な情報を発信し、地域間の人の流れを活性化させる。	◎	○商・ま	○	○	○	○			
48	文化財を巡る観光コース等の提案と整備 地域資源を盛り込んだ観光のモデルコース等を提案し、ウォーキングコースの設定を含めて、マップや誘導看板、駐車場等の整備を行う。	◎	○経・健・商・ま	○	○	○	○			
49	ボランティアガイド（文化財・観光ガイド）の活動と育成に向けた支援 津久見観光ボランティアの会の会員の登録の取組と育成支援を行う。	◎	◎商	○	○	○	○			

※取組主体…市文=生涯学習課、市他=市の他部局、民間等=所有者等、地域、関係団体、関係機関等 / ◎=主体、○=連携・協力、総=総務、経=経営政策、環=環境保全、健=健康推進、商=商工観光・定住推進、ま=まちづくり、会=会計財務、防=防災危機管理室、管=管理、学=学校教育
 ※財源…市費=市の一般財源、国・県補助金等=国の補助金・交付金、県の補助金、民間等=所有者、民間資金、財団助成金等

3- (1) -エ 文化財を活用した取組

No.	措置の内容	取組主体			財源			実施時期		備考
		市文	市他	民間等	市費	国・県補助金等	民間等	I期 R8 -12	II期 R13 -17	
50	文化財を活用した観光振興 本市は海や山等自然に恵まれ、その中で育まれてきた有形・無形の文化財が数多く残っている。このような文化財という地域資源の価値を見直し、さらにその価値に磨きをかけ観光資源としての活用を図る。	○	◎商	○	○	○	○			
51	文化財を取り巻く環境の整備と観光資源としての活用 有形・無形の文化財を地域の魅力として伝える観光資源として捉え、その魅力を引き出すための整備を行うほか、文化財をユニークベニューとして活用した取組等についても検討する。	○	◎商・ま	○	○	○	○			
52	地の利を活かした拠点整備と観光振興 自然編 本市は日豊海岸国定公園・豊後水道県立自然公園内に位置することから、風光明媚な自然景観は本市にとって貴重な観光資源である。特に「映え」を求めて全国各地の風光明媚なスポットを巡る人が増えているため、その拠点としてビジターセンター機能を有する施設の確保を目指し、観光や関連する産業との連携に努めていく。	◎	○環・商・ま	○	○	○	○			
53	バーチャルミュージアム構想の策定とその推進 歴史編 大友宗麟が晩年を過ごした本市は、全国でも屈指の南蛮関係資料である公的コレクションを所蔵することで知られる。また宗麟関係遺跡も市内に多く残っており、それらを活用したバーチャルミュージアムの開設に向けた本格的な検討と、それを活用したイベントの開催を推進、実施する。	◎	○商・会	○	○	○	○			
54	文化財関連の整備を計画的に進め、国・県の助成制度を最大限に活用 国・県の助成制度を活用し、文化財関連の計画的な整備を推進する。文化財の保存・活用の重要性を市民や関係者と共有し、財源の確保と一体的な整備を進める。	◎	○商	○			○			
55	文化財の活用に関する財源確保に向けた仕組みづくり 国・県の補助金等に加え、ふるさと納税やクラウドファンディング等の新たな手法を活用するなど、文化財の活用に向けた財源確保の取組を強化する。	◎	◎商	○			○			
56	文化財を活用した観光・地域振興イベントの実施 民俗芸能による催しやイベントの継続や縮小化が懸念されている中、文化財を活用しやすい環境を整え、関係団体と連携し、継続的なイベント実施を支援する。また、庁内関連部署での情報共有や連携体制を整える。	○	◎商	○	○		○			
57	地域資源を活用した商品の展開 様々な文化財を地域の資源として見直し、地域の特色を反映した商品の開発・展開を行う。特に地元の食材などの商用利用等、地域資源の情報提供、商品展開の支援・協力をし、市民や地元企業・商店との連携を図る。	○	◎商	○			○			

※取組主体…市文＝生涯学習課、市他＝市の他部局、民間等＝所有者等、地域、関係団体、関係機関等 / ◎＝主体、○＝連携・協力、総＝総務、経＝経営政策、環＝環境保全、健＝健康推進、商＝商工観光・定住推進、ま＝まちづくり、会＝会計財務、防＝防災危機管理室、管＝管理、学＝学校教育
 ※財源…市費＝市の一般財源、国・県補助金等＝国の補助金・交付金、県の補助金、民間等＝所有者、民間資金、財団助成金等

3-(1)-オ 地域と大学及び研究機関との連携事業の展開

No.	措置の内容	取組主体			財源			実施時期		備考
		市文	市他	民間等	市費	国・県補助金等	民間等	I期 R8 -12	II期 R13 -17	
58	地域の大学との連携内容の選定と継続的な活動実施の推進 庁内に大学との連携窓口を設置し、大学と地域が連携する活動内容の選定等を図り、一過性でなく継続的な取組を行う。	◎	○ 経・商	○	○		○			
59	地域と大学との連携による地域づくりの推進 地域と大学との連携を図りながら効果的な事業を展開することで、祭礼行事への参加等での交流等、地域と大学の交流による地域づくりを推進する。	◎	○ 経	◎	○		○			

※取組主体…市文＝生涯学習課、市他＝市の他部局、民間等＝所有者等、地域、関係団体、関係機関等 / ◎＝主体、○＝連携・協力、総＝総務、経＝経営政策、環＝環境保全、健＝健康推進、商＝商工観光・定住推進、ま＝まちづくり、会＝会計財務、防＝防災危機管理室、管＝管理、学＝学校教育
 ※財源…市費＝市の一般財源、国・県補助金等＝国の補助金・交付金、県の補助金、民間等＝所有者、民間資金、財団助成金等

第7章 文化財の一体的・総合的な保存・活用に関する方針と措置

第1節 津久見市の関連文化財群

(1) 関連文化財群の設定方針

関連文化財群とは、「地域の多種多様な文化財を歴史文化の特性に基づくテーマやストーリーに沿って一定のまとまりとして捉えたものである。まとまりをもって扱うことで、未指定文化財についても構成要素としての価値付けが可能となる。」（「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画作成等に関する指針」令和7年（2025）3月最終変更・文化庁）として設定するものである。地域に所在する様々な文化財を歴史的、地域的な関連性（ストーリー）に基づき、一定のまとまり（群）として捉えることにより、歴史文化を活かした文化財の一体的・総合的な保存・活用につなげる。

本市に残る文化財は一見すると無関係に散らばっているように見えるが、個々の文化財の内容や時代背景を整理していくと、共通した内容やつながりが分かる。その共通した内容やつながりで複数の文化財を一体的に捉えることで、今まで明らかではなかった文化財の新たな価値を見出すことができる。そこで、その共通した内容やつながりをストーリーとして語ることで、本市の歴史文化の理解を深め、市民が文化財を身近なものに感じられることを目的として関連文化財群を設定する。

(2) 関連文化財群の考え方

第3章で挙げた本市の歴史文化の特性を物語る多様な文化財を共通する背景や文脈を持つストーリーでまとめ、相互の関連性を踏まえた一体的・総合的な保存・活用に向けた取組を進めていく。そして、広い視点からの歴史文化への関心・理解を促すと同時に、構成する個々の文化財の価値を見直し、保存・活用に努める。

なお、本市の関連文化財群の設定や群を構成する文化財の抽出は次の基準や要件に留意して行った。

① 関連文化財群設定の基準

関連文化財群設定の基準は以下のとおりとする。

- ・本市を語る上で欠かせない特徴的な自然環境と、その環境下で生み出された文化財を類型に捉われることなく取り上げ「津久見らしさ」を表すストーリーとする。
- ・本市の歴史文化の特性を反映し、その魅力を分かりやすく伝えていくストーリーとする。
- ・複数の構成文化財からなるものとする。
- ・構成文化財に共通する保存・活用のテーマ等が見出せ、効率の良い措置を図れるものとする。
- ・関連文化財群の効果がまちづくりや観光振興、住民の活動に波及するものとする。
- ・市民が地域の歴史や文化を知り、誇りや自信を持てるような内容とする。
- ・市民が身近に残る文化財の価値を理解し、地域づくりに役立てていける内容・構成とする。

②構成文化財抽出の要件

関連文化財群を構成する個別の文化財の抽出要件は、以下のとおりとする。

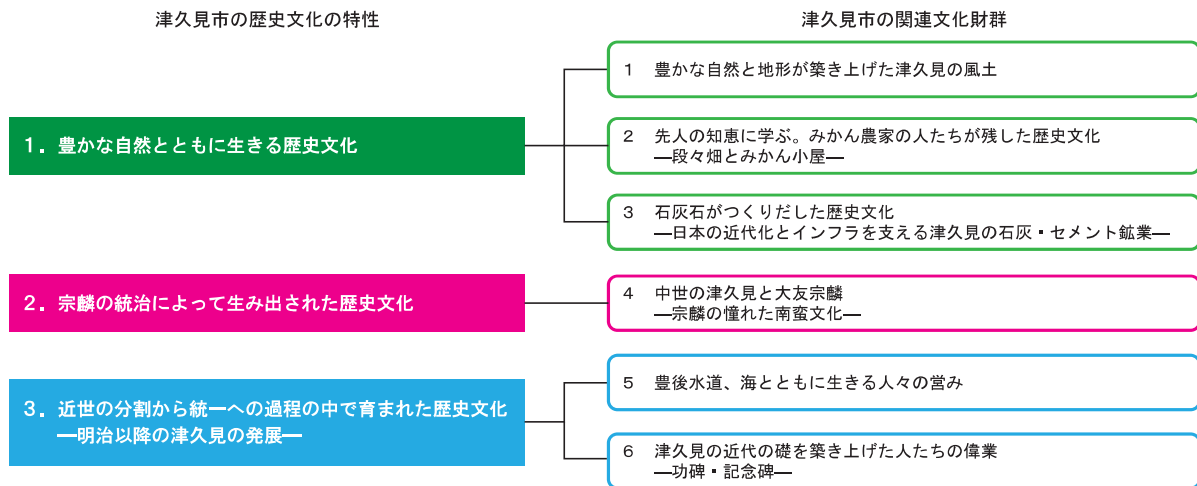
- ・一定の価値が把握され、ストーリーとの関連性が説明できるもの。
- ・有形のものは存在が把握されているもの。
- ・見学可能であるもの、もしくは敷地内に入ることができなくても、外部から見るができるもの。ただし、見学可能な時期・期間があるものも含む。
- ・市が所蔵する文化財で通常は公開していないが、公開の機会を設けることが可能なもの。

以上の点に留意し、本市の歴史文化の特性を踏まえ、六つの関連文化財群を設定する。ただし、関連文化財群設定の基準並びに要件を精査した上で設定する。

なお、今後、調査・研究の進展や市民の発案により、さらなる関連文化財群の充実と設定を進める。

(3) 津久見市の関連文化財群

本市の歴史文化の特性と関連文化財群との関係を下図に示す。



関連文化財群 1：豊かな自然と地形が築き上げた津久見の風土

【概要】

豊後水道に面したリアス海岸や津久見湾を囲む山々は、風光明媚な景観と温暖な気候を育み、風土を築き上げてきた。こうした豊かな自然や地形のもと、先人は温暖な気候や山の斜面、海や山の資源を活用してきた。

本市は九州山地の北東端にあたり、祖母・傾山地から北東に延びる支脈が豊後水道に落ち込む位置にある。その海岸線は典型的なリアス海岸で、海のすぐ背後に山が迫る地形である。三方を鎮南山・姫岳・碁盤ヶ岳・彦岳といった山地で囲まれ、海側は黒潮を運ぶ豊後水道に面することから、気温の年較差が小さく温暖な気候である。特に、海上の暖かい空気の影響を受け、冬でも冷え込みの少ない半島や海岸には連続するウバメガシ等の樹林やアコウ等の自生木が生育する。

また、市内に様々な種類の岩石が集積している（第1章第1節図8参照）。非常に硬い岩石であるチャートが広範囲に分布する日代地域から四浦半島にかけては、観音崎（四浦）のように、チャートからなる岬部が見られるほか、特に高浜海岸で、見事な地層の褶曲を見ることができる。深良津の泥岩の海食洞等の波による浸食を受けた地形や湾に浮かぶ多くの島々、久保泊から間元、保戸島で多く見られる岩礁群等のリアス海岸を特徴付ける地形が各所で見られ、その雄大な景観は自然の造形美を感じさせる。また落ノ浦には、チャートの割れ目にできた自然の洞窟があり、権現洞窟と呼ばれ、観音信仰が伝わる。

網代島に広がる地層からは、生物大量絶滅直後の連続した記録や2億4,000万年前の宇宙塵（流れ星のかけら）が発見されている。この宇宙塵は、保存状態が良好で、発見当時（平成23年（2011））は世界最古のものであった。また、江ノ浦の海岸沿いのチャート層からは2億1,500万年前の地球に巨大隕石が衝突した痕跡が見つかった。これらは太古の地球や宇宙の歴史を記録した学術的に価値の高い貴重なものである。

さらに、観音崎の延長上に浮かぶ地無垢島・沖無垢島に、恐竜が生きていた時代の礫岩・砂岩・泥岩が見られ、これらの地層からは約1億年前の二枚貝化石等が見つかった。また、地無垢島の北端の海岸から沖無垢島を望むと、四浦半島と同様に、海食崖や海食台の雄大な自然景観を楽しむことができる。

そのほか、海岸沿いの水晶山跡から胡麻柄山、碁盤ヶ岳に広がる石灰岩の山塊は生物の遺骸が堆積してできた生物由来の岩石で、「フズリナ」と呼ばれる有孔虫の化石が見つかった。胡麻柄山の山麓に、うどん淵（上青江長野）等、石灰岩中にできた淵が数多く確認されており、その淵にまつわる伝説が残る。また、現在は消滅した水晶山採石場からは数万年～数十万年前と推定されるトラヤカメの化石が見つかった。なお、青江地域では、青江川を挟んで南側に石灰岩が、北側に約9万年前の阿蘇山噴火の火砕流が堆積した阿蘇溶結凝灰岩が広がる。

こうした自然や地形のもと、先人は温暖な気候や山の斜面、海や山の資源を活用してきた。このように、豊後水道に面したリアス海岸や津久見湾を囲む山々は、風光明媚な景観と温暖な気候を育み、風土を築き上げてきた。



畑地区からの遠望景観

構成文化財一覧

番号	名称	類型	指定等
1	二村薫調査記録	有形文化財（美術工芸品（歴史資料））	市指定
2	明神岩之碑	有形文化財（石造物）	未指定
3	道尾磨崖五輪塔	有形文化財（石造物）	市指定
4	中ノ島の観音像	民俗文化財（有形の民俗文化財）	未指定
5	間元崎の地藏像	民俗文化財（有形の民俗文化財）	未指定
6	男郎淵・女郎淵の伝説	民俗文化財（無形の民俗文化財（説話・伝説））	未指定
7	白石祭り	民俗文化財（無形の民俗文化財（年中行事））	未指定
8	瀬立て	民俗文化財（無形の民俗文化財（年中行事））	未指定
9	深良津の泥岩の海食洞	記念物（名勝地）	未指定
10	落ノ浦権現洞窟	記念物（名勝地）	未指定
11	網代島	記念物（名勝地）	未指定
12	うどん淵	記念物（名勝地）	未指定
13	間元海峡	記念物（名勝地）	未指定
14	姥目のウバメガシ	記念物（動物・植物・地質鉱物）	県指定
15	姥目公園ウバメガシ	記念物（動物・植物・地質鉱物）	市指定
16	千怒新地ウバメガシ	記念物（動物・植物・地質鉱物）	市指定
17	アコウ	記念物（動物・植物・地質鉱物）	市指定
18	沖平神社のアコウ	記念物（動物・植物・地質鉱物）	未指定
19	青江川下流域で捕獲されたオオウナギ	記念物（動物・植物・地質鉱物）	未指定
20	間元の砂岩岩脈	記念物（動物・植物・地質鉱物）	未指定
21	高浜海岸の褶曲	記念物（動物・植物・地質鉱物）	未指定
22	網代島チャート	記念物（動物・植物・地質鉱物）	未指定
23	網代島の黒色泥岩	記念物（動物・植物・地質鉱物）	未指定
24	網代島の宇宙塵	記念物（動物・植物・地質鉱物）	未指定
25	網代島の放散虫化石	記念物（動物・植物・地質鉱物）	未指定
26	江ノ浦のチャート（隕石衝突の痕跡）	記念物（動物・植物・地質鉱物）	未指定
27	地無垢島の赤紫色礫岩と緑灰色礫岩	記念物（動物・植物・地質鉱物）	未指定
28	無垢島の二枚貝化石	記念物（動物・植物・地質鉱物）	未指定
29	地無垢島の斜交層理	記念物（動物・植物・地質鉱物）	未指定
30	無垢島の海食台	記念物（動物・植物・地質鉱物）	未指定
31	八戸地区から産出したフズリナ	記念物（動物・植物・地質鉱物）	未指定
32	水晶山から産出したトラ化石	記念物（動物・植物・地質鉱物）	未指定
33	四浦展望台から望む豊後水道	文化的景観	未指定
34	遠見山から見た高甲岩	文化的景観	未指定
35	観音崎	文化的景観	未指定
36	彦ノ内川流域の段々畑のみかん園	文化的景観	未指定
37	西ノ内川流域の段々畑のみかん園	文化的景観	未指定
38	千怒川流域の段々畑のみかん園	文化的景観	未指定
39	津久見の石灰石鉱山	文化的景観	未指定
40	水晶山跡地	文化的景観	未指定
41	未来に残したい漁業漁村の歴史文化財産百選	文化的景観	未指定
42	遠見山から見た四浦半島	文化的景観	未指定
43	畑地区からの遠望景観	文化的景観	未指定
44	落ノ浦権現社	由緒地（神社）	未指定
45	沖吉島祠	由緒地（堂宇・小祠）	未指定



落ノ浦権現洞窟



間元海峡



網代島



八戸地区から産出したフズリナ

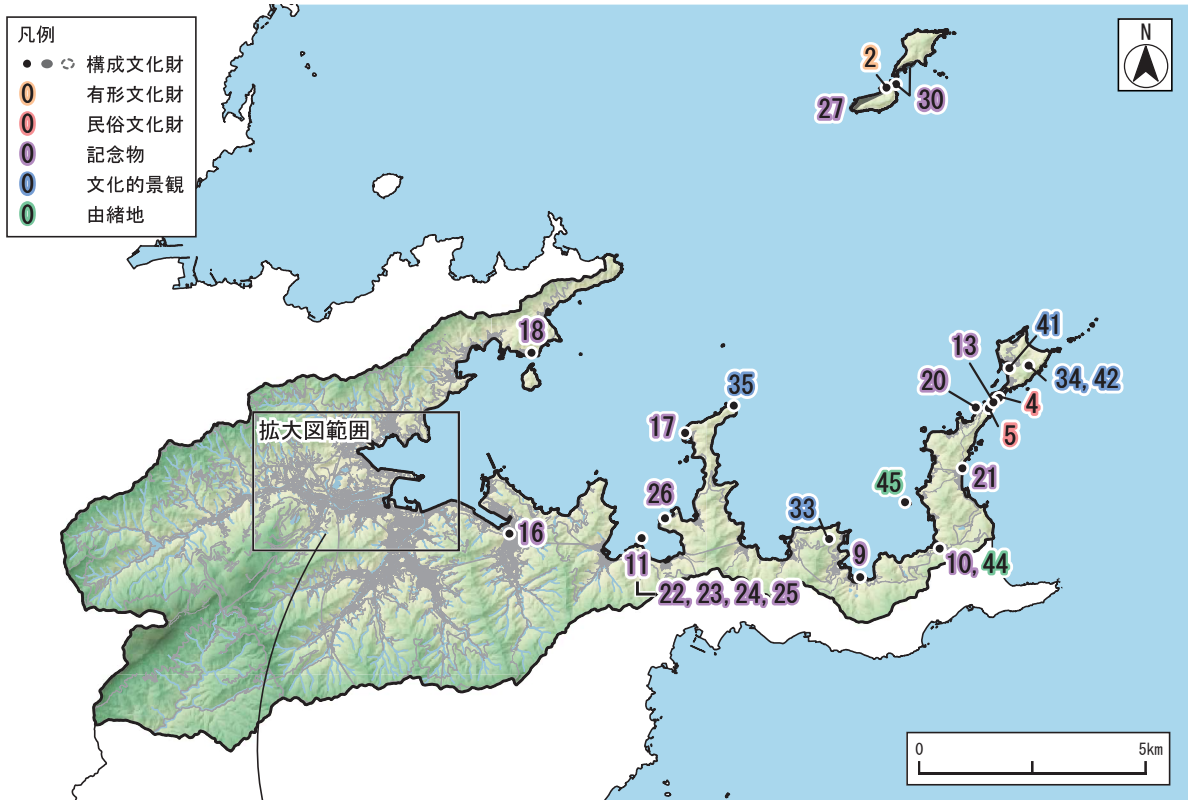


図 24 関連文化財群 1 の構成文化財分布図

※塗りつぶしは、27 地無垢島の赤紫色礫岩と緑灰色礫岩の範囲

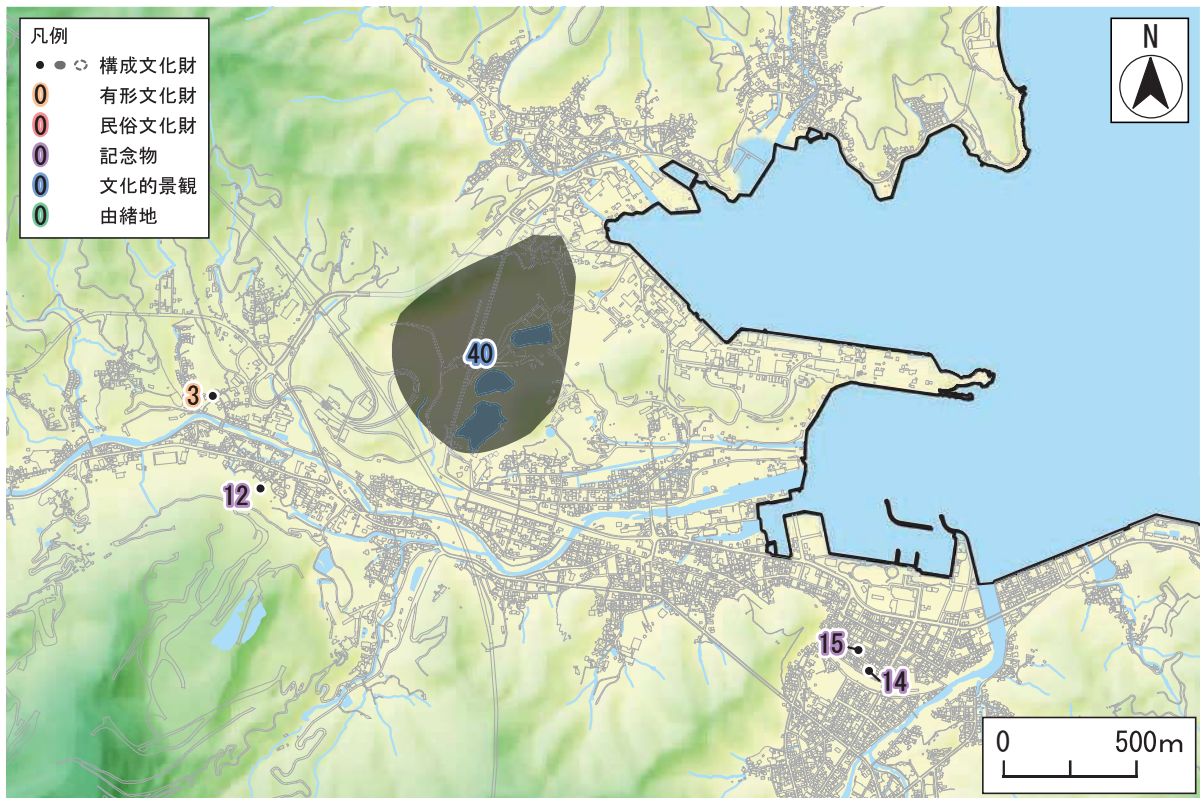


図 25 関連文化財群 1 の構成文化財分布図（拡大版）

※塗りつぶしは、40 水晶山跡地の範囲

関連文化財群 2：先人の知恵に学ぶ。みかん農家の人たちが残した歴史文化 —段々畑とみかん小屋—

【概要】

本市は、平地が少ないことから、山の傾斜地に石を築き上げて造られた段々畑のみかん園や地元建築素材を使って建てられたみかん小屋は、みかん農家の人たちの暮らしの中で生み出された津久見ならではの農業遺産であり、津久見の原風景として残しておきたい景観の一つである。

本市の柑橘栽培の歴史は古く、中世までの様子は口碑や伝承の域を出ない。江戸時代になると、臼杵藩では成立当初から朝廷に献上していたことが知られ、領内でも献上品となるほどのみかんが栽培されていたものと思われ、その中心が臼杵藩領下の青江地域であった。

本市のみかん栽培は、今から1,300年余り前の天平12年（740）、仁藤仁左衛門という人が松川（上青江畑）で野生の橘に目をつけて栽培研究し、小みかんを植えたことに始まるとしている。そして、保元2年（1157）、又四郎という人が松川から蔵富（字尾崎）に持ってきて植えたのが、尾崎小ミカン先祖木（国指定天然記念物）と言われ、樹齢860年を超え、わが国の柑橘類の最高齢樹として、津久見みかんのシンボルともなっている。

江戸時代を通じて小みかんの栽培が主であったが、津久見みかんとして有名になったのは温州や早生温州みかんの方で、江戸時代の終わりごろから明治の初めにかけて、暫時転換が図られ、市内全域に広がっていった。

本市は、もともと温暖な気候に加え、水はけのよい土壌はみかん栽培の適地として、味の良いこと、皮が薄く食べやすいこと、生産量の多いことで知られた。市内での主産地は津久見・青江地域であったが、半島と内陸の耕地は、ほとんどがみかん園で占められていた。平野の少ない市域では、みかんは山野や原野を開墾した段々畑に植えられるのが普通であった。地区によっては「オノヂ（平地）には植えるな」というきまりがあったという。しかし、大正から昭和にかけて商品価値が見直されると、そうしたきまりもなくなった。

本市出身の人たちは葺山師として全国各地に出稼ぎに出かけ、経済力をつけ、本市に帰り、みかん栽培を行ったという。津久見みかんの隆盛の背景にこうした人たちの活躍があったといわれ、彦ノ内等では、平地の畑や水田までみかん畑にしていった。

みかん栽培が本格化したのは明治の終わりごろからで、特に、明治41年（1908）の柑橘栽培拡張10か年計画と、大正5年（1916）の日豊線開通、この時期続いた鰯の豊漁によって魚肥の多投等の好条件が重なり栽培面積が急増していった。

津久見川沿い、青江川沿い、千怒川沿い、四浦半島・長目半島の山の斜面には、15度もしくはそれ以上もある急傾斜地に石を積み上げ、階段状に築き上げられた段々畑のみかん園が残っている。急傾斜地に作られた段々畑のみかん園は平坦地のみかん園よりも生産費が高くなるが、排水が良好で日照も良いため、糖分が高く風味が良いとされてきた。段々畑を作るのに組まれた石垣は、土砂が流れることを防ぐだけでなく、雨が降った後、地面にしみ込んだ水を排出し、蒸発させた。また石垣が太陽の光を反射してみかんの木に下から光が当たるなどの役割を果たしてきた。津久見みかんの味の良さは、こうした急傾斜地を利用した段々畑に植えた農家の人たちの知

恵が活かされていた。

また、千怒地区では、急傾斜地を利用した段々畑の一角に、みかん畑と一体化した津久見の伝統素材である石灰石や三和土を使ったみかん小屋（蔵）が残っており、長目地区には、灰石積みのみかん小屋が残っている。

昔から、みかんを貯蔵（囲う）する方法の一つとして、住宅の庭先や、段々畑の斜面等を利用してみかん小屋や倉庫を建てた。特に、冷蔵施設のない時代は秋11月下旬から収穫した温州みかんを囲って、翌年3～4月に出荷すると高値で売れたので、他の生産地と競合しないように貯蔵して出荷時期を調整するために建てられたのである。

特に、平地が少ない本市では、山の傾斜地に石を築き上げて造られた段々畑や地元の建築素材である三和土等を使って建てられたみかん小屋は、農家の人たちの暮らしの中で生み出されていった津久見ならではの農業遺産というべきものでもあり、津久見の原風景として残しておきたい景観である。



仁藤仁左衛門之墓
(畑松川)



尾崎小ミカン先祖木（上青江蔵富）



蜜柑元祖樹之碑（岩屋町）



千怒新地一帯の段々畑の
みかん園とみかん小屋



千怒川流域の段々畑の
みかん園



中ノ内の段々畑のみかん園と
その一角に建つみかん蔵



畑地区の尾根と急斜面に
作られたみかん園



道尾から平岩地区の
傾斜地に作られたみかん園



長泉寺のタチバナ
(上宮本町)



長目浦代地区に残る
灰石積みのみかん小屋



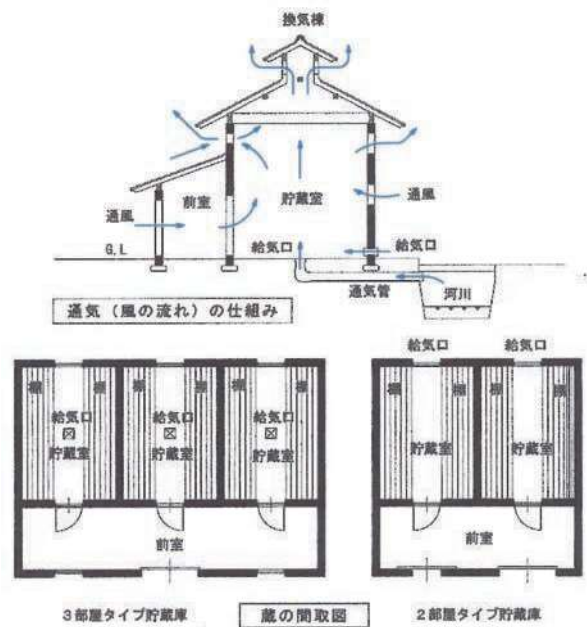
長目の長目地区に残る
灰石積みのみかん小屋



長目伊崎地区に残る
灰石積みのみかん小屋



長目楠屋地区に残る
灰石積みのみかん小屋



灰石づくりのみかん小屋（蔵）の間取り図
(公益社団法人 大分県建築士会 津久見支部作成)

構成文化財一覧

番号	名称	類型	指定等
1	長目伊崎地区に残る灰石積みのみかん小屋	有形文化財（建造物）	未指定
2	長目楠屋地区に残る灰石積みのみかん小屋	有形文化財（建造物）	未指定
3	仁藤仁左衛門之墓	有形文化財（石造物）	未指定
4	蜜柑元祖樹之碑	有形文化財（石造物）	未指定
5	柑橋記念碑	有形文化財（石造物）	未指定
6	宮崎勝蔵翁之碑	有形文化財（石造物）	未指定
7	柑橋試験場新築記念碑	有形文化財（石造物）	未指定
8	源兵衛翁の碑	有形文化財（石造物）	未指定
9	野口雨情歌碑	有形文化財（石造物）	未指定
10	長泉寺のタチバナ	記念物（動物・植物・地質鉱物）	未指定
11	尾崎小ミカン先祖木	記念物（動物・植物・地質鉱物）	国指定
12	中ノ内の段々畑のみかん園とその一角に建つみかん蔵	文化的景観	未指定
13	千怒新地一帯の段々畑のみかん園とみかん小屋	文化的景観	未指定
14	千怒川流域の段々畑のみかん園	文化的景観	未指定
15	津久見川流域の段々畑のみかん園	文化的景観	未指定
16	西ノ内川流域の段々畑のみかん園	文化的景観	未指定
17	彦ノ内川流域の段々畑のみかん園	文化的景観	未指定
18	畑地区の尾根と急斜面に作られたみかん園	文化的景観	未指定
19	道尾から平岩地区の傾斜地に作られたみかん園	文化的景観	未指定
20	長目浦代地区に残る灰石積みのみかん小屋	文化的景観	未指定
21	長目の長目地区に残る灰石積みのみかん小屋	文化的景観	未指定

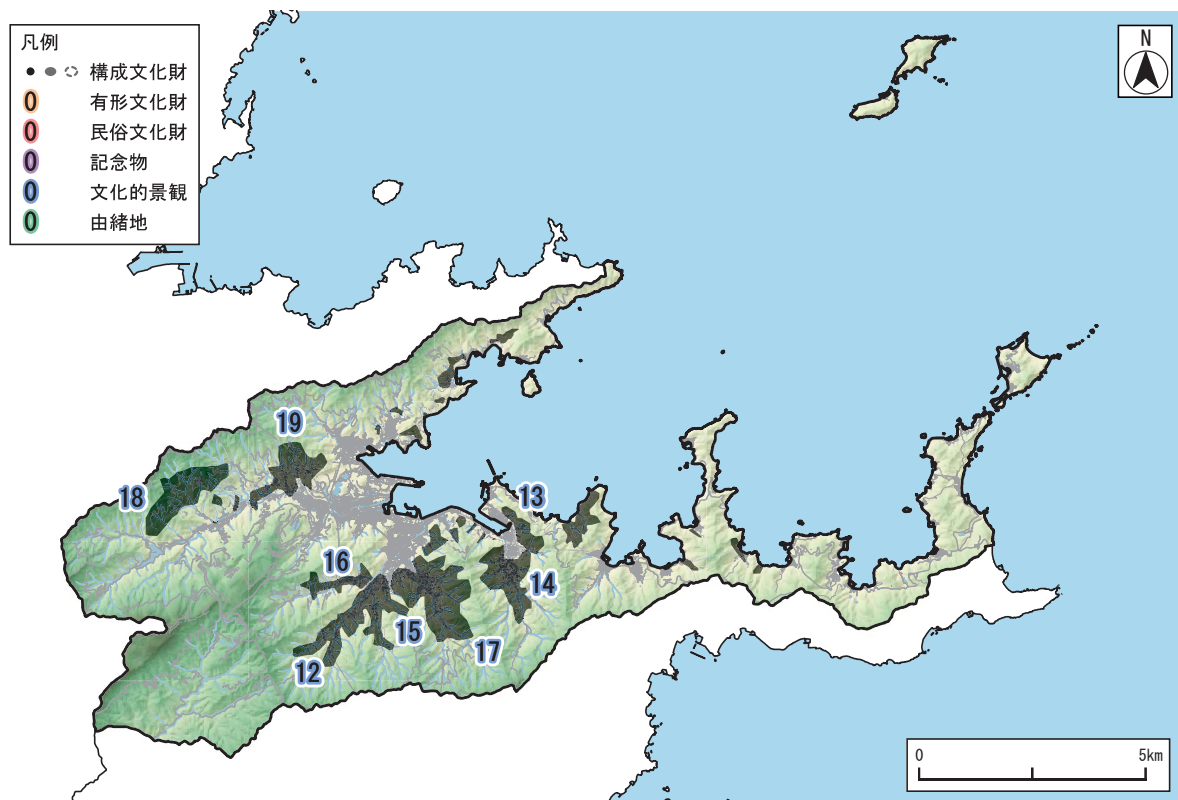


図 26 関連文化財群 2 のみかん園分布図

※塗りつぶしは、みかん園の所在地域
 出典：農林水産課『地域計画』資料より作成

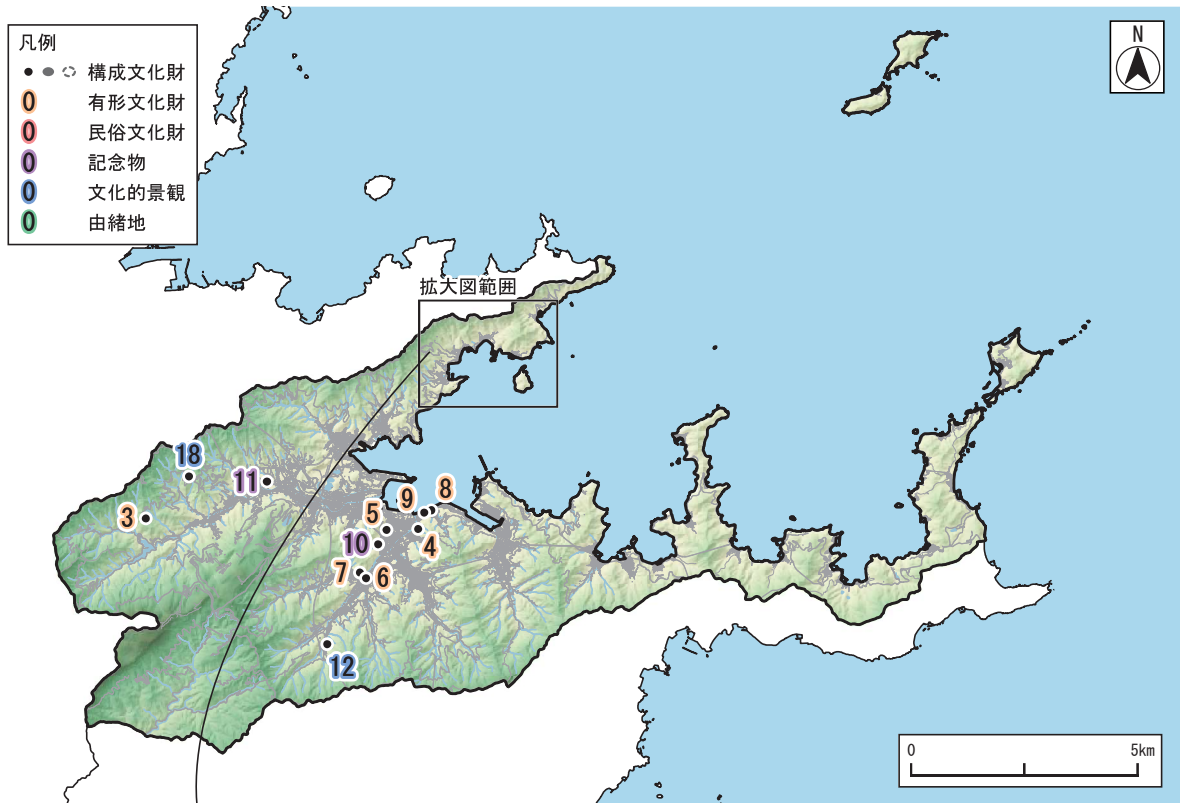


図 27 関連文化財群 2 の構成文化財分布図

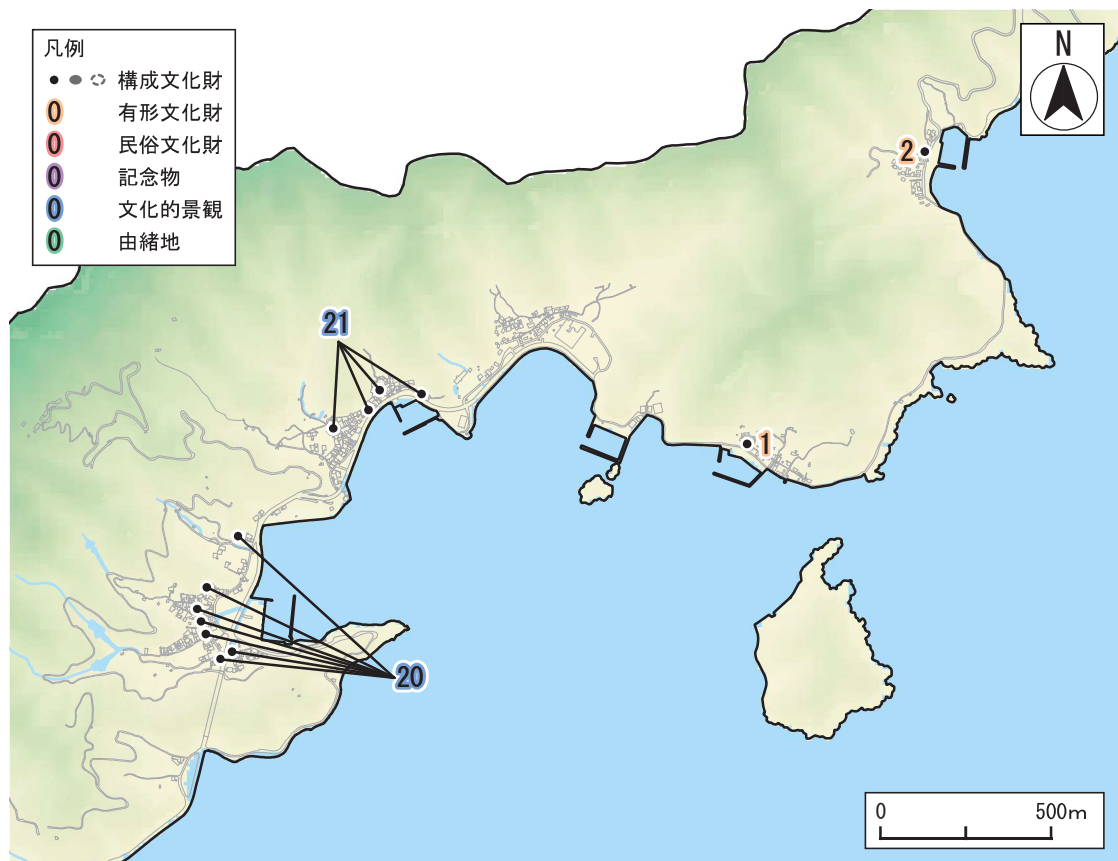


図 28 関連文化財群 2 の構成文化財分布図（拡大版）

関連文化財群3：石灰石が作りだした歴史文化

—日本の近代化とインフラを支える津久見の石灰・セメント鉱業—

【概要】

本市は、良質で豊富な石灰石と、鉱山から海までが近く、リアス海岸という地理的条件を活用し、江戸時代から石灰・セメント鉱業により発展してきた。こうした石灰石産業は、本市の経済だけでなく、現在もなお日本のインフラを支えている。

本市は、国内屈指の良質な石灰石の産地として知られ、年間約2,500万tの石灰石を採掘し、その生産量は日本一を誇る。さらに、40億tの石灰石が埋蔵されているといわれる。

石灰岩は、主に炭酸カルシウム(CaCO₃)でできた岩石である。大昔のCaCO₃の殻を持つサンゴや貝類が何億年もの時間をかけて積み重なってでき、大きな地殻変動によって隆起してできたのが石灰岩の山である。

本市では、海岸(水晶山採掘跡地)から胡麻柄山、碁盤ヶ岳方面にかけて石灰岩でできた山が連なり、さらにその鉱脈は豊後大野市方面へと続く。

胡麻柄山一帯での石灰石の採掘は江戸時代後半の寛政3年(1791)から始まった。臼杵城下畳屋町の吉田屋八十治が小園村で石灰焼きを始めたのが「津久見石灰」の最初である。寛政10年(1798)に「領内の石灰の出来がよく、この頃大坂方面でも好評。」(「古史捷」臼杵藩史料)といわれるほど流通価値を持つ商品として取り扱われた。文久2年(1862)に藩が専売品に指定、翌3年(1863)に徳浦に石灰役所を設置するなど生産を本格化させた。

そうした中、明治3年(1870)1月に起こった大火災により、当時の石灰産地の中心であった青江地域の蔵富から青江川下流の七か村が全焼、石灰焼窯も四か所が焼失するなど、壊滅的な被害を受け、生産量が大幅に落ち込んだ。その後、石灰の生産は徐々に回復し、生産の中心は青江川下流域や水晶山を挟んだ徳浦に移っていった。

わが国のセメント^{せめんと}鉱業は、明治6年(1873)、政府によって東京深川に撰綿篤製造所が創設され、同8年(1875)最初のセメントを製造したことに始まり、日本の近代化が進むとともに全国各地にセメント工場が建設されていった。

明治に入るとわが国は、急速に近代化を進めていった。セメント鉱業はそうした時期、建築や土木分野等インフラの整備のため、その需要が増し、急速に発展していった。

明治10年(1877)の内国勸業博覧会を契機に、大分県が多種多様な地下資源に恵まれていることが知られるようになると、経済的に成り立つ鉱山の一つとして、石灰石を焼いて作る石灰が見直され、石灰の需要が伸びていった。

本市でも、明治40年(1907)代以降、石灰産業が活気をおびてくるようになる中、豊富な石灰石と恵まれた港湾、鉄道の開通(大正5年(1916)日豊線臼杵一佐伯間)等が重なり、これ以降セメント工場の進出が相継いだ。これを契機として「石灰とセメント」のまち形成へと進むことになる。

大正6年(1917)、徳浦で桜セメント株式会社九州工場が操業を開始した。これが津久見でのセメント製造の始まりである。以後、大分セメント株式会社、太平セメント株式会社とセメント

会社が進出し、昭和13年（1938）小野田セメント株式会社、平成6年（1994）秩父小野田株式会社、平成10年（1998）太平洋セメント株式会社と名前を変えながら続き、今日に至っている。

こうした石灰石産業がこの地に発展してきた理由としては、「豊富な石灰石」、「鉱山から海までの近さ」という好条件に加えて、津久見湾はリアス海岸で大型船が利用しやすく、産業に適していることが挙げられる。

本市には、戦前まで石灰石を焼くための土中窯（徳利型の窯、石灰石と無煙炭を交互に入れ焼成する。）が数多く残っていたが、設備の大型化、機械化に伴い戦後、次々に姿を消していった。一方で伝統的製法による漆喰の品質が評価され、姫路城（兵庫県姫路市）や大浦天主堂（長崎県長崎市）、首里城（沖縄県那覇市）といったわが国でも代表的な文化財の補修にも使われるようになった。

現在の私たちの生活の中でも身近なところで、石灰石を材料とした製品が多く使われていることが分かる。その用途を見てみるとセメント、鉄鋼、建築材料、石灰、ガラス等多岐にわたっている。

現在は、胡麻柄山や碁盤ヶ岳の採石場から工場へと石灰石を運ぶためのベルトコンベアを被う大きなパイプが道路を横切り、千怒地区に三和土を使ったみかん小屋（蔵）、上青江の長野や蔵富、津久見地区中ノ内等に漆喰壁の家屋や倉庫が点在する。その他、セメント工場内を走る市道徳浦松崎線や各地区から見た工場夜景等、津久見ならではの産業景観・文化的景観を見せる。

全国的にも珍しい町名として知られる「セメント町」（昭和42年（1967）4月新住居表示による）は、大正時代のセメント工場の進出により、警固屋から松崎一帯（下青江）が賑わっていたことから付けられた名前で、わが国の近代化を支えた津久見の石灰・セメント鉱業の歴史を地名に残し、今に伝えている。

このように、良質で豊富な石灰石と、鉱山から海までが近いリアス海岸という地理的条件を活用し、江戸時代から続く先人たちの試行錯誤と努力によって成し遂げられた石灰・セメント鉱業の隆盛は、本市の経済と日本のインフラを支えている。



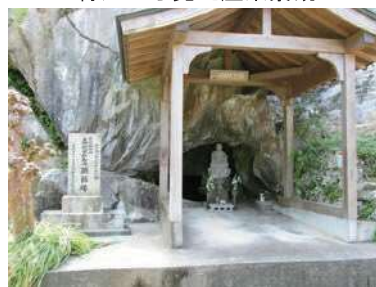
千怒崎から見た津久見港



青江から見た産業景観



（入船方面から見た）
津久見の石灰石鉱山



石灰焼き始祖の眞關玄如首座之像
と顕彰碑（門前町）



（上青江畑方面から見た）
津久見の石灰石鉱山（遠景）



石灰石を利用した案内板
(市役所玄関前)



石灰乾燥棚
(白石工業株式会社津久見工場)



土中窯 (株式会社丸京石灰)



町を横切るパイプ
(ベルトコンベア) (岡町)



水晶山跡地を走る
市道道籠合ノ元線



セメント工場内を走る
市道德浦松崎線



津久見市民会館から見た
工場夜景



堅浦から見た工場夜景



青江地域の白壁の土蔵が
点在する地域 (上青江川内)



セメント町通りの景観



新道壽碑
石灰石運搬道路開通記念
(入船西町)

構成文化財一覧

番号	名称	類型	指定等
1	石灰乾燥棚 (白石工業株式会社津久見工場)	有形文化財 (建造物)	未指定
2	土中窯 (株式会社丸京石灰)	有形文化財 (建造物)	未指定
3	臼杵領内沿岸図	有形文化財 (美術工芸品 (歴史資料))	市指定
4	新道壽碑 石灰石運搬道路開通記念	有形文化財 (石造物)	未指定
5	石灰焼き始祖の眞關玄如首座之像と顕彰碑	有形文化財 (石造物)	未指定
6	石灰石を利用した案内板 (市役所玄関前)	有形文化財 (石造物)	未指定
7	水晶山トンネル上の石灰窯跡	記念物 (遺跡)	未指定
8	八戸ドロマイト採石場跡	記念物 (遺跡)	未指定
9	門前遺跡	記念物 (遺跡)	未指定
10	伊崎役所跡	記念物 (遺跡)	未指定
11	警固屋木場役所跡	記念物 (遺跡)	未指定

番号	名称	類型	指定等
12	水晶山跡地	文化的景観	未指定
13	津久見の石灰石鉱山	文化的景観	未指定
14	青江から見た産業景観	文化的景観	未指定
15	津久見市民会館から見た工場夜景	文化的景観	未指定
16	堅浦から見た工場夜景	文化的景観	未指定
17	千怒崎から見た津久見港	文化的景観	未指定
18	青江地域の白壁の土蔵が点在する地域	文化的景観	未指定
19	セメント工場内を走る市道徳浦松崎線	文化的景観	未指定
20	町を横切るパイプ（ベルトコンベア）	文化的景観	未指定
21	水晶山跡地を走る市道道籠合ノ元線	文化的景観	未指定
22	セメント町通りの景観	文化的景観	未指定

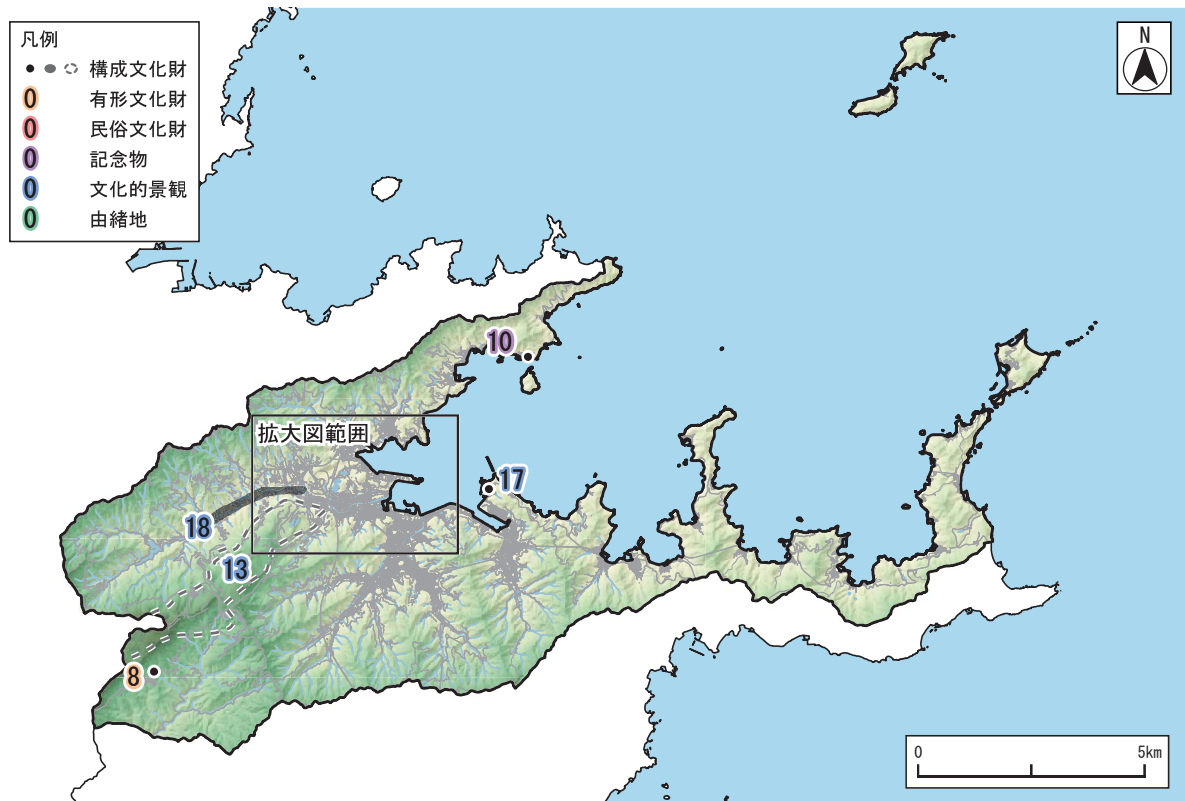


図 29 関連文化財群 3 の構成文化財分布図

※塗りつぶしは、18 青江地域の白壁の土蔵が点在する地域の分布範囲

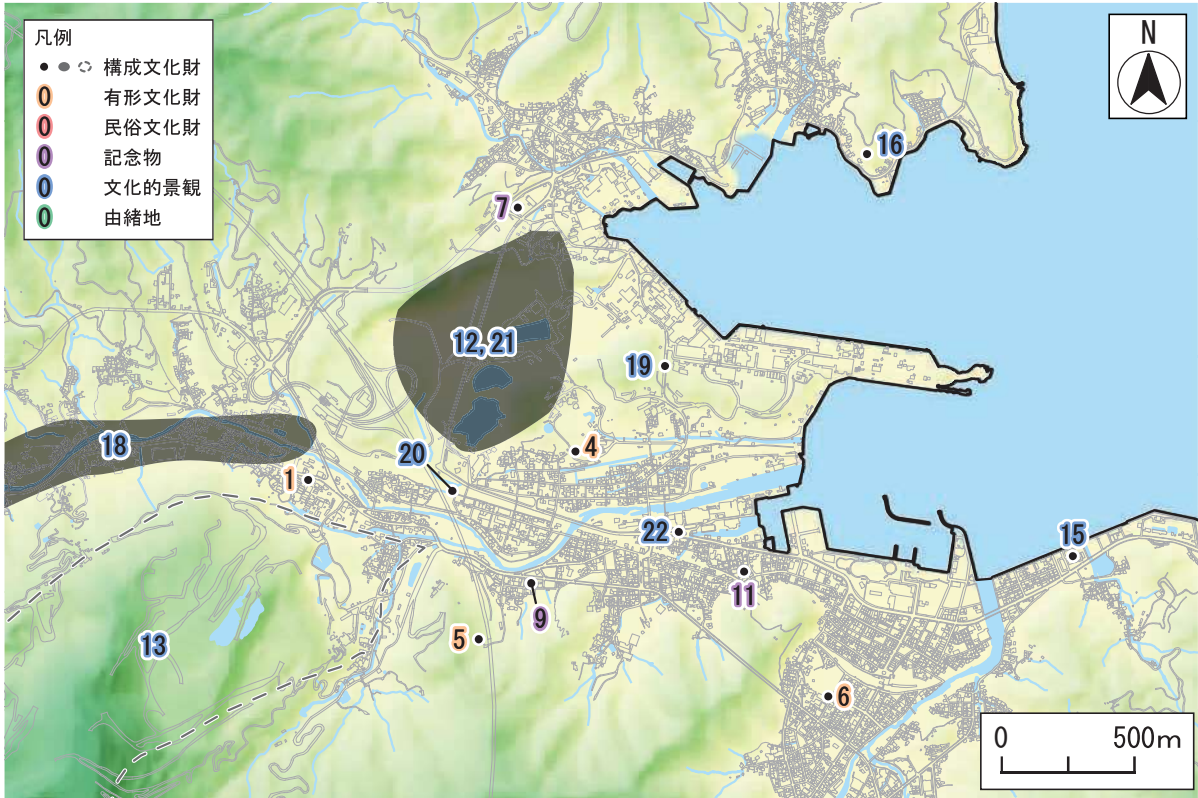


図 30 関連文化財群 3 の構成文化財分布図（拡大版）

※塗りつぶしは、18 青江地域の白壁の土蔵が点在する地域の分布範囲、12・21 水晶山跡地の範囲

【概要】

本市は、キリスト教王国を目指した大友宗麟ゆかりの地である。本市の中世の歴史は宗麟の生きた時代に残された文化財からうかがうことができる。没後 400 年以上たった今も「宗麟ユートピア構想」が策定されるなど、その存在は、本市に大きな影響を与えている。

本市は、戦国時代の武将大友宗麟の終焉の地として知られる。

中田引地の天徳寺の森に建つ大友宗麟公墓（市指定史跡）は、今から 200 年余り前の寛政年間（1789～1801）、旧家臣の末裔臼杵城豊によって改葬されたものである。

津久見に移り住む前の宗麟は丹生島城（臼杵市）を拠点とし、晩年は自分の隠居の地の城とした。

天正 6 年（1578）宗麟は、姻族伊東氏の旧領を奪還する目的で日向に出撃するが、この時、自身はキリスト教に入信し教名をドン・フランシスコと名乗り、日向出兵の真の目的は、日向務志賀（宮崎県延岡市）に理想のキリスト教王国を作ることであったといわれている。

しかし、島津軍に敗れ、豊後に敗走するが、この時、本拠地である臼杵に帰らずに津久見に立ち寄った。これが宗麟と津久見との関係の始まりとされる。

天正 10 年（1582）、息子義統から津久見の地を譲り受け、自身が安静できる理想郷としてこの地に最後の場所を作ろうとした。津久見に移り住んだ宗麟は、キリスト教王国の建設という夢の実現に奔走したことが知られる。

宗麟の生きた時代は、鉄砲の伝来（天文 12 年（1543 年））、フランシスコ・ザビエルによりキリスト教がわが国に伝えられ（天文 18 年（1549 年））広まった時期で、以後、ヨーロッパから来た商人や宣教師たちが布教のため持ち込んだ品々や文化は、またたく間に広まり、当時の武将はその進んだ文化に興味を示し、盛んに取り入れた。宗麟もそうした武将の一人であった。

16 世紀後半から 17 世紀初めに隆盛したこうした品々や文化は、南蛮文化、キリシタン文化とも呼ばれた。安土桃山時代から江戸時代初期（寛永 16 年（1639）の鎖国の完成）までの時期は、わが国の歴史文化史上最も華やかな時代で活気にあふれた時代といわれた。「豊後府内に華開いた南蛮文化」や「フランシスコ・ザビエル」の名は、この時代を表す言葉として今でもよく使われ、馴染み深いものである。

本市は、キリスト教王国の建設を目指した宗麟のゆかりの地として、そうした華やかな文化を今に伝える南蛮美術の数々を所蔵する。これらは、本市が 10 年余りの歳月を費やして収集・製作した資料で、南蛮屏風と洋風画、南蛮趣味の工芸品、鉄砲、キリシタン関係資料、輸出漆器類、大航海時代の日本を描いた世界地図、文書類等広範囲にわたり、総数 72 件を数える。これらの資料は、豊後に直接由来するものではないが、その一つ一つが当時の南蛮文化を今に伝えるものとして、その時代の歴史や文化を概観することができる。

一方、中世の本市は臼杵荘に所属し、大友氏の直轄地であった。宗麟の時代までの歴史を見ると姫岳合戦（永享 7 年（1435））や津久見合戦、薬師寺一族をはじめとする郷土武士団の名前や活躍を知ることができる史料も含まれる。なお、宗麟が移り住んだ大友氏別館や、津久見要害、二重城、彦岳城、久保泊城等の館城・城跡等も確認（第 2 章第 2 節表 8 参照）されており、特に、

津久見要害や久保泊城は天正14年（1586）島津軍の豊後侵攻の際に、実際に戦いが繰り広げられた場所でもあった。

島津軍の侵攻に際して、津久見地域、青江川沿いから津久見峠にかけて激しい戦闘が行われた。近世臼杵藩稲葉家に伝わった絵図「御領分臼杵図」（臼杵市教育委員会所蔵）に、この時の激戦地が記されており、古陣所や物見山、砦・付城要地等で大勝負や小競り合いが、津久見と青江を隔てた山の稜線一帯で行われたことが知られる。その中で、津久見川左岸の丘陵上に描かれている古陣所は薬師寺文書に出てくる津久見要害の可能性が高く、本来は津久見氏の詰城とされていた。その津久見要害は、解脱閣寺（井無田町）正面の山の稜線にあり、現在も堀切が残る。

四浦半島では「四浦衆」（鳩の浦の鳩氏、久保泊・深浦の加島氏、越智ノ浦の紀氏）と呼ばれる武士団が活動していた。天正14年（1586）に島津軍が海路侵攻してきた際に、津久見四浦合戦が起きた。その時、海岸方面から攻めてきた島津軍に対し、久保泊城から鉄砲で応戦したといわれる。久保泊城跡には堀切や曲輪が良好な状態で残されており、自然の地形をうまく利用した縄張りが見て取れる。また、鳩浦堂山はじめ四浦半島には、四浦衆に関係する武士たちのものと思われる五輪塔が数多く確認されている。その他、中世の石造物として、市内に61か所、487個体が報告（『大分県の中世石造遺物 第5集総括編』（大分県教育庁埋蔵文化財センター2016年度））されており、市内のほぼ全域に残っている。種類としては五輪塔、宝篋印塔、宝塔、板碑、無縫塔、石幢等が見られるが、圧倒的に多いのが五輪塔（残欠含む）である。

姫岳合戦に参戦し戦死した河野通久の供養塔（村上神社宝篋印塔（文安6年（1449））や道尾石幢（文明9年（1477））、長幸無縫塔2基（天正3年（1575）・天正6年（1578））はその代表例である。また無銘ではあるが、千怒鍛冶屋塔ノ本宝篋印塔、井無田宝篋印塔、世尊寺五重塔、薬師寺一族の先祖墓（宝篋印塔・徳浦）は地域の有力な武士団の存在を伝え、その他にも川内石幢、蔵富石幢等数多く残っており、地域の歴史を伝える文化財として貴重なものである。

大友宗麟公墓も、時代が移り変わる中、幾度となく堂宇を建て替えられた。昭和52年（1977）、「大友宗麟公顕彰会」が結成され、建築家磯崎新の設計のもと、キリスト教式の墓碑を並べ、今日見られるような墓地に生まれ変わった。

このように本市の中世の歴史は宗麟の生きた時代に残された文化財からうかがうことができる。没後400年以上たった今も「宗麟ユートピア構想」が策定されるなど、本市に大きな影響を与えている。



千怒鍛冶屋塔ノ本宝篋印塔



長目浦代宝篋印塔



吉岡妙林尼墓（中田引地）



井無田宝篋印塔



川内石幢（上青江川内）



鳩浦堂山五輪塔群



大友氏別館跡（大友町）



津久見古陣跡（津久見要害）



（津久見川河口から見た）
津久見古陣跡（津久見要害）



大友宗麟公銅像
（津久見駅前）



長泉寺（上宮本町）



天徳寺の森（中田引地）



蒔絵螺鈿花鳥文大洋櫃



蒔絵螺鈿花鳥文洋櫃



蒔絵螺鈿花卉文小洋櫃



蒔絵螺鈿花鳥文書筆筒



蒔絵螺鈿花鳥文窓絵筆筒



蒔絵螺鈿花鳥文筆筒



蒔絵螺鈿鮫皮貼社殿に花鳥文櫃



蒔絵螺鈿花樹鳥獸文箱



蒔絵鮫皮貼花鳥文小箱



蒔絵南蛮人双鶏硯箱



象嵌南蛮人文鏡



南蛮船文鐺



蒔絵カルタ文印籠・蒔絵旗文根付



V. O. Cマーク入り
小型鑑載砲



テイセラ「日本図」



読書する修道士のいる
西洋風俗図



蒔絵螺鈿聖者像聖龕
(太平洋セメント株式会社所蔵・津久見市寄託)



南蛮人遊楽図屏風（太平洋セメント株式会社所蔵・津久見市寄託）



航路図屏風（右隻）



航路図屏風（左隻）

構成文化財一覧

番号	名称	類型	指定等
1	大友宗麟公銅像	有形文化財（美術工芸品（彫刻））	未指定
2	解脱閣寺文書	有形文化財（美術工芸品（古文書））	市指定
3	薬師寺文書	有形文化財（美術工芸品（古文書））	未指定
4	長幸無縫塔	有形文化財（石造物）	県指定
5	道尾石幢	有形文化財（石造物）	市指定
6	世尊寺五重塔	有形文化財（石造物）	市指定
7	井無田宝篋印塔	有形文化財（石造物）	未指定
8	千怒鍛冶屋石幢	有形文化財（石造物）	未指定
9	千怒鍛冶屋塔ノ本宝篋印塔	有形文化財（石造物）	未指定
10	村上神社宝篋印塔	有形文化財（石造物）	市指定
11	夕顔之塔	有形文化財（石造物）	未指定
12	二村家五輪塔群	有形文化財（石造物）	未指定
13	辨治谷五輪塔群	有形文化財（石造物）	未指定
14	川内石幢	有形文化財（石造物）	市指定
15	長目浦代宝篋印塔	有形文化財（石造物）	未指定
16	長目浦代観音堂五輪塔群	有形文化財（石造物）	未指定
17	長目浦代五輪塔群	有形文化財（石造物）	未指定
18	薬師寺家先祖墓	有形文化財（石造物）	未指定
19	田平五輪塔群	有形文化財（石造物）	未指定

番号	名称	類型	指定等
20	釈法(じゃくろう)様	有形文化財(石造物)	未指定
21	網代幸月寺跡五輪塔群	有形文化財(石造物)	未指定
22	鳩浦堂山五輪塔群	有形文化財(石造物)	未指定
23	久保泊石幢	有形文化財(石造物)	市指定
24	深良津五輪塔群	有形文化財(石造物)	未指定
25	友秋義秀公他二十六人之碑	有形文化財(石造物)	未指定
26	田ノ浦恵比寿堂石塔群	有形文化財(石造物)	未指定
27	摺木観音堂五輪塔群	有形文化財(石造物)	未指定
28	海徳寺石幢	有形文化財(石造物)	未指定
29	吉岡妙林尼墓	有形文化財(石造物)	未指定
30	読書する修道士のいる西洋風俗図	有形文化財(美術工芸品(歴史資料))	市指定
31	織部煙管	有形文化財(美術工芸品(歴史資料))	市指定
32	織部幾何文向付	有形文化財(美術工芸品(歴史資料))	市指定
33	象嵌十字文茶碗	有形文化財(美術工芸品(歴史資料))	市指定
34	象嵌十字文俵型鉢	有形文化財(美術工芸品(歴史資料))	市指定
35	象嵌南蛮人文鏡	有形文化財(美術工芸品(歴史資料))	市指定
36	蒔絵南蛮人双鶏碗箱	有形文化財(美術工芸品(歴史資料))	市指定
37	蒔絵南蛮唐草交椅	有形文化財(美術工芸品(歴史資料))	市指定
38	蒔絵カルタ文印籠・蒔絵旗文根付	有形文化財(美術工芸品(歴史資料))	市指定
39	蒔絵螺鈿FRCO合字紋洋犬火薬入	有形文化財(美術工芸品(歴史資料))	市指定
40	十字紋菱形火薬入	有形文化財(美術工芸品(歴史資料))	市指定
41	南蛮船文鐺	有形文化財(美術工芸品(歴史資料))	市指定
42	洋風文字龍文鐺	有形文化財(美術工芸品(歴史資料))	市指定
43	十字透かし鐺	有形文化財(美術工芸品(歴史資料))	市指定
44	変わり透かし鐺	有形文化財(美術工芸品(歴史資料))	市指定
45	刀剣付属品類	有形文化財(美術工芸品(歴史資料))	市指定
46	V. O. Cマーク入り小型鑑載砲	有形文化財(美術工芸品(歴史資料))	市指定
47	1577-1601年イエズス会士日本・インド及び東方通信集成	有形文化財(美術工芸品(歴史資料))	市指定
48	蒔絵螺鈿花鳥文書箆筒	有形文化財(美術工芸品(歴史資料))	市指定
49	蒔絵螺鈿花鳥文筆筒	有形文化財(美術工芸品(歴史資料))	市指定
50	蒔絵螺鈿花鳥文窓絵筆筒	有形文化財(美術工芸品(歴史資料))	市指定
51	蒔絵螺鈿花鳥文大洋櫃	有形文化財(美術工芸品(歴史資料))	市指定
52	蒔絵螺鈿花鳥文洋櫃	有形文化財(美術工芸品(歴史資料))	市指定
53	蒔絵螺鈿花弁文小洋櫃	有形文化財(美術工芸品(歴史資料))	市指定
54	蒔絵螺鈿鮫皮貼社殿に花鳥文櫃	有形文化財(美術工芸品(歴史資料))	市指定
55	蒔絵螺鈿花樹鳥獸文箱	有形文化財(美術工芸品(歴史資料))	市指定
56	蒔絵鮫皮貼花鳥文小箱	有形文化財(美術工芸品(歴史資料))	市指定
57	ブトレマイオス「東アジア図」	有形文化財(美術工芸品(歴史資料))	市指定
58	オルテリウス「アジア図」	有形文化財(美術工芸品(歴史資料))	市指定
59	オルテリウス「東インド諸島図」	有形文化財(美術工芸品(歴史資料))	市指定
60	オルテリウス「タルタリア図」	有形文化財(美術工芸品(歴史資料))	市指定
61	オルテリウス「太平洋図」	有形文化財(美術工芸品(歴史資料))	市指定
62	テイセラ「日本図」	有形文化財(美術工芸品(歴史資料))	市指定
63	メルカトル「アジア図」	有形文化財(美術工芸品(歴史資料))	市指定
64	ヤンソン「日本・エゾ図」	有形文化財(美術工芸品(歴史資料))	市指定
65	航路図屏風	有形文化財(美術工芸品(歴史資料))	市指定
66	南蛮人遊樂図屏風	有形文化財(美術工芸品(歴史資料))	市指定
67	蒔絵螺鈿聖者像聖龕	有形文化財(美術工芸品(歴史資料))	市指定
68	大友宗麟画像(複製)	有形文化財(美術工芸品(歴史資料))	未指定
69	大友府蘭(義鎮・宗麟)書状(複製)	有形文化財(美術工芸品(歴史資料))	未指定
70	鐵放蕪之方並調合次第(複製)	有形文化財(美術工芸品(歴史資料))	未指定
71	聖フランシスコ・ザヴィエル像(複製)	有形文化財(美術工芸品(歴史資料))	未指定
72	蒔絵フランシスコ合字紋入鞍(複製)	有形文化財(美術工芸品(歴史資料))	未指定
73	国崩石火矢集(複製)	有形文化財(美術工芸品(歴史資料))	未指定
74	仏狼機砲(複製)	有形文化財(美術工芸品(歴史資料))	未指定
75	天正遣欧使節肖像(複製)	有形文化財(美術工芸品(歴史資料))	未指定
76	大友宗麟公墓	記念物(遺跡)	市指定
77	天徳寺の森	記念物(遺跡)	未指定
78	門前遺跡	記念物(遺跡)	未指定
79	志手町遺跡	記念物(遺跡)	未指定
80	姫岳城跡	記念物(遺跡)	未指定

番号	名称	類型	指定等
81	河野通久陣野跡	記念物（遺跡）	未指定
82	大友氏別館跡	記念物（遺跡）	未指定
83	津久見古陣跡（津久見要害）	記念物（遺跡）	未指定
84	津久見物見山跡	記念物（遺跡）	未指定
85	二重城跡	記念物（遺跡）	未指定
86	彦岳城跡	記念物（遺跡）	未指定
87	久保泊城跡	記念物（遺跡）	未指定
88	解脱閣寺	由緒地（寺院）	未指定
89	長泉寺	由緒地（寺院）	未指定
90	赤八幡神社	由緒地（神社）	未指定
91	則近天神	由緒地（神社）	未指定
92	御領分白杵園	有形文化財（美術工芸品（歴史資料））	その他
93	当家中作法日記	有形文化財（美術工芸品（歴史資料））	その他

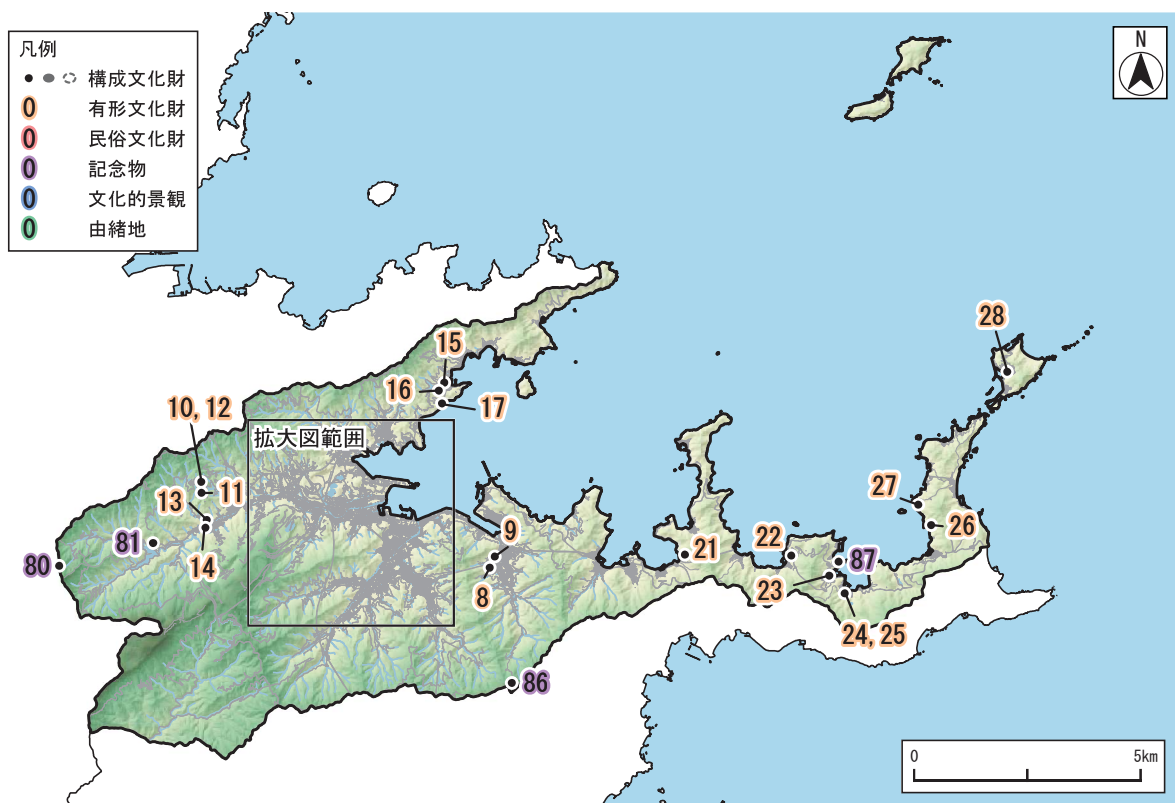


図 31 関連文化財群 4 の構成文化財分布図

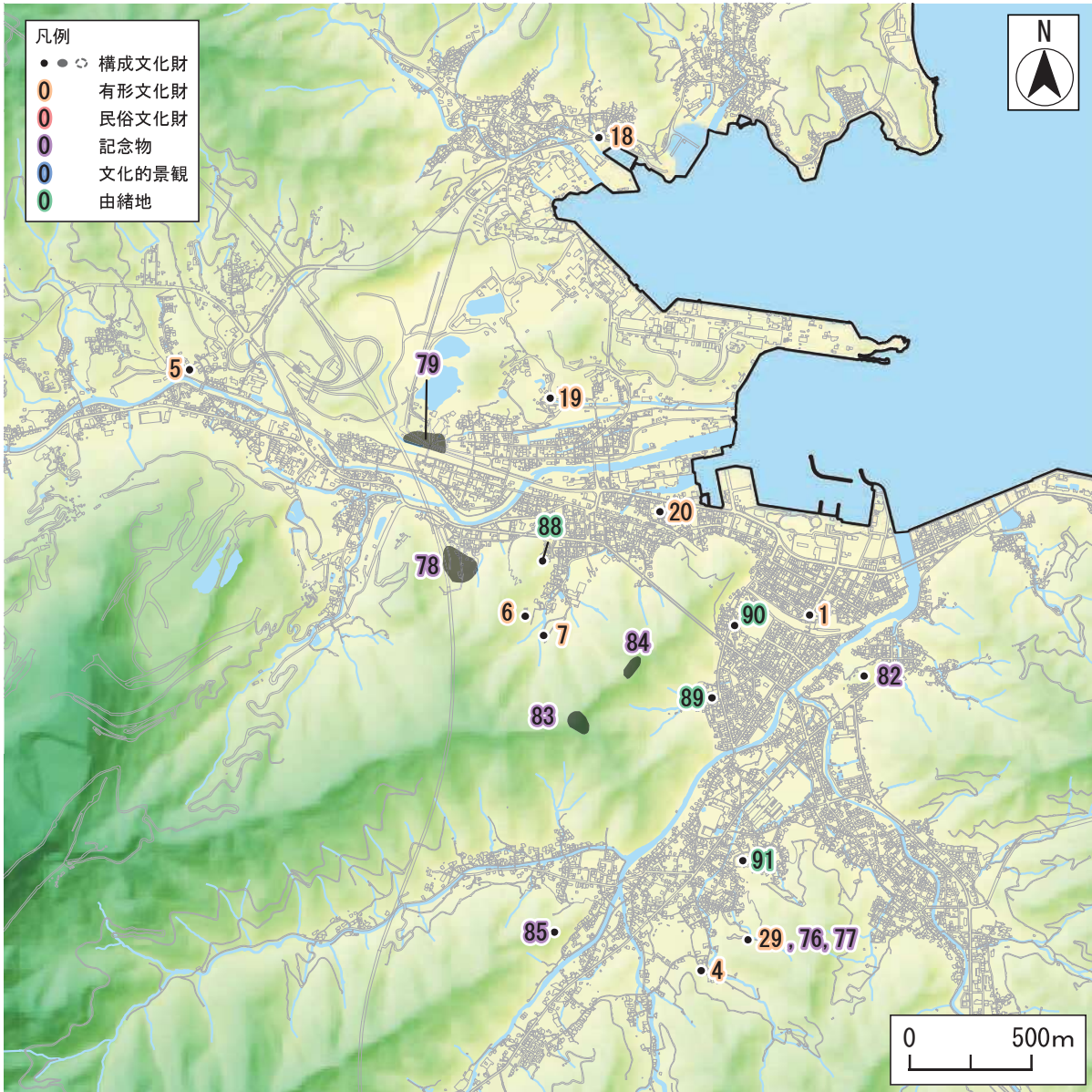


図 32 関連文化財群 4 の構成文化財分布図（拡大版）

※塗りつぶしは、遺跡分布範囲

関連文化財群5：豊後水道、海とともに生きる人々の営み

【概要】

本市は、江戸時代、北半分が臼杵藩に、南半分が佐伯藩に分割され、統治されてきた。18世紀以降は、豊後水道や瀬戸内海を利用して旅船・地船が行き交い、産物を通して「ひと」、「もの」の交流が盛んに行われた。津久見湾岸域一帯にはそうした人々の暮らしや豊漁祈願、航海や海上での安全等を願う信仰の歴史を伝える文化財等が数多く残っている。

豊後水道は、太平洋の黒潮の暖流と栄養豊かな瀬戸内海の海水がぶつかり合って、全国でも屈指の好漁場として知られてきた。古代から海上交通の要衝として畿内地域と密接な関係を結び、16世紀半ばから、大友宗麟により進められた対明貿易、その後の対ポルトガル等との南蛮貿易で、重要な役割を果たしてきた。

江戸時代の本市は、北半分が臼杵藩に、南半分が佐伯藩に分割され、両藩の狭間に置かれていた。

津久見湾の北側に位置する長目半島は、臼杵藩松崎組5村（長目浦—警固屋村）、臼杵湾に面した佐志生組、大泊組とともに浦方三組とされ、通称「下浦」と呼ばれた。

この一帯では、鯛・ボラ・コノシロ・シビ（キハダマグロ）漁が盛んで、鯛は加工して干鯛やイリコにした。漁法では各種の網漁が行われ、漁民は、隣接する佐伯領へも出かけた。それぞれに所属する浦・村は、歴史や地理的に、あるいは日常の経済生活の面でも共通していた。海続きの両藩では互いに入出入りするばかりではなく、他領の海域に出かけるのが普通であった。長目浦は風待ちの港として、また18世紀中頃からは警固屋村の浜も掛木（薪）の浜売り等、商船の立ち寄り地としてそれぞれ利用されていた。18世紀後半に石灰焼きが本格化してくると徳浦、堅浦等はその積み出し港として大事な役割を果たした。同時に、干鯛をはじめ海産物を出荷する港としても活況を呈した。

一方、佐伯藩領下にあった津久見湾の南側に位置する四浦半島から保戸島にかけての海岸線は、変化に富み、天然の瀬や魚礁に恵まれ、複雑な地形は生産性の高い漁場を形成し、人々は古くから豊かな海の資源を求めて漁撈生活を続けてきた。

四浦半島の漁民たちは、近隣の良い漁場を利用して、高品質の海産物を提供してきた。その代表的産物が干鯛であった。そのため藩は漁業資源保護のため主要な漁場に近い沿岸部での山焼きを禁じ、魚つき林等の保護や漁場の保全に努めたことが知られる。

17世紀後半に、畿内での綿花の栽培が本格化すると、肥料として干鯛の需要が急増した。豊後水道の干鯛は質の良い肥料として関西方面で好評を博し、鯛漁は、金肥として重要な干鯛の生産に関わり、それぞれの藩の漁業の主役をなした。こうして浦付の海域で他浦の船も入り組んで漁業が営まれた。

臼杵藩では、特に石灰焼きが盛んであった。石灰は古くから壁や天井の塗装、石や煉瓦の接合材、またフノリや粘土と混ぜて漆喰を作った。また田畑の肥料として大量に、その他駆虫剤・消毒剤等幅広く利用された。臼杵藩領の市域は、その原料となる石灰石に恵まれた地域で、石灰焼きは、享保元年（1716）の「臼杵藩郷村高辻帳」によると、道籠村、志手村等に石灰所が見えることから小規模な石灰の焼き立てが行われていたものと思われる。市域で本格的な石灰焼き立て

が行われるのは、寛政年間（1789～1801）で、寛政10年（1798）に徳浦石灰焼御仕立所が開設され、警固屋、徳浦等の港から船積みされた。

これに伴い18世紀以降は、浦々に廻船（商船）の出入りが頻繁になり、豊後水道や瀬戸内海を利用して旅船・地船が行き交い、こうした産物を通して諸浦は入船・出船で賑わった。

豊かな海、豊後水道は、津久見湾岸域で暮らす人々の生活を支えてきた。浦々にはそうした人たちの暮らしや豊漁祈願や航海や海上での安全等を願う信仰の歴史を伝える文化財等が数多く残っている。



海徳寺の魚鱗塔及び海徳寺石幢
（保戸島）



加茂神社庚申塔群（保戸島）



荒代のえびす像



落ノ浦のえびす像



狩床愛宕神社のえびす像



大元のえびす像



西泊のえびす像



保戸島地下のえびす像



深良津十日えびす



網代島お清像



観音様祭り（落ノ浦・本教寺）



鳩浦のえびす像



四浦展望台から望む豊後水道



四浦半島漁村の風景
イカの一夜干し



未来に残したい漁業漁村の
歴史文化財産百選

構成文化財一覧

番号	名称	類型	指定等
1	久保泊石幢	有形文化財（石造物）	市指定
2	海徳寺の魚鱗塔	有形文化財（石造物）	市指定
3	海徳寺石幢	有形文化財（石造物）	未指定
4	加茂神社庚申塔群	民俗文化財（有形の民俗文化財）	未指定
5	中ノ島の観音像	民俗文化財（有形の民俗文化財）	未指定
6	大元庚申塔	民俗文化財（有形の民俗文化財）	未指定
7	落ノ浦公園庚申塔	民俗文化財（有形の民俗文化財）	未指定
8	間元崎の地藏像	民俗文化財（有形の民俗文化財）	未指定
9	間元崎の金毘羅様	民俗文化財（有形の民俗文化財）	未指定
10	日見のえびす像	民俗文化財（有形の民俗文化財）	未指定
11	福良のえびす像	民俗文化財（有形の民俗文化財）	未指定
12	網代のえびす像	民俗文化財（有形の民俗文化財）	未指定
13	江ノ浦のえびす像	民俗文化財（有形の民俗文化財）	未指定
14	赤崎のえびす像	民俗文化財（有形の民俗文化財）	未指定
15	荒代のえびす像	民俗文化財（有形の民俗文化財）	未指定
16	鳩浦のえびす像	民俗文化財（有形の民俗文化財）	未指定
17	刀自ヶ浦のえびす像	民俗文化財（有形の民俗文化財）	未指定
18	久保泊のえびす像	民俗文化財（有形の民俗文化財）	未指定
19	深良津の蛭子像	民俗文化財（有形の民俗文化財）	市指定
20	沖吉像	民俗文化財（有形の民俗文化財）	未指定
21	落ノ浦のえびす像	民俗文化財（有形の民俗文化財）	未指定
22	落ノ浦公園のえびす像	民俗文化財（有形の民俗文化財）	未指定
23	田ノ浦のえびす像	民俗文化財（有形の民俗文化財）	未指定
24	樺木のえびす像	民俗文化財（有形の民俗文化財）	未指定
25	狩床愛宕神社のえびす像	民俗文化財（有形の民俗文化財）	未指定
26	大元のえびす像	民俗文化財（有形の民俗文化財）	未指定
27	西泊のえびす像	民俗文化財（有形の民俗文化財）	未指定
28	間元のえびす像	民俗文化財（有形の民俗文化財）	未指定
29	高浜のえびす像	民俗文化財（有形の民俗文化財）	未指定
30	保戸島串ヶ脇のえびす像3体	民俗文化財（有形の民俗文化財）	未指定
31	保戸島地下のえびす像	民俗文化財（有形の民俗文化財）	未指定
32	地無垢島のえびす像	民俗文化財（有形の民俗文化財）	未指定
33	楠屋のえびす像	民俗文化財（有形の民俗文化財）	未指定
34	釜戸菅原神社のえびす像	民俗文化財（有形の民俗文化財）	未指定
35	浦代のえびす像	民俗文化財（有形の民俗文化財）	未指定



夜渡の火焚き（久保泊）

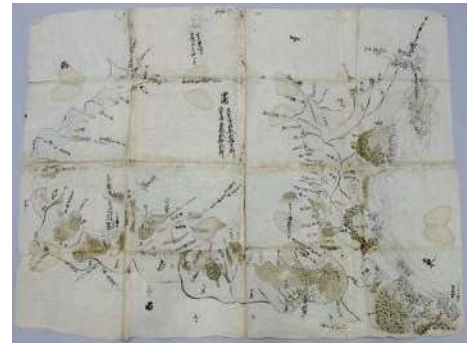


高浜のとんど

番号	名称	類型	指定等
36	堅浦(羽迫神社)のえびす像	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定
37	千怒崎のえびす像	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定
38	福聖島のえびす像	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定
39	宮本のえびす像	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定
40	福良島の弁財天	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定
41	網代島お清像	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定
42	御寅御前の墓	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定
43	保戸島四国八十八か所霊場	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定
44	落ノ浦四国八十八か所霊場	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定
45	高浜四国八十八か所霊場	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定
46	鳩浦の盆踊り(提灯踊り)	民俗文化財(無形の民俗文化財(民俗芸能))	未指定
47	景行天皇の腰掛石	民俗文化財(無形の民俗文化財(説話・伝説))	未指定
48	深良津十日えびす	民俗文化財(無形の民俗文化財(年中行事))	未指定
49	とんど焼き(刀自ヶ浦)	民俗文化財(無形の民俗文化財(年中行事))	未指定
50	高浜のとんど	民俗文化財(無形の民俗文化財(年中行事))	市指定
51	二十三夜様(久保泊)	民俗文化財(無形の民俗文化財(年中行事))	未指定
52	夜渡の火焚き(久保泊)	民俗文化財(無形の民俗文化財(年中行事))	未指定
53	観音様祭り(落ノ浦・本教寺)	民俗文化財(無形の民俗文化財(年中行事))	未指定
54	白石祭り	民俗文化財(無形の民俗文化財(年中行事))	未指定
55	保戸島加茂神社神幸祭	民俗文化財(無形の民俗文化財(年中行事))	市指定
56	魚施飯鬼	民俗文化財(無形の民俗文化財(年中行事))	未指定
57	瀬立て	民俗文化財(無形の民俗文化財(年中行事))	未指定
58	精霊流し	民俗文化財(無形の民俗文化財(年中行事))	未指定
59	長目地区霜月祭りヨドの火焚き	民俗文化財(無形の民俗文化財(年中行事))	未指定
60	保戸島遠見番所跡	記念物(遺跡)	未指定
61	佐伯藩御茶屋跡	記念物(遺跡)	未指定
62	白杵藩遠見番所跡(長目)	記念物(遺跡)	未指定
63	白杵藩台場跡(砲台)	記念物(遺跡)	未指定
64	伊崎役所跡	記念物(遺跡)	未指定
65	長目白杵藩御茶屋跡	記念物(遺跡)	未指定
66	警固屋木場役所跡	記念物(遺跡)	未指定
67	間元海峡	記念物(名勝地)	未指定
68	四浦展望台から望む豊後水道	文化的景観	未指定
69	四浦半島漁村の風景 イカの一夜干し	文化的景観	未指定
70	未来に残したい漁業漁村の歴史文化財産百選	文化的景観	未指定
71	畑地区の山頂に建つ金毘羅様から津久見湾を望む	文化的景観	未指定
72	海徳寺	由緒地(寺院)	未指定
73	本教寺	由緒地(寺院)	未指定
74	立法寺	由緒地(寺院)	未指定
75	深良津天満神社	由緒地(神社)	未指定
76	狩床愛宕神社	由緒地(神社)	未指定
77	加茂神社	由緒地(神社)	未指定
78	福聖島蛭子社	由緒地(神社)	未指定
79	保戸島石鏡神社	由緒地(堂宇・小祠)	未指定
80	日見天満神社蛭子社	由緒地(堂宇・小祠)	未指定
81	網代天満神社蛭子社	由緒地(堂宇・小祠)	未指定
82	江ノ浦天満神社蛭子社	由緒地(堂宇・小祠)	未指定
83	赤崎天満神社蛭子社	由緒地(堂宇・小祠)	未指定
84	荒代蛭子社	由緒地(堂宇・小祠)	未指定
85	鳩浦天満神社戎社	由緒地(堂宇・小祠)	未指定
86	刀自ヶ浦蛭子社	由緒地(堂宇・小祠)	未指定
87	久保泊天満神社蛭子社	由緒地(堂宇・小祠)	未指定
88	落ノ浦天満神社蛭子社	由緒地(堂宇・小祠)	未指定
89	落ノ浦公園蛭子祠	由緒地(堂宇・小祠)	未指定
90	田ノ浦恵比寿堂	由緒地(堂宇・小祠)	未指定



畑地区の山頂に建つ
金毘羅様から津久見湾を望む



鳩浦・落野浦・久保泊・深良津四浦
分絵図
佐伯市歴史資料館所蔵



上浦村組落野浦・保戸嶋間絵図
「船通り二障儿石之分文政六未年
三月口候絵図」
佐伯市歴史資料館所蔵

番号	名称	類型	指定等
91	摺木観音堂	由緒地（堂宇・小祠）	未指定
92	大元小祠	由緒地（堂宇・小祠）	未指定
93	西泊小祠	由緒地（堂宇・小祠）	未指定
94	間元天満神社蛭子社	由緒地（堂宇・小祠）	未指定
95	保戸島串ケ脇小祠	由緒地（堂宇・小祠）	未指定
96	保戸島地下のえびす祠	由緒地（堂宇・小祠）	未指定
97	釜戸菅原神社のえびす祠	由緒地（堂宇・小祠）	未指定
98	浦代のえびす祠	由緒地（堂宇・小祠）	未指定
99	羽迫神社蛭子社	由緒地（堂宇・小祠）	未指定
100	千怒崎のえびす祠	由緒地（堂宇・小祠）	未指定
101	鳩浦・落野浦・久保泊・深良津四浦分絵図	有形文化財（美術工芸品（歴史資料））	その他
102	上浦村組落野浦・保戸嶋間絵図「船通りニ障ル石之分文政六未年三月□候絵図」	有形文化財（美術工芸品（歴史資料））	その他

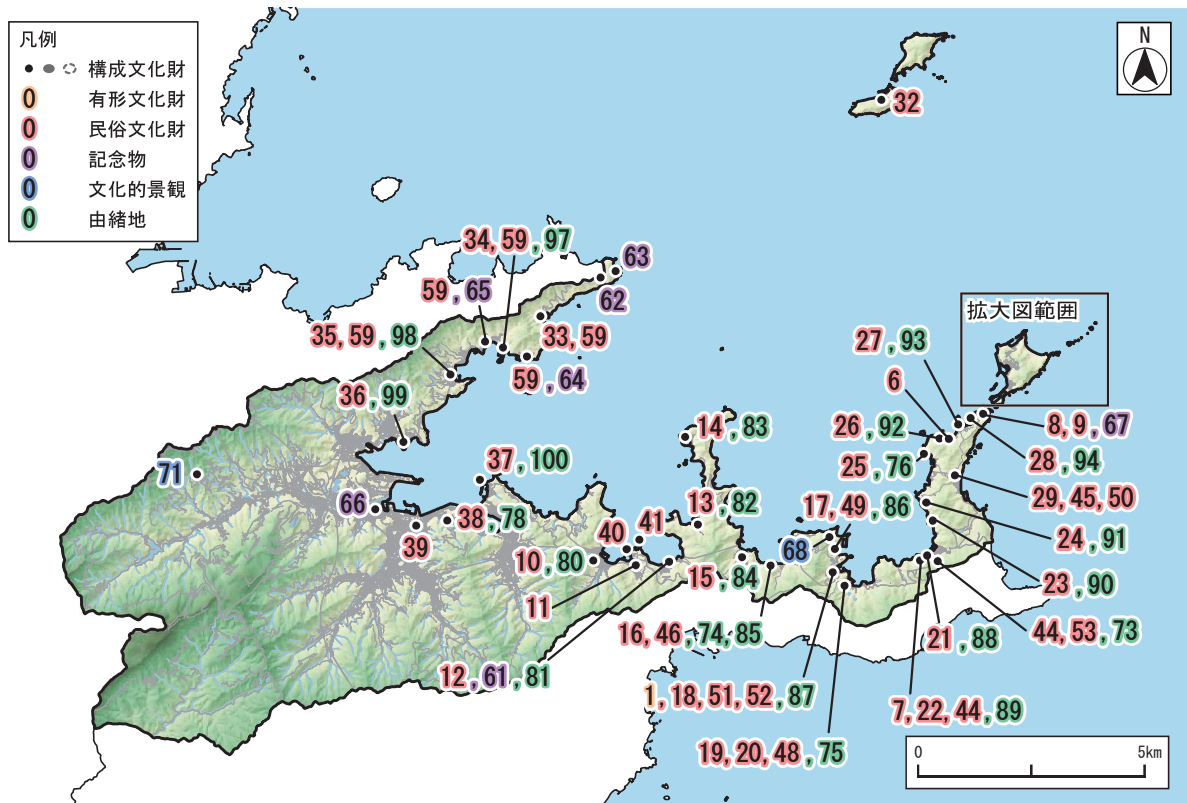


図 33 関連文化財群 5 の構成文化財分布図

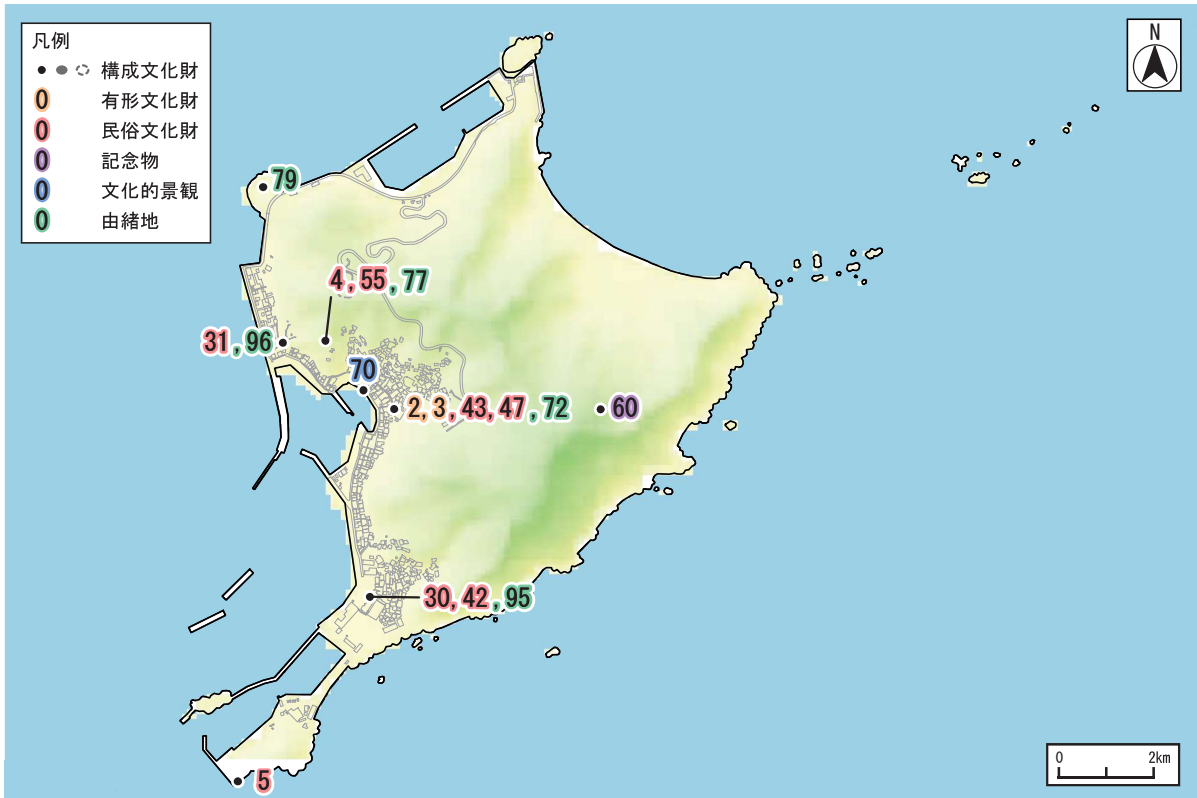


図 34 関連文化財群 5 の構成文化財分布図（拡大版）

関連文化財群 6：津久見の近代の礎を築き上げた人たちの偉業 —功碑・記念碑—

【概要】

本市には、数多くの記念碑が残っている。これらの碑文を読むと、先人の業績の恩恵に浴してきたことが分かる。さらに、こうした記念碑を通して近代の津久見の礎を築いてきた人たちの偉業を知り、本市発展の歴史の一端を知ることができる。

市内各所には、様々な功碑や顕彰碑が残っている。その多くが明治の中頃から大正、昭和にかけて建立されたもので、これらは産業・土木・治山治水・行政・教育等に功績のあった先覚者等の業績を顕彰し、後世に伝えるために建立されたものである。その数は80基余りにも及んでおり、これらの功碑や顕彰碑から現在の本市に至る近代の発展の歴史を知ることができる。

明治時代に一つの行政区としてまとまっていく中で、産業の振興とともに都市基盤の一つとして道路網等の整備が行われていった。まず挙げなければならないのが、青江地域と津久見地域を結ぶ道路（小網代通り）の開削（明治10年（1877）竣工新道）である。臼杵・佐伯藩に分かれていた江戸時代、青江—津久見間の行き来は宮野峠（標高70m）の古い道を利用していた。その道は山道で狭く険しいため難儀していたが、一本の平坦な道でつながり便利になった。当時、発展を目指した青江・津久見村両村にとって一つの象徴的な出来事であった。その記念に建てられたのが新道碑（明治21年（1888）、青江地域と津久見地域を結ぶ道路開削の功労者は大野総録・角崎市郎）である。その後、角崎（現港町）の港の整備が行われた。新埠碑（明治34年（1901）、角崎港開港の功労者は加藤六兵衛）、功碑（明治38年（1905）、角崎市郎像）、功碑（大正6年（1917）、海面埋立ての功労者は麻生武吉）の3基の記念碑があり、それぞれの碑文を読むと、港の整備が現在の市街地形成の基となったことが分かる。昭和に入ると公共埋立事業が行われるようになり、警固屋地区や岩屋地区で埋め立て工事が行われ、本市の市街地や周辺地域の発展の基礎を築いていった。岩屋埋立記念碑（昭和42年（1967）、高洲町）は、こうした埋め立て工事が続けられていったことを記すものである。

本市には、土木工事の中でも道路改修碑が多く残っている。これらの改修碑から、明治26年（1893）の大友町を皮切りに、昭和7年（1932）の彦ノ内千怒越^{ちぬごえ}にかけての津久見地域で道路の改修工事が行われたことが分かる。また、青江地域では、田平（入船西町）の石灰搬出道路開通（明治20年（1887））を記念して建てられた新道壽碑（明治31年（1898））や昭和5年（1930）平岩道路竣工、昭和8年（1933）蔵富道路竣工、道尾地区で道路改修が行われた記念碑が残っており、本市の道路交通網がどのように整備されていったのかを知ることができる。

明治時代のみかんに関する記念碑も多く残っている。蜜柑元祖樹之碑（岩屋町、大正15年（1926））は片代の元祖木（樹齢600年推定・枯死）のことで、蔵富の尾崎小ミカン先祖木（樹齢約860年）とともに津久見みかんのシンボルでもあった。この片代の元祖木に関する柑橘記念碑（大正15年（1926））が赤八幡神社（宮本町）に建つ。西ノ内功績碑（明治42年（1909））、早生温州みかん普及功労者宮崎勝藏（西ノ内出身）翁之碑（年不明）等5基が知られており、この時期のみかん栽培の歴史を知ることができる。

また、本市を代表する産業として重要な位置を占める椎茸栽培に関しては、その歴史を記すものとして、長泉寺（上宮本町）前の2基の記念碑がある。椎茸栽培の由来記（昭和30年（1955））、日本特殊産椎茸栽培者発祥地、そして津久見市民会館前庭に建つ源兵衛翁の碑（昭和52年（1977））、千怒新地に源兵衛翁生誕之地（平成2年（1990））の碑がある。いずれも昭和30年代以降から近年のものである。椎茸の始源伝承の一つとして残る源兵衛（千怒村出身）伝説として語られてきた源兵衛は市民をはじめ関係者にとっては特別な思いのある存在となっている。

その他、功績碑・記念碑とは趣が異なるが、相撲取りの碑11基がある。いずれも江戸時代（天保10年（1839））から明治末（明治45年（1912））に活躍した力士の碑である。本市は戦前から相撲が盛んなまちとして知られ、戦前戦後を通じて津久見出身のプロの力士が多い。また、赤八幡神社で行われた相撲大会は多くの市民を楽しませた。こうした相撲取りの碑や市営グラウンドに残る赤八幡神社の土俵は、往時の盛況を今に伝えている。

このように石碑の碑文を読むと、先人の業績の恩恵に浴しているものが多いことが分かる。これらの記念碑を通して近代の津久見の礎を築いてきた人たちの偉業を知り、本市発展の歴史の一端を知ることができる。



角尾崎新埠頭建設之碑
新道建設之碑
角崎市郎翁頌徳碑
麻生武吉翁功碑
(港町)



道路改修碑（大友町）



千怒越道路改修記念碑



戸高倉太翁之碑
平山衛十郎翁之碑
小手川化平翁頌徳碑
小手川長十郎翁彰徳碑
小手川吉夫翁頌徳碑
道路記念碑
(千怒)



濱嵐半次郎之塔
音頭 麻生富五郎碑
大和船改造元祖麻生紋吉記念碑
(津久見浦福)



源兵衛翁生誕之地（千怒）



若花之墓
錦川豊吉塔
(大友町)



灌田碑 (地蔵町)



柑橘記念碑 (宮本町)



報恩謝徳 (日見)



彰徳碑 幸休次郎翁幸幾治君
(久保泊)



改道功劳碑
(彦ノ内)



武蔵川善吉 (之塔)
(落ノ浦)



市営グラウンドに残る
赤八幡神社の土俵 (宮本町)



赤八幡神社の土俵と
相撲大会の様子 (年代不明)

構成文化財一覧

番号	名称	類型	指定等
1	市営グラウンドに残る赤八幡神社の土俵	有形文化財 (建造物)	未指定
2	戸高倉太翁之碑	有形文化財 (石造物)	未指定
3	平山衛十郎翁之碑	有形文化財 (石造物)	未指定
4	小手川化平翁頌徳碑	有形文化財 (石造物)	未指定
5	小手川長十郎翁彰徳碑	有形文化財 (石造物)	未指定
6	小手川吉夫翁頌徳碑	有形文化財 (石造物)	未指定
7	道路記念碑	有形文化財 (石造物)	未指定
8	源兵衛翁生誕之地	有形文化財 (石造物)	未指定
9	聖徳太子祈念塔	有形文化財 (石造物)	未指定
10	源兵衛翁の碑	有形文化財 (石造物)	未指定
11	野口雨情歌碑	有形文化財 (石造物)	未指定
12	濱嵐半次郎之塔	有形文化財 (石造物)	未指定
13	音頭 麻生富五郎碑	有形文化財 (石造物)	未指定
14	大和船改造元祖麻生紋吉記念碑	有形文化財 (石造物)	未指定

番号	名称	類型	指定等
15	蜜柑元祖樹之碑	有形文化財 (石造物)	未指定
16	岩屋埋立記念碑	有形文化財 (石造物)	未指定
17	若花之墓	有形文化財 (石造物)	未指定
18	錦川豊古塔	有形文化財 (石造物)	未指定
19	慶開慶哉法師碑	有形文化財 (石造物)	未指定
20	巖義田先生胸像碑	有形文化財 (石造物)	未指定
21	宮崎実三翁頌德碑	有形文化財 (石造物)	未指定
22	西教寺兩岸石垣建設記念碑	有形文化財 (石造物)	未指定
23	道路改修碑	有形文化財 (石造物)	未指定
24	柑橋記念碑	有形文化財 (石造物)	未指定
25	長泉寺本堂再建記念碑	有形文化財 (石造物)	未指定
26	由来記	有形文化財 (石造物)	未指定
27	日本特殊産椎茸栽培業者発祥地	有形文化財 (石造物)	未指定
28	岩ヶ嶽文吉之塔	有形文化財 (石造物)	未指定
29	高尾浪住吉之塔	有形文化財 (石造物)	未指定
30	谷嵐彌四郎之塔	有形文化財 (石造物)	未指定
31	改道功碑	有形文化財 (石造物)	未指定
32	千怒越道路改修記念碑	有形文化財 (石造物)	未指定
33	改道功勞碑	有形文化財 (石造物)	未指定
34	音頭 内田為吉塔	有形文化財 (石造物)	未指定
35	音頭 中野万吉碑	有形文化財 (石造物)	未指定
36	学制頒布五十年記念碑	有形文化財 (石造物)	未指定
37	改修道路碑	有形文化財 (石造物)	未指定
38	功績碑	有形文化財 (石造物)	未指定
39	宮崎勝藏翁之碑	有形文化財 (石造物)	未指定
40	柑橋試験場新築記念碑	有形文化財 (石造物)	未指定
41	記念碑	有形文化財 (石造物)	未指定
42	八戸横断道路竣工記念碑	有形文化財 (石造物)	未指定
43	音頭師 戸沢勇吉之碑	有形文化財 (石造物)	未指定
44	新道壽碑 石灰石運搬道路開通記念	有形文化財 (石造物)	未指定
45	灌田碑	有形文化財 (石造物)	未指定
46	角尾崎新埠頭建設之碑	有形文化財 (石造物)	未指定
47	新道建設之碑	有形文化財 (石造物)	未指定
48	角崎市郎翁頌德碑	有形文化財 (石造物)	未指定
49	麻生武吉翁功碑	有形文化財 (石造物)	未指定
50	沖之石辰造之塔	有形文化財 (石造物)	未指定
51	道尾道路記念碑	有形文化財 (石造物)	未指定
52	野田箕面先生頌德碑	有形文化財 (石造物)	未指定
53	平岩道路記念碑	有形文化財 (石造物)	未指定
54	鉄之塔	有形文化財 (石造物)	未指定
55	蔵富道路記念碑	有形文化財 (石造物)	未指定
56	吉田実五郎公德碑	有形文化財 (石造物)	未指定
57	川野和一功績碑	有形文化財 (石造物)	未指定
58	古手川卯之吉翁寿碑	有形文化財 (石造物)	未指定
59	故高崎大四郎君之塔	有形文化財 (石造物)	未指定
60	故薬師寺健太郎之碑	有形文化財 (石造物)	未指定
61	薬師寺官治翁之碑	有形文化財 (石造物)	未指定
62	薬真寺翁壽碑	有形文化財 (石造物)	未指定
63	深井村長頌德碑	有形文化財 (石造物)	未指定
64	高野翁碑	有形文化財 (石造物)	未指定
65	明神岩之碑	有形文化財 (石造物)	未指定
66	報恩謝徳	有形文化財 (石造物)	未指定
67	記念碑	有形文化財 (石造物)	未指定
68	石田翁彰徳碑	有形文化財 (石造物)	未指定
69	防波堤記念碑	有形文化財 (石造物)	未指定
70	荒代防波堤建設記念碑	有形文化財 (石造物)	未指定
71	佐々木敬策翁頌德碑	有形文化財 (石造物)	未指定
72	小町川虎之介之塔	有形文化財 (石造物)	未指定
73	彰徳碑 幸休次郎翁幸幾治君	有形文化財 (石造物)	未指定
74	武蔵川善吉 (之塔)	有形文化財 (石造物)	未指定
75	関乃戸兵助之碑	有形文化財 (石造物)	未指定

番号	名称	類型	指定等
76	宮川慶應氏功績碑	有形文化財 (石造物)	未指定
77	高橋先生頌徳碑	有形文化財 (石造物)	未指定
78	松山富次翁頌徳碑	有形文化財 (石造物)	未指定
79	亀川長太郎氏頌徳碑	有形文化財 (石造物)	未指定
80	石像之碑	有形文化財 (石造物)	未指定
81	安藤庄三郎翁之碑	有形文化財 (石造物)	未指定

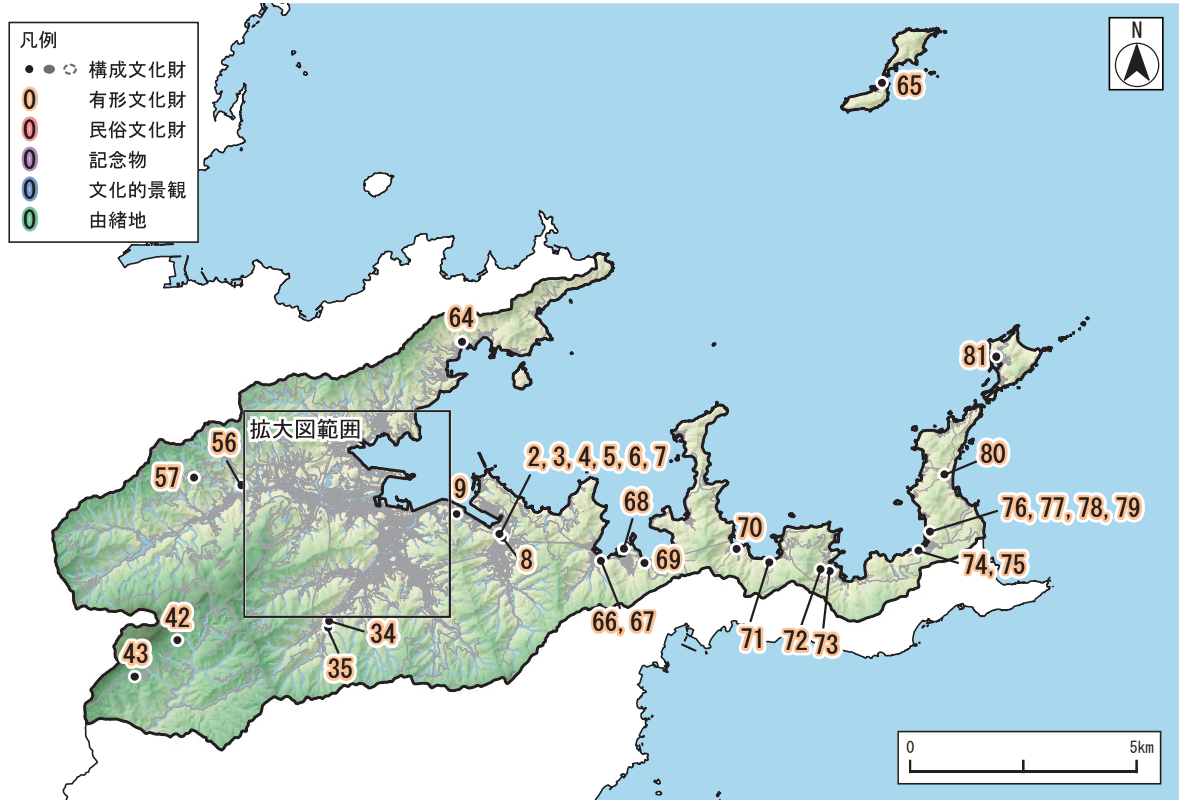


図 35 関連文化財群 6 の構成文化財分布図

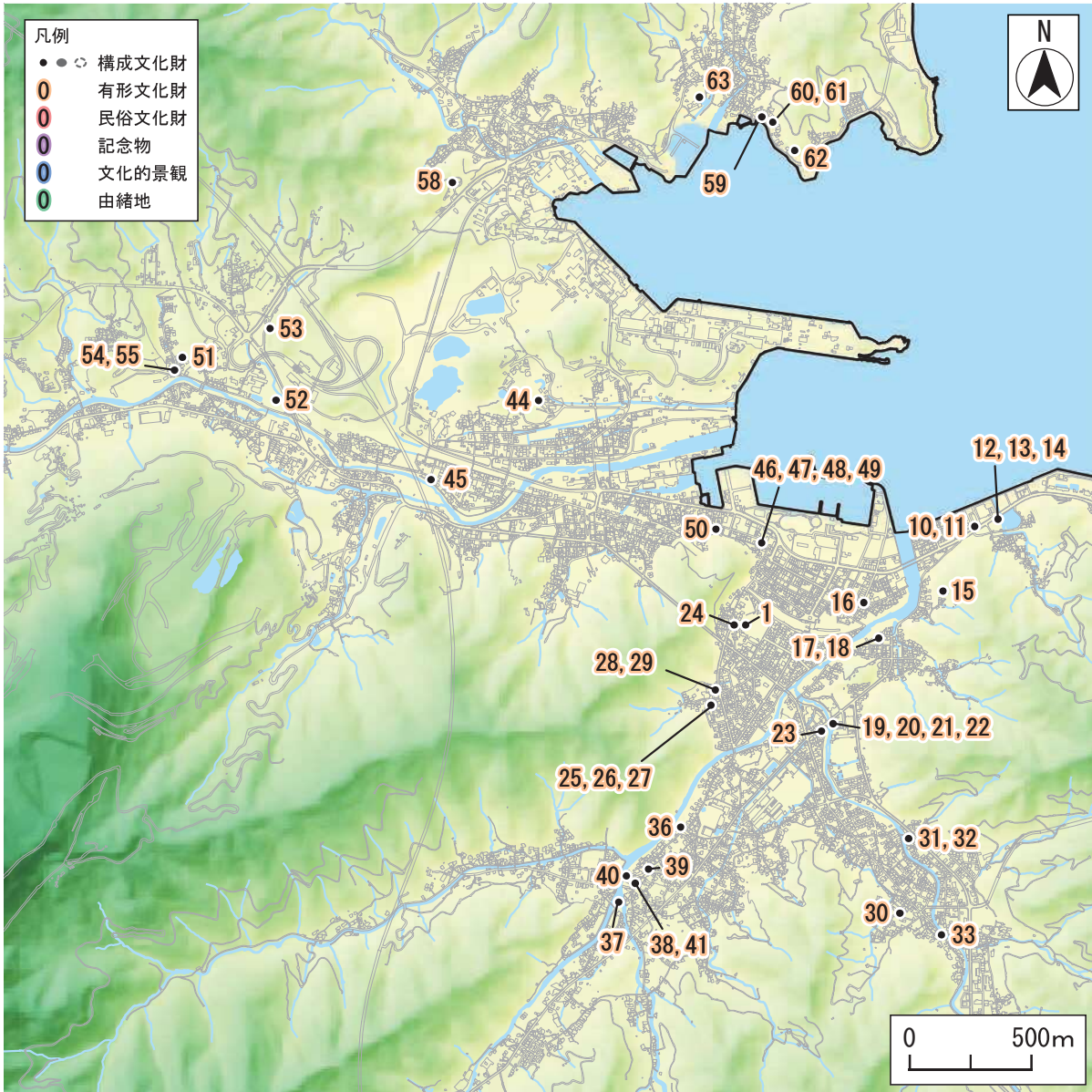


図 36 関連文化財群 6 の構成文化財分布図 (拡大版)

第2節 関連文化財群の保存・活用に関する方針と措置

前節で設定した六つの関連文化財群について、地域計画の期間中に実施する保存と活用に関する措置を記す。全体に係る措置同様に、実施期間をⅠ期（令和8年度（2026）から令和12年度（2030））、Ⅱ期（令和13年度（2031）から令和17年度（2035））と設定し、計画的に文化財の保存と活用を進める。なお、進捗状況を確認しながら、内容の見直しを適宜実施する。

事業の実施にあたっての財源としては、市費以外に文化庁の補助金、関係省庁の補助金（地域未来交付金等）、大分県の補助金のほか、財団の助成金をはじめ民間資金等の活用も積極的に図る。

関連文化財群：共通事項

課題	①関連文化財群のストーリーや構成に関する周知がなされていない。 ②関連文化財群を効果的に活用するための環境が整備されていない。											
	方針	①関連文化財群に関する情報発信に努める。 ②関連文化財群を活用するための環境整備を進める。										
No.		措置の内容	取組主体			財源			実施時期		備考	全体措置との関連
	市文		市他	民間等	市費	国・県補助金等	民間等	Ⅰ期 R8 -12	Ⅱ期 R13 -17			
共 ①-1	関連文化財群の磨き上げ 関連文化財群に関わる把握調査や調査・研究の進展に基づき、各関連文化財群のストーリーや構成文化財の見直しを行う。	◎		○	○							1 ・ 9 ・ 48 ・ 50
共 ①-2	関連文化財群についての情報発信 ホームページ等に関連文化財群のページを作成し、効果的な情報発信を行う。	◎	○ 総・商		○							17 ・ 48
共 ①-3	関連文化財群に関するガイドブック等の発行 構成文化財やモデルコースの情報を掲載したパンフレットやマップによる情報発信を行う。	◎	○ 商		○	○						13 ・ 48
共 ②-1	関連文化財群をめぐるモデルコースの設定、関係機関との連携強化、イベントの実施 モデルコースの設定と必要な環境整備（看板の設置等）を行う。	◎	○ 商		○	○						50 ・ 56
共 ②-2	関連文化財群のストーリーを題材とする展示や講座の開催 市民図書館等で企画展や講座を開催する。	◎			○	○						

※関連文化財群に特化した措置のみを記載している。

※全体措置との関連…関連する全体措置の番号を記している（第6章を参照）。

※取組主体…市文=生涯学習課、市他=市の他部局、民間等=所有者等、地域、関係団体、関係機関等 / ◎=主体、○=連携・協力、総=総務、環=環境保全、商=商工観光・定住推進、農=農林水産、ま=まちづくり、学=学校教育

※財源…市費=市の一般財源、国・県補助金等=国の補助金・交付金、県の補助金、民間等=所有者、民間資金、財団助成金等

関連文化財群 1：豊かな自然と地形が築き上げた津久見の風土

No.	措置の内容	取組主体			財源			実施時期		備考	全体措置との関連
		市文	市他	民間等	市費	国・県補助金等	民間等	I期 R8 -12	II期 R13 -17		
課題	①山地部の広大な石灰岩地帯では、江戸時代後半から石灰石の採掘が行われ、現在も続いている。そのため、人工改変により山容が変化しているが、鉱山風景を記録作成するための調査ができていない。 ②チャートが分布する四浦半島ではリアス海岸特有の地形が発達し、地質状況に作用された地形が見られ、その環境に適した植物が生育している。本市を特徴付けるこれらの地形やそこに生育する植物についての把握調査を行う必要がある。また、その成果を公開する必要がある。 ③海食洞や懸崖、島々等のリアス海岸特有の風光明媚な自然景観や、その中で形成された鉱山風景等の独自の景観があるにも関わらず、これらを目的とした来訪者が少ない。 ④崖下に位置する江ノ浦の隕石衝突痕や崖崩れのおそれのある高浜海岸の褶曲等、現地で観察ができないものがある。また、網代島の宇宙塵は微小であるため、実物の展示公開が困難である。 ⑤網代島をはじめとした本市固有の記念物について情報発信を行ってきたが、来訪者が現地を訪れるための周辺環境の整備等、地域資源として活用するための環境を整える必要がある。										
方針	①石灰石の採掘により変化する鉱山景観の調査を行い、記録作成を行う。 ②リアス海岸特有の地形とそこに生育する植物の把握調査を行い、その成果を公開する。 ③来訪者に訪れてもらえるよう本市独自の景観の活用について検討する。 ④現地での観察や実物の展示公開が困難な文化財について、デジタル技術を用いて活用する。 ⑤本市固有の記念物を、地域資源として活用するための環境整備について検討する。										
1-1	鉱山風景等の記録作成 人工改変により変化する山容をはじめとした鉱山風景について、事業者との連携のもと、定点記録等の記録作成に努める。	◎		○	○						
1-2	四浦半島を中心とした地形と植生の調査と成果の公開 四浦半島を中心に、リアス海岸特有の地形やそこに生育する植物の調査を行い、トピックス展等を通して調査の成果を適宜公開する。	◎	○環	○	○						7・11
1-3	視点場の選定・整備と一体的な活用 リアス海岸特有の風光明媚な自然景観や、風土が形成した独自の産業景観を楽しめる視点場を選定し、周辺の樹木の適切な維持管理等の周辺環境の整備に努め、点在する視点場の一体的な活用を図る。	○	◎ま・商	○	○	○					24・51
1-4	デジタル技術を用いた地質資源の活用 現地での観察や実物の展示公開が困難な文化財について、デジタルデータの公開や、VRやARといった先端技術を用いた活用方法を検討する。	◎		○	○	○					46
1-5	地域資源としての活用に向けた記念物の環境整備 庁内関係課や地域と連携して、網代島等の本市固有の記念物を地域資源として活用することを目指すため、来訪者が安全に現地を訪れるための周辺環境を整えるなど、計画的な環境整備の検討を進める。	◎	◎ま・商	○	○	○					54

※関連文化財群に特化した措置のみを記載している。

※全体措置との関連…関連する全体措置の番号を記している（第6章を参照）。

※取組主体…市文＝生涯学習課、市他＝市の他部局、民間等＝所有者等、地域、関係団体、関係機関等 / ◎＝主体、○＝連携・協力、総＝総務、環＝環境保全、商＝商工観光・定住推進、農＝農林水産、ま＝まちづくり、学＝学校教育

※財源…市費＝市の一般財源、国・県補助金等＝国の補助金・交付金、県の補助金、民間等＝所有者、民間資金、財団助成金等

関連文化財群 2：先人の知恵に学ぶ。みかん農家の人たちが残した歴史文化

一段々畑とみかん小屋

No.	措置の内容	取組主体			財源			実施時期		備考	全体措置との関連	
		市文	市他	民間等	市費	国・県補助金等	民間等	I期 R8 -12	II期 R13 -17			
	課題	①市域のうち、半島と内陸の耕地は、大半がみかん畑で占められていた。明治以降発展を続けてきた津久見みかんの栽培、採集、貯蔵、販売といった過程の中で、それぞれの変遷について一体的な調査が行われていない。 ②農業遺産の一つとして残る段々畑のみかん園の現況確認とみかん小屋等の建造物の調査を行い、写真等記録資料としてまとめ、公開していく必要がある。 ③本市の基幹産業の一つとされてきたみかん栽培は、近年の就農者の高齢化により、農家人口、耕地面積ともに減少傾向にある。また、耕作放棄地の増加等により、段々畑のみかん園も荒地となり、減少が顕著となっているため、地域の資源として景観の保全等、保存・活用に向けた取組が急がれる。										
	方針	①明治以降発展を続けてきた津久見みかんの栽培、採集、貯蔵、販売といった過程の中で、それぞれの変遷について、文化財の視点に立って一体的な調査を進める。 ②貴重な農業遺産の一つとして残る段々畑のみかん園の現況確認とみかん小屋の構造等建築史に関する調査を行い、写真等記録資料としてまとめ、その成果を公開する。 ③農家人口、耕作面積ともに減少傾向にあり、耕作放棄地の増加が進み、現状残る段々畑のみかん園とみかん小屋等を地域の資源として見直し、保存・活用に向けた取組を進める。										
2-1	津久見みかんの栽培、採集、貯蔵、販売といった過程の中で、各々の変遷について調査 津久見みかん栽培の変遷について先行調査資料を交えて一体的な調査を進める。段々畑のみかん園の把握調査等を実施する。	○	◎農	○	○							9
2-2	みかん小屋の構造と現況等の詳細調査 みかん小屋の構造と現況等の詳細調査を実施し、その成果を公開する。	◎	○	○	○							9
2-3	みかん小屋の保存整備と公開活用 段々畑とみかん小屋が一体となった保存整備と維持管理を検討し、適切な保存と公開活用を図る。	◎	○	○	○							51
2-4	津久見みかんの歴史等を学習する機会の提供 小学生を対象に「ふるさと教育」の中で、みかんの収穫体験等を行っているため、引き続き津久見みかんの歴史等学習機会を提供する。	○	◎学	○	○	○						40 ・ 41 ・ 42

※関連文化財群に特化した措置のみを記載している。
 ※全体措置との関連…関連する全体措置の番号を記している（第6章を参照）。
 ※取組主体…市文＝生涯学習課、市他＝市の他部局、民間等＝所有者等、地域、関係団体、関係機関等 / ◎＝主体、○＝連携・協力、総＝総務、環＝環境保全、商＝商工観光・定住推進、農＝農林水産、ま＝まちづくり、学＝学校教育
 ※財源…市費＝市の一般財源、国・県補助金等＝国の補助金・交付金、県の補助金、民間等＝所有者、民間資金、財団助成金等

関連文化財群3：石灰石がつくりだした歴史文化

－日本の近代化とインフラを支える津久見の石灰・セメント鉱業－

課題	①本市の代表的な鉱物資源である石灰石については、地元の関連企業に調査記録が多く残されているが、体系付けられた研究が行われていないことから、研究を進め、市民と情報共有していく必要がある。 ②本市の基幹産業である「石灰・セメント鉱業」は豊富な石灰石を原料に本市の暮らしや経済を支えてきた。こうした本市を代表する鉱物資源を教育やツーリズムを通して地域づくりに活かしていくためにも、市民をはじめ多くの来訪者に学習機会を提供することが求められる。 ③VR等を活用した疑似体験ができる仕掛けができていながらも関わらず、学校教育や観光資源としての活用が十分でない。										
方針	①本市の代表的な鉱物資源である石灰石について調査・研究を進め、価値ある資源として見直し、市民と情報共有する。 ②学校教育の充実と推進を図る取組の一つとして「地域とともにある学校づくり」を目指しており、市内関係者の協力のもと「ふるさと教育」として位置付け、鉱山見学、海事産業見学、石灰石を利用した理科実験教室等が開催されており、今後も更なる学習機会の提供を図る。 ③VR等を活用した疑似体験ができる仕掛け等を学校教育や観光資源として活用することを検討する。										
No.	措置の内容	取組主体			財源			実施時期		備考	全体措置との関連
		市文	市他	民間等	市費	国・県補助金等	民間等	I期 R8 -12	II期 R13 -17		
3-1	記録資料等の把握調査 関連企業に調査協力を依頼し、過去の化石等の出土状況をはじめ石灰石関連産業全般に関する記録資料の把握調査を実施する。	◎		○	○						7・9
3-2	企画展や関連講座の開催 過去の調査記録（写真含む）等や把握調査での成果を踏まえ、展示や関連講座を開催する。	◎			○						11・16
3-3	学習教材の作成と活用 石灰岩をはじめとする本市の鉱物資源について、楽しく学ぶことができる子ども向けのガイドブック等を作成し、配布する。	◎	○学	○	○						40・41・46
3-4	デジタル技術等を活用した石灰石の魅力発信 VR等といった先端技術を活用した疑似体験等情報提供が図られている中、関連企業との連携を図り、インターネット等を活用して石灰石の魅力を発信する。	◎	○商	○	○						17・18・46

※関連文化財群に特化した措置のみを記載している。
 ※全体措置との関連…関連する全体措置の番号を記している（第6章を参照）。
 ※取組主体…市文＝生涯学習課、市他＝市の他部局、民間等＝所有者等、地域、関係団体、関係機関等 / ◎＝主体、○＝連携・協力、総＝総務、環＝環境保全、商＝商工観光・定住推進、農＝農林水産、ま＝まちづくり、学＝学校教育
 ※財源…市費＝市の一般財源、国・県補助金等＝国の補助金・交付金、県の補助金、民間等＝所有者、民間資金、財団助成金等

関連文化財群 4：中世の津久見と大友宗麟 一宗麟の憧れた南蛮文化一

課題	①大友宗麟と津久見や、中世郷土武士団津久見衆と四浦衆の実態に関する調査・研究を進め、その成果を周知していく必要がある。 ②市域に所在する中世の山城や石造物、記録資料等の一体的な把握調査を実施していく必要がある。 ③中世の石造物は、市内全域に数多く所在することが確認されているが、その保存整備、活用に至っていない。 ④本市は、資料館建設を目的に収集・製作した南蛮資料 72 件を所蔵している。そのうち 38 件（市所蔵 36 件、太平洋セメント株式会社所蔵 2 件）を市指定有形文化財に指定した。しかし、適切に保存・管理する施設を持たないことから展示公開が難しい状況にあり、施設の確保については、財政的に厳しく、現時点では具体化に至っていない。 ⑤最新の研究の成果が公開できていないことから、インターネット等を活用するなど公開に努める必要がある。										
	方針	①大友宗麟と津久見や、中世郷土武士団津久見衆と四浦衆に関する調査・研究を進め、市民をはじめ関係者に周知する。 ②地域に所在する中世の山城等関連する遺跡や記録資料等一体的な把握調査を実施する。 ③市域に所在する中世の石造物の現状確認を行い、その保存整備、活用について検討する。 ④所蔵資料等の保存・管理や展示公開するための施設の確保に向けた検討を進める。 ⑤最新の研究成果をインターネット等で公開していく。									
No.		措置の内容	取組主体			財源			実施時期		備考
	市文		市他	民間等	市費	国・県補助金等	民間等	I 期 R8 -12	II 期 R13 -17		
4-1	大友宗麟と津久見や、中世郷土武士団の実態の調査・研究と成果の企画展や関連講座での周知 宗麟と津久見や、中世郷土武士団等について調査・研究を進め、企画展や関連講座を開催して成果を報告する。	◎		○	○						9・11・16・17
4-2	地域に所在する中世の山城や石造物、記録資料等の一体的な調査の実施 市内に所在する中世の山城等関連する遺跡や記録資料等の一体的な調査を実施する。	◎		○	○						9・11
4-3	市域に多く所在する中世の石造物の現状確認とその保存整備、活用についての検討 市域に所在する中世の石造物は数多く、現状を確認し、保存整備、活用について検討する。	◎		○	○						21・22・34・55
4-4	所蔵資料の適切な保存・管理の実施と展示公開ができる施設の確保に向けた検討 所蔵資料の適切な保存・管理、展示公開可能な施設の確保について検討する。	◎			○						14・29・30
4-5	最近の研究成果をインターネット等で情報発信 研究成果等を、インターネット等を活用して情報発信する。	◎	○ 総		○						17・46

※関連文化財群に特化した措置のみを記載している。
 ※全体措置との関連…関連する全体措置の番号を記している（第6章を参照）。
 ※取組主体…市文＝生涯学習課、市他＝市の他部局、民間等＝所有者等、地域、関係団体、関係機関等 / ◎＝主体、○＝連携・協力、総＝総務、環＝環境保全、商＝商工観光・定住推進、農＝農林水産、ま＝まちづくり、学＝学校教育
 ※財源…市費＝市の一般財源、国・県補助金等＝国の補助金・交付金、県の補助金、民間等＝所有者、民間資金、財団助成金等

関連文化財群5：豊後水道、海とともに生きる人々の営み

No.	措置の内容	取組主体			財源			実施時期		備考	全体措置との関連
		市文	市他	民間等	市費	国・県補助金等	民間等	I期 R8 -12	II期 R13 -17		
	<p>課題</p> <p>①近世の本市は、北半分が臼杵藩に、南半分が佐伯藩に分割されてきたという歴史を持つ。そのためそれぞれの藩の主要記録は、臼杵市（臼杵市文化財管理センター）・佐伯市（佐伯市歴史資料館）においてそれぞれ保管されているため調査が十分にできていない。</p> <p>②二つの藩に分かれていたことから、史料調査はそれぞれの藩に所属した市域の独自性や共通性を探るために詳細把握、調査・研究を推進する必要がある。</p> <p>③調査・研究により、それぞれの地域の歴史文化の新たな魅力の構築を行うなど、風光明媚な湾岸地域の魅力と併せて情報の収集と発信を行っていく必要がある。また、観光資源としての活用を検討する必要がある。</p> <p>④津久見湾岸地域に残る祭礼や民俗芸能の担い手と後継者の確保が難しい状況のため、それらに対する支援を行う必要がある。</p> <p>⑤近世絵図等が数多く残っているが市域についての把握調査が十分でない。</p>										
	<p>方針</p> <p>①臼杵藩史料と佐伯藩史料の継続的な調査を行う。</p> <p>②調査・研究により、近世の市域の独自性と共通性を明らかにすることで新たな魅力の発見につなげる。</p> <p>③調査・研究により、豊かな自然がもたらした歴史文化を地域の魅力として発信し、観光資源としての活用を検討する。</p> <p>④地域の祭礼や民俗芸能等、継続的な活動の展開を促す。</p> <p>⑤豊かな自然の証として残る近世の絵図等の把握調査を実施する。</p>										
5-1	<p>臼杵藩史料・佐伯藩史料の継続的な調査の実施 臼杵藩・佐伯藩史料の継続的な調査を実施する。</p>	◎		○	○						5・8・9・10
5-2	<p>臼杵藩史料・佐伯藩史料の詳細調査を実施し、独自性と共通性を探るための詳細調査と研究の推進 それぞれの藩に所属した市域の独自性と共通性を明らかにして新たな魅力の発見につなげる。</p>	◎		○	○						5・8・9・10
5-3	<p>豊かな自然がもたらした歴史文化の見直しと新たな地域の魅力の発信 引き続き、豊かな自然がもたらした歴史文化を地域の魅力として発信し、観光等へと活用する。</p>	◎	○商・ま		○						13・17・50
5-4	<p>地域の祭礼や民俗芸能等、継続的な活動の展開の推進 地域の祭礼や民俗芸能等、継続的な活動の展開を推進する。</p>	◎	○商		○	○					31・32・33
5-5	<p>近世の絵図等の把握調査の実施 豊かな自然、その証として残る近世の絵図等の把握調査を実施する。</p>	◎		○	○						5・8・9・10

※関連文化財群に特化した措置のみを記載している。
 ※全体措置との関連…関連する全体措置の番号を記している（第6章を参照）。
 ※取組主体…市文＝生涯学習課、市他＝市の他部局、民間等＝所有者等、地域、関係団体、関係機関等 / ◎＝主体、○＝連携・協力、総＝総務、環＝環境保全、商＝商工観光・定住推進、農＝農林水産、ま＝まちづくり、学＝学校教育
 ※財源…市費＝市の一般財源、国・県補助金等＝国の補助金・交付金、県の補助金、民間等＝所有者、民間資金、財団助成金等

関連文化財群 6：津久見の近代の礎を築き上げた人たちの偉業

— 功碑・記念碑 —

No.	措置の内容	取組主体			財源			実施時期		備考	全体措置との関連
		市文	市他	民間等	市費	国・県補助金等	民間等	I期 R8 -12	II期 R13 -17		
課題	①明治の中頃から大正、昭和にかけて建立された数多くの功碑・顕彰碑は産業・土木・治山治水・行政・教育等に功績のあった先覚者等の業績を顕し、後世に伝えるために残されたものであるが、内容等の確認が不十分であるため、詳細調査を実施する必要がある。 ②現在 80 基ほどが確認されているが、市街地の開発や区画整理、道路整備等のため移転を余儀なくされたものも多い。所在地一覧や各々の記念碑に刻まれた内容を記す資料等関係資料はほとんど残っていない。記念碑に刻まれた文字も摩滅し判読が難しくなるなど、保存状況も良くないものも多く、把握調査、判読作業等を実施し、記録作成の必要がある。また、作成した記録を市民に公開し、地域史の研究や教材に役立てる必要がある。 ③文化財としての位置付けや今後の保存に向けた対応が不十分である。										
方針	①功碑・顕彰碑の業績の内容等の詳細調査を実施する。 ②近代文化遺産として総合的な調査を実施し、記録資料としてまとめ市民に公開すると同時に、地域史の研究や教材として役立てる。 ③文化財としての位置付けや今後の保存に向けた対応の検討を進める。										
6-1	功碑・顕彰碑の業績内容等の詳細調査 各々の功碑・顕彰碑の業績内容等を確認する。	◎		○	○						4 ・ 8 ・ 9
6-2	近代文化遺産として総合的な調査を実施し、その成果を地域史の研究や教材として活用 近代化遺産として総合的な調査を実施し、その成果を刊行物や講座を通して市民と共有する。地域史の研究や教材としても活用する。	◎		○	○						9 ・ 41
6-3	文化財としての位置付けや今後の保存に向けた対応の検討 文化財としての位置付けや今後の保存に向けた対応を検討する。	◎	○	○	○						27 ・ 54 ・ 55

※関連文化財群に特化した措置のみを記載している。

※全体措置との関連…関連する全体措置の番号を記している（第6章を参照）。

※取組主体…市文＝生涯学習課、市他＝市の他部局、民間等＝所有者等、地域、関係団体、関係機関等 / ◎＝主体、○＝連携・協力、総＝総務、環＝環境保全、商＝商工観光・定住推進、農＝農林水産、ま＝まちづくり、学＝学校教育

※財源…市費＝市の一般財源、国・県補助金等＝国の補助金・交付金、県の補助金、民間等＝所有者、民間資金、財団助成金等

第8章 津久見市の文化財の防災・防犯に関する方針と措置

近年、甚大な被害をもたらしている線状降水帯等による集中豪雨や台風の大型化、そして、近い将来発生が予測されている南海トラフ巨大地震等、市民の不安はこれまでになく高まっている。

本市は、山地が9割と大きな割合を占め、しかも急傾斜の地域も多く所在するため、台風・集中豪雨等による土砂災害が発生しやすい地域が多く、有事の際は、文化財にも多大な被害が及ぶおそれがある。さらに火災・盗難・破壊といった人為的災害等からも文化財を守るための取組は大きな課題となっている。

第1節 文化財の防災・防犯に関する現状と課題

(1) 防災・防犯対策への取組

本市での過去の自然災害については、第1章第1節7項でふれたとおりである。平成に入って近年まで氾濫危険水位を超える出水は幾度かあったものの、大きな災害に至っていなかった。

しかし、平成29年(2017)9月17日に襲来した台風18号による豪雨の被害は甚大で、文化財にも流失等、影響が及んだ。

『津久見市地域防災計画』(令和7年(2025)3月改正)に、文化財に係る災害予防対策の概要は示されているが、平常時、発災時、復旧・復興時等の各段階に係る対応についてのマニュアルは整備できていない。

【課題】

①防災・防犯に関する取組が不十分である。

・文化財及び周辺環境の災害・犯罪等のリスクや、文化財を守る防災・防犯設備の設置が検討されていない。

②防災・防犯設備が整備できていない。

・文化財を守るための防災・防犯の施設及び設備の整備が必要であるが、市単独での財政支援が難しく整備できていない。

③被災文化財の復旧についての財源等の確保に向けた検討を進める必要がある。

④災害や犯罪の発生時等緊急時の対応について周知する必要がある。

・『津久見市地域防災計画』の見直し並びにマニュアル整備にあたっては、文化庁の「国宝・重要文化財(建造物)等の防火対策ガイドライン」、「国宝・重要文化財(美術工芸品)を保管する博物館等の防火対策ガイドライン」の内容を市民に周知し、活用を図る必要がある。

（２）平常時及び災害発生時の連携体制の構築

有事に備え、日常的な点検活動は、基本的に所有者や管理者が担うものである。本市は、平時においては、文化財担当職員が指定等文化財を中心に定期的にパトロールを実施しており、現況確認を行うなど管理保全に努めている。また、災害発生時にも同様に見回りを行い、被災状況を確認しており、文化財に異常があった場合は、速やかに県へ報告を行っている。

今後、災害等が大型化することが予想されており、有事の際の初動体制含む体制の見直し、構築が必要である。

【課題】

- ①危険箇所の早期発見や犯罪への早期対応のための対策を強化する必要がある。
 - ・所有者や管理者のほか、市文化財担当部局・文化財保護指導員、県文化財保護指導委員による見回りや点検を強化・継続する必要がある。
 - ・消防本部・消防署、警察署、地域住民と連携を図り、文化財の保護に向けた対策を行う必要がある。
- ②災害や犯罪の発生時等緊急時の連携を図るための体制づくりを行う必要がある。
 - ・緊急時の対応について、庁内関係部局や国・県との連携体制を整え、文化財の万全な保護に努める必要がある。

第2節 文化財の防災・防犯に関する方針

本市は、文化財の所有者または管理者と十分な意思疎通を図り、消防・警察等の指導・助言を得て、防災・防犯に努めることを基本としている。

所有者による日常的な点検のほか、本市や大分県でも定期的に文化財保護指導委員等による文化財パトロールを実施するなど、市と県と所有者等が情報共有しながら見守りを行っている。

災害発生時は、『津久見市地域防災計画』に基づき迅速な被害状況報告を行い、大分県や文化庁の指示を仰ぐとともに、必要に応じて独立行政法人国立文化財機構文化財防災センターに要請する。

（１）防災・防犯対策への取組

文化財の防災・防犯に係る取組を推進する。

- ①文化財及び周辺環境の災害・犯罪等のリスクの把握に努め、文化財を守る防災・防犯設備の設置について検討する。
- ②防災・防犯対策が必要な文化財については、その整備を進める。
- ③被災文化財については、各種補助金等財源の確保に努め、早急な復旧に努める。
- ④災害や犯罪の発生時等緊急時の対応について周知を図る。
 - ・『津久見市地域防災計画』の見直し並びにマニュアル整備にあたっては、文化庁の「国宝・重要文化財（建造物）等の防火対策ガイドライン」、「国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管す

る博物館等の防火対策ガイドライン」の市民への周知と活用を図る。

(2) 平常時及び災害発生時の連携体制の構築

関係機関や地域住民と連携を図り、文化財の被災・防犯のための整備体制を構築する。

- ①平常時において実施している文化財パトロールの際の点検活動を強化する。有事に向けた対応として、市の教育委員会、消防署、文化財所有者、地域住民等が連携・協力し、防災訓練等を継続的に実施する。
- ②消防・警察等の関係機関と連携した啓発活動等により、防災・防犯に対する市民の意識向上を図る。
- ③毎年1月26日の文化財防火デーに向けた取組の重要性を認識し、災害発生時の連携体制を整備するとともに、早急に防災訓練等の実施に向けた取組を図る。
- ④緊急時に対応できるよう、庁内関係部局や国・県との連携体制を強化し、体制の充実を図る。

第3節 文化財の防災・防犯に関する措置

文化財の防災・防犯の取組として、第2節の方針に基づき、次の措置を実施していく。

No.	措置の内容	取組主体			財源			実施時期		備考
		市文	市他	民間等	市費	国・県補助金等	民間等	I期 R8 -12	II期 R13 -17	
60	指定等文化財の防災・防犯リスクの把握調査 指定等文化財の現況確認調査に併せて、防災・防犯リスクを把握する。	◎	○	○	○					
61	防災・防犯設備の設置と周辺環境の整備 文化財の防災・防犯設備の設置と併せて周辺環境の整備を行う。	◎	○		○	○				
62	被災文化財の復旧工事等の実施と対応の周知 災害発生後の被災文化財の確認を行い、各種補助金等財源の確保等、復旧工事等の必要な措置を実施する。また、災害や犯罪の発生時等緊急時の対応について周知する。	◎	○		○	○				
63	日常点検と文化財パトロールの強化 定期的な防災・防犯に向けた点検の実施とパトロールの実施を強化する。	◎		○	○					
64	防災・防犯訓練、啓発活動の実施 文化財防火デーに合わせて文化財の火災防御訓練等や市民図書館等文化財公開施設での避難訓練のほか、消防・警察等の関係機関と連携した啓発活動を実施する。	◎	○	○	○					
65	文化財レスキューによる支援と体制づくり 緊急時に速やかに対応できるよう、文化財レスキューの体制づくりを行う。	◎	○		○					
66	緊急時の連絡体制の徹底 緊急時に速やかに対応できるよう、所有者及び庁内関係部局や国・県等の関係機関と連絡体制を徹底する。	◎	○	○	○					

※取組主体…市文＝生涯学習課、市他＝市の他部局、民間等＝所有者等、地域、関係団体、関係機関等 / ◎＝主体、○＝連携・協力

※財源…市費＝市の一般財源、国・県補助金等＝国の補助金・交付金、県の補助金、民間等＝所有者、民間資金、財団助成金等

第9章 津久見市の文化財の保存・活用の推進体制

地域計画を推進するため、文化財担当課である生涯学習課だけでなく、庁内関係課、所有者や管理者等の地域住民や民間団体等が取組主体として相互に連携し取組を推進していく。また、事業推進のため専門職員の確保や関係機関・団体との連携を強化し、文化財の保存・活用を行っていく。

なお、地域計画の実現に向け、事業の進捗管理と連携体制を構築するため、「津久見市文化財保存活用地域計画庁内連絡会議」を設置し、庁内関係課と調整及び情報共有を図る。

文化財の保存・活用に関わる重要事項等については、必要に応じて津久見市文化財調査委員会に諮り、事業方針等を決定していく。

国・県等の関係機関と協力体制を構築し、地域住民の参加を積極的に促していく。

令和7年（2025）8月末時点の本市の関係各課の業務内容及び関連する民間団体等は、以下に記すとおりである。

<p>津久見市文化財担当課（市文）</p> <p>【津久見市教育委員会】</p> <p>■生涯学習課</p> <p>文化財担当：職員3名（正職員・会計年度任用職員） 歴史・考古ほか1名、地質鉱物1名、専任職員1名</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化財の調査・研究、保存整備及び活用に関すること ・文化財調査委員会に関すること ・文化財の指定及び解除に関すること ・文化財の保護に関する普及啓発活動に関すること ・講習会・講演会・企画展等の開催に関すること ・文化財関係団体の育成、指導に関すること ・「津久見市文化財保存活用地域計画作成協議会」に関すること
<p>津久見市の他部局（市ほか）</p> <p>【津久見市教育委員会】</p> <p><input type="checkbox"/>管理課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育財産の管理に関すること等 <p><input type="checkbox"/>学校教育課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校教育及び学校経営の指導助言に関すること等 <p>【市長部局（関係課）】</p> <p><input type="checkbox"/>総務課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公聴広報に関する事項／地域コミュニティに関する事項／職員の人事、給与及び福利厚生に関する事項等 <p><input type="checkbox"/>経営政策課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市政の総合企画及び調整に関する事項／財政に関する事項／地域振興に関する事項／庁舎建設に関すること等 <p><input type="checkbox"/>環境保全課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境の保全及び衛生に関する事項等

<input type="checkbox"/> 健康推進課 ・保健衛生に関する事項／健康づくりに関する事項等 <input type="checkbox"/> 商工観光・定住推進課 ・観光に関する事項／定住に関する事項等 <input type="checkbox"/> 農林水産課 ・農業に関する事項／林業に関する事項／水産業に関する事項等 <input type="checkbox"/> 土木管理課 ・土木に関する事項／河川及び港湾に関する事項等 <input type="checkbox"/> まちづくり課 ・都市計画に関する事項／建築に関する事項／土地対策に関する事項等 <input type="checkbox"/> 会計財務課 ・管財、用度及び財務に関する事項／電子計算組織に関する事項等 <input type="checkbox"/> 防災危機管理室 ・防災に関する事項等 <input type="checkbox"/> 消防本部 ・火災予防の計画及び広報に関すること等
市内の関係機関
<input type="checkbox"/> 津久見市文化財調査委員会　委員 10 名以内 ・津久見市文化財保護条例第 45 条に基づいて設置。 市の区域内に存する文化財の保存及び活用に関し、教育委員会の諮問に答え、または教育委員会に意見を具申し及びこのために必要な調査・研究を行う。
民間・関係機関等（民間等）
【民間等】 《文化財所有者等》 <input type="checkbox"/> 指定文化財等の所有者・管理者 ほか 《地域住民》 <input type="checkbox"/> 市民 <input type="checkbox"/> 区長会 《市内の関係団体》 <input type="checkbox"/> 津久見史談会　　会員 約 70 名 ・津久見地域の地方史、文化、民俗等について調査・研究し、会員の教養を高め愛郷心を養い、地域社会に寄与することを目的としている。 <input type="checkbox"/> 津久見市伝統芸能等保存団体連絡協議会　　加入団体 14 団体 ・市内に残る様々な民俗芸能・伝統行事を保存・継承していくことを目的としている。 <input type="checkbox"/> 津久見市文化協会 <input type="checkbox"/> 津久見市地域女性団体連合会 <input type="checkbox"/> 津久見市盛人クラブ連合会 <input type="checkbox"/> 市内で活動する地域振興団体 <input type="checkbox"/> 津久見観光ボランティアの会 《市内の関係機関》 <input type="checkbox"/> 津久見市観光協会 <input type="checkbox"/> 津久見商工会議所 <input type="checkbox"/> 市内各企業 <input type="checkbox"/> 大分県建築士会津久見支部
【大分県や市内外の関係機関】 <input type="checkbox"/> 大分県教育庁文化課 <input type="checkbox"/> 大分県生活環境部自然保護推進室 <input type="checkbox"/> 大分県立歴史博物館 <input type="checkbox"/> 大分県立先哲史料館 <input type="checkbox"/> 大分県公文書館 <input type="checkbox"/> 大分県立埋蔵文化財センター

- 大分県立美術館
- 大分県農林水産研究指導センター農業研究部果樹グループ
- 臼杵津久見警察署
- 大分県内の市町村
- 佐伯市歴史資料館、臼杵市歴史資料館、臼杵市文化財管理センター
- 豊後大野市資料館ジオパークミュージアム
- 独立行政法人国立文化財機構文化財防災センター
- 【研究機関・大学】
- 大分大学、別府大学、日本文理大学、立命館アジア太平洋大学

※団体名・機関名等の並びは順不同

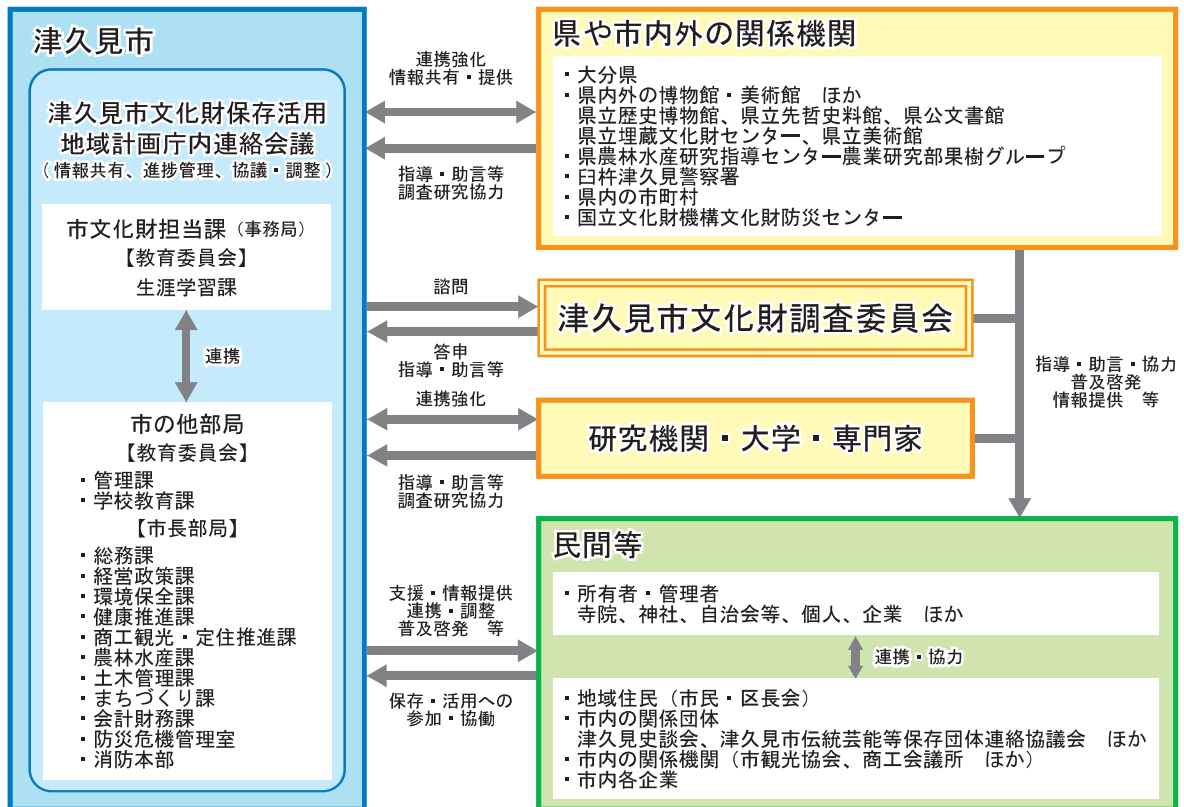


図 37 計画の連携体制図

津久見市文化財保存活用地域計画

編集：津久見市教育委員会 生涯学習課

〒 879-2431

大分県津久見市大友町 5 番 15 号

TEL : 0972-82-9528

FAX : 0972-85-0081

